

平成30年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年3月5日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
平成29年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について
- 第 4 議第 1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について
- 第 5 議第 2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について
- 第 6 議第 3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第10 議第 7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第15 議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について
- 第16 議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について

- 第18 議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について
- 第19 議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について
- 第20 議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第21 議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第22 議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第24 議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第25 議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について
- 第26 議第23号 教育長の任命について
- 第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第29 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）
- 第30 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第30まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成30年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 初めに、招集者の挨拶並びに所信表明をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

さて、我が国における少子高齢化、人口減少の進行による影響はますます深刻化が想定され、支える側の生産者人口は減少し、支えられる側が年々増加している状況であります。また、核家族化など、地域社会のあり方も変化をしております。人口減少に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、暮らしの安全の確保と未来の上牧町を見据えたまちづくりを推進していくことが重要と考えております。道路網など、交通ネットワークの形成や既存宅地地域の土地利用を高めるコミュニティーの形成機能及び主要施設へのアクセス性の強化と健全な市街地を形成することで、子育て支援や健康長寿への取り組みなど町民福祉の充実、教育環境の整備、防災対策の強化や利便性の向上など、暮らしの安心に

つながる取り組みを充実させることが可能となります。暮らしの安全の確保は誰もが幸せを感じることでできるほほ笑みあふれる和のまちづくりにつながるものと考えております。

我が国の景気は、現在、緩やかに回復してきており、今後につきましても雇用や所得環境の改善が続く中、各種施策の効果などによりこの傾向が続くことを期待しております。国におきましては、デフレ脱却に向けた経済財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、人づくり革命や生産性革命をはじめ、現下の重要な政策課題に必要な経費を盛り込んだ総額97兆7,128億円の平成30年度予算案が、去る1月22日に国会へ提出されました。平成30年度の地方財政計画では、地方交付税等の一般財源総額について平成29年度の水準を上回る額が確保されましたが、6兆1,783億円の財源不足を見込み、地方交付税の総額確保のために国の一般会計から交付税特別会計への繰り入れによる加算をはじめ、臨時財政対策債の発行などが計画をされております。

一方、本町の自主財源である町税は、微減ではありますが減少傾向にあり、歳入の根幹を地方交付税、町債などの依存財源に頼っている状況であり、今後、これらの依存財源の減少が余儀なくされ、現在実施している事業やサービス実施のための財源確保の厳しさがさらに増すことが予想をされます。今後とも、財政状況を注視しながら、上牧町人口ビジョン、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた各目標値を達成するため、さまざまな施策に積極的に取り組んでいくほか、年々増加する社会保障関係費や社会資本の老朽化などにも適切に対応をしてまいります。また、このような状況を打開するためには、現状把握や将来見通しなど計画性を持って、行政のみならず、協働と連携の言葉どおり、町民の皆様や議会の皆様とともにまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

このようなことから、平成30年度上牧町一般会計予算は持続可能な健全財政の確立、将来の町民負担軽減、町民への説明責任を基本的な考え方として、平成30年度を2年目とする第5次上牧町総合計画も踏まえ、喫緊の課題に的確に対処するとともに、幅広い世代に対して切れ目のない施策を展開するための事業などを盛り込み、総額72億2,000万円の予算を編成いたしました。予算総額は、前年度と比較し0.4%の増となっており、予算編成で生じた約4,700万円の財源不足につきましては、財政調整に活用可能な財政調整基金等の取り崩しにより対応をしております。

それでは、次に、平成30年度に取り組む主な事業等について、第5次上牧町総合計画の5つの政策体系に沿ってご説明申し上げます。

第1に、町民とともに築く安全で笑顔あふれるまちづくりの実現に向けてでございます。

健全な行政運営については、平成29年3月に策定いたしました上牧町第5次総合計画を盛り込んだ中長期財政計画、第5次総合計画前期実施計画を策定し、お示しをさせていただいたところでございます。計画に基づき、引き続き、行財政改革を積極的に推進し、真に必要な行政サービスの質と量を確保しながら、健全な行政運営を進めてまいります。また、安定した財源確保を図るため、町税や保険料など納期限後も納付の確認がとれない方に、納付の催告を行うコールセンターを活用し、収納率向上と収納額の確保に努めてまいります。

次に、協働のまちづくりの推進につきましては、私が直接町民の皆様と自由な意見交換を行うタウンミーティングをこれまで88回実施しており、町民の皆様とさまざまな地域課題等について意見交換を行ってまいりました。今後とも、こうした取り組みを通じて、町民の皆様とともに協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、情報の発信と共有につきましては、マイナンバー制度の開始に伴い、情報セキュリティの強化を施すとともに、新たな脅威に対する情報収集に努め、個人情報等の安全管理を徹底してまいります。また、コンパクトシティの北葛城郡4町が連携して移住政策に取り組む、「すむ・奈良・ほっかつ！」移住促進事業についても、引き続き取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、台風や局地的豪雨により全国各地で発生している浸水土砂災害をはじめ、いつ起こるかわからない大地震など不測の事態に備え、引き続き関係機関と連携を図りながら地域防災力の強化に努めてまいります。あわせて、高齢者や障がい者など避難行動要支援者に対する支援体制の充実や、町民に対する防災情報伝達手段の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

第2に、ともに支え合い健やかでときめきが生まれるまちづくりの実現に向けてでございます。子育て支援につきましては、人口減少、出生率低下を抑制するためには、多様化するライフスタイルに合わせた支援を実施するとともに、地域と行政の協働による教育支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制を整えることで、子どもたちには笑顔があふれ、上牧町で子どもを産み育て続けたいと思えるまちづくりを目指してまいります。今年度より、子育て支援の一元化、ワンストップサービス、妊娠から出産・育児に係る子育ての利便性を図るため、保健福祉センターにこども支援課を新設するための条例改正等を上程いたしております。

次に、地域ケア、包括の推進及び高齢者や障がい者等に対する支援につきましては、新たに策定する上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画、上牧町第7期介護保険事業計画、

高齢者保健福祉計画に基づき、各事業を展開してまいります。健康長寿の実現に向け、高齢者の社会参加を促すとともに、介護予防教室の開催等により、身近な地域での介護予防の取り組みを推進してまいります。また、障がい者を取り巻くさまざまな障壁がなくなり、全ての地域住民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを目指してまいります。

第3に、快適で住みよく自慢できるまちづくりの実現に向けてでございます。幹線道路の整備につきましては、県道につながる広域的なネットワーク構築を基本として、町内道路の安全性の向上に向けた総合的な交通体系の整備を進めてまいります。特に、服部台明星線につきましては、町道下牧高田線と県道中筋出作川合線とのバイパスとなる本路線を整備することにより、上牧交差点での交通渋滞が緩和されるとともに、主要施設へのアクセス性の強化と交通の円滑化を図ることができるものと考えておりますので、早期完成を目指し改修工事を進めてまいります。また、誰もが安全で快適に移動できる環境整備を目指し、新たに策定するバリアフリー基本構想をもとに実現できる道路環境の整備や公共交通や循環バスの充実について検討してまいります。

次に、ごみの減量化・資源化につきましては、昨年度より草木の資源化処理に取り組んでおり、今年度は有害ごみ回収リサイクルポストを設置することでごみの減量化を進めてまいります。また、山辺県北西部広域環境衛生組合の稼働に合わせごみ分別区分が変更になるため、3Rを積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるごみを減らすなど、さらなるごみの減量化・資源化を進めてまいります。

第4に、地域の魅力を生かした、にぎわいあふれるまちづくりの実現に向けてでございます。仕事と子育てを両立することができるための環境整備につきましては、放課後クラブの充実を図り、延長促進事業として民間保育所で実施している開設時間を超えた保育にも取り組んでおりますが、今後、必要に応じてさらなる検討をしてまいります。さらに、近隣市町村にあります民間施設が利用できる、病児・病後児等保育事業にも引き続き取り組んでまいります。また、民間事業者と連携して、育児の都合に合わせた柔軟な働き方を実現できるテレワークを通じて、子育て期間中の母親の就業を支援する子育てママ就業支援事業についても、引き続き支援をしてまいります。

第5に、歴史文化が息づき上牧っ子を育むまちづくりの実現に向けてでございます。教育環境の充実については、全ての小・中学校の耐震化が平成29年度末に完了いたします。子どもたちの快適な教育環境を整えるため、小・中学校の普通教室、特別教室にエアコン設置の

予算を本定例会に計上しているところでございます。教育の資質向上についても、基礎・基本の習得を徹底し、一人一人に応じた能力の伸長を図り、学習意欲の喚起や生涯にわたる学習の基盤づくりとしての学習習慣を育成してまいります。また、小学校における英語の教科化に向け、講師の増員により英語教育の一層の充実を図り、児童、生徒が英語になれ親しみ、コミュニケーション能力の向上を図ってまいります。加えて、障害等で支援を必要とする幼児、児童、生徒を援助する支援員を増員いたします。さらに、不登校やいじめなど教育現場の諸課題につきましても、スクールソーシャルワーカーや心の相談員等を配置し、関係機関とも連携しながら、きめ細かな相談体制の充実を図るための環境整備に努めてまいります。

次に、文化財につきましては、上牧久渡古墳群の公園化に向けて検討委員会を立ち上げ、進めてまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考え方と主な事業を説明させていただきましたが、それ以外にも多くの事業を計上いたしております。これら平成30年度に実施予定している全ての事業が、これからの上牧町及び町民生活にとって欠かすことのできない重要な事業であります。本定例会は、このほか専決処分、条例改正等をはじめ、平成29年度各会計補正予算案、平成30年度各会計当初予算案、教育長の任命、人権擁護委員候補者の推薦など、23議案、2諮問、1報告を提出いたしております。それぞれの案件につきましては、上程の都度ご説明を申し上げます。何とぞ慎重にご審議いただき、可決、同意賜りますよう議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明並びに招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。



◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成30年第1回定例議会の議会運営委員会を、去る3月1日午前10時より、全

委員出席により、議会運営について慎重に審議いたしました。

本定例会に付議を予定されます町長提出議案と議員提出の意見書案第1号について、予算特別委員会を設置し、本会議か各委員会付託かを審議した結果、報第1号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、議第23号 教育長の任命について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上の4議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。

議第1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について、議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について、議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）、以上の4議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について、以上の12議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について、議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について、議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について、以

上の7議案については、予算特別委員会に付託することに決しました。

会期日程につきましては、本日3月5日より3月20日までの16日間と決しました。日程の振り分けとして、本日3月5日、本会議、3月6日、文教厚生委員会、3月7日、総務建設委員会、3月8日、休会、3月9日、予算特別委員会、3月10日、11日、休会、3月12日、13日、予算特別委員会、3月14日、休会、3月15日、一般質問、質問者は遠山議員、堀内議員、牧浦議員、石丸議員の4名、3月16日、一般質問、質問者は康村議員、服部議員、長岡議員の3名、3月17日、18日、休会、3月19日、一般質問、質問者は富木議員、竹之内議員、東議員の3名、3月20日、本会議。会議は一般質問を除く全ての会議は午前10時開会とし、一般質問については、3月15日、16日、19日の午後1時からと決しました。一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻 誠一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、長岡議員、7番、富木議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（辻 誠一） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、報第1号 専決処分報告について 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第1号 専決処分報告について。

平成29年度上牧町一般会計補正予算（第7回）については、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年3月5日 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第1号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきましては、まちづくり基本条例第16条、社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織の編成を行うとの趣旨に基づき、行政組織の機構改革を行うに当たりまして、妊娠から出産・育児等に係る町民の子育ての利便性を図るため、子育て支援業務の一元化をし、児童手当、保育、幼稚園の入所措置、母子保健、児童扶養手当等の手続きができますワンストップサービスの窓口の設置、また、高齢者福祉等の手続きも同じフロアで行えるよう、事務所カウンター等の整備を行いますが、その事業の財源とする地方債の発行協議の手續上、補正予算を早期に調整する必要がございましたので、事業に係る費用を計上した上牧町一般会計補正予算（第7回）を作成し、地方自治法第179条第1項の規定により、

別紙のとおり平成30年2月15日に専決処分させていただいたものでございます。

専決処分させていただいた補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,747万5,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,853万1,000円とさせていただいております。また、第2条では、この事業が翌年度にまたがっての事業となることから、第2表で繰越明許費を明記させていただき、第3条、地方債の補正では、保健福祉センター整備事業債を限度額400万円として追加しております。

次に、予算事項別の詳細につきましては、まず、説明書の3ページ、歳入では、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金、節財政調整基金繰入金では、基金から3,347万5,000円を繰り入れとさせていただいております、繰り入れ後の基金残高は9億7,847万1,000円となっております。

次に、款町債、項町債、目民生債、節保健福祉センター整備事業債に400万円を計上しております。この事業債につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し、充当率は100%で、借り入れに係る元利償還金の70%の交付税措置が講じられます。

4ページに移りまして、歳出では、款総務費、項総務管理費、目財産管理費で、機構改革に伴う庁舎等改修工事費1,246万7,000円を計上しております。

次に、款民生費、項社会福祉費、目保健福祉センター運営費で、機構改革に伴う2000年會館改修工事及び1階トイレ改修工事2,500万8,000円を計上しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。

この件につきましては、2月14日に議員懇談会で説明いただき、資料も紙ベースでもいただきましたが、実質来年度、平成30年度の事業になってくるわけですが、4月から具体的な工事が始まりますけれども、1点お伺いしたいのは、保健福祉センターで貸館の受け付けの業務と、あと、管理ですね。特に、土、日の管理は指定管理ということで社会福祉協議会が担っておられますけれども、来年度以降の貸館の受け付けの窓口はどうなるのかということと、あと、土、日の管理体制ですね。1階にいろんなカメラ等を設置されていたと思

ますけれども、その管理の体制についてご説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、委員が申されたとおり、これにつきましては繰り越しをさせていただいておりますので、広報等にもお示しをさせていただきました。4月1日からの条例改正等もさせていただいております。

まず、1点目の受け付けの管理体制でございます。指定管理をさせていただいておりますので、今までどおり社会福祉協議会の方に指定管理のお願いになると。そちらの方でも受け付けをしていただくというふうな体制になるかなというふうに思っております。社会福祉協議会につきましては、今現状の2階の第3会議室がございます。そちらの方で事務所を設置させていただいて、そちらの方で受け付けをやっていただくというふうな形になるかなというふうに考えております。

もう1点、土、日の体制でございます。土、日の体制につきましては、今、現状におきましては土、日も開いている状況で、社会福祉協議会がいろいろな事業等をやられておるといふふうなところがございますが、保健福祉センターが子育て支援の一元化、ワンストップになった場合でございます。2月14日にも少しはお話をさせていただいたんですが、その受け付けカウンターの上にポールシャッターをつけさせていただいて、土、日は遮断してしまうというふうな形をとらせていただこうというふうには考えております。

それと、あと、モニターの部分等がございます。モニターの部分等につきましては、大きくは、トイレの関係の部分がございます。トイレのところに非常用のボタンがありますので、住民さんが来られた場合に、もしそのボタンが押された場合は、2階の社会福祉協議会の方にモニターを設置させていただいて、そちらで対応できるような体制をとっていく予定をしております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 社会福祉協議会が2階に移るわけですがけれども、そうしましたら、土、日は1階には職員さんは誰もいらっしゃらないということですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ちょっと大きな建物を開けていて、1階に誰もいないというのは、安全面も含めて、あと、いろんな問い合わせ等もあると思いますけども、土、日は貸館なので、

その辺は不便はないということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 土、日の部分につきましては個人情報等の関係もございますので、誰でも出入りできるような状況になると思います。ですから、土、日の部分につきましては、先ほど説明をさせていただきましたように、ポールシャッターをつけさせていただいて、誰も入れないような状況をとろうと考えております。今、一番心配されておるのは、社会福祉協議会が2階に上がってしまうので、住民さんが来られた場合にはわからないというふうな部分があるとは思いますが、その部分につきましては、1階のところに丁寧に説明書きをさせていただきながら、社会福祉協議会はこちらですよというふうな部分で説明をさせていただいて、進めていきたいというふうには考えております。

先ほども説明させていただいたように、トイレの部分のところが一番大きくかかわってくるのではないかなというふうには考えております。もし、トイレで何かありましたら、ブザーを押せば、すぐさま社会福祉協議会の事務所に通じるような連絡体制をとりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） お聞きをしておきますけれども、来られた方が不便のないように、また戸惑うことのないように対応をしっかりとっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかにないようですので、これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

◇

◎議第 1 号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第 4、議第 1 号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第 1 号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について。

上牧町機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例については、別紙のとおりである。

平成30年 3 月 5 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第 1 号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について説明いたします。

上牧町機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、まちづくり基本条例第16条にもうたわれております、社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織の編成を行うに当たりまして、現行の関係条例を改正するものでございます。

それでは、各条例の改正内容についてご説明いたします。

第 1 条では、上牧町部設置条例の一部改正といたしまして、所掌事務の移動として、都市環境部所掌事務第 3 条第12号、総務部所掌事務第 2 条中第12号に、町有地の管理に関することに改め、子ども支援課の新設に伴い、住民福祉部所掌事務第 4 条に、児童福祉に関すること、子育て支援に関することを新たに加えるものでございます。

次に、子育て支援のワンストップ化を図ることから、教育委員会から町長部局への事務移動に関連しました整理といたしまして、第 2 条では、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正といたしまして、別表第 1 の 9 の項中、教育委員会を町長に改めることによりまして、別表第 2 に、上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であって規則で定めるものを追加し、別表第 3 中、同要綱であって規則で定めるものを削っております。

第 3 条では、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正といたしまして、第 4 条中、上牧

町教育委員会を町長に改め、第8条中、教育委員会を削る改正を行っております。

第4条では、上牧町立上牧幼稚園預かり保育条例の一部改正といたしまして、第3条中上牧町教育委員会を削り、第6条第2項中、教育委員会を町長に改め、第9条中、教育委員会を削るに改正するものでございます。また、条文の整理といたしまして、第5条で、上牧町立文化館設置条例の一部改正といたしまして、第6条中前条を削り、町長を教育委員会に改めております。

附則では、この条例の施行日を平成30年4月1日からの施行としております。

以上が今回の条例等の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第5、議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について。

上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について説明いたします。

今回提案しております上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例につきましては、上牧町まちづくり基本条例第38条第1項及び第2項の規定に基づき設置する、上牧町まちづくり基本条例検証委員会の組織及び運営に関する必要事項を定めることを目的として、本条例を制定するものでございます。

第1条では設置理由、第2条では所掌事務について、第3条から第6条までは検証委員会の組織や委員の任期、会議について、第7条では委員の報酬及び費用弁償、第8条では検証委員会の庶務等を規定しております。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとなっております。

以上、提案理由といたしまして、この条例の制定の趣旨と条例の概略を説明させていただきました。可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第6、議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることにより、条例の一部を改正するものでございます。平成30年度から国民健康保険制度が県単位化となることにより、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金に要する費用に充当することとし、課税額の算定方法を改正するものでございます。

第2条の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について規定を整理いたしております。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第7、議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山下純司） 議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（藤岡季永子） 議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険制度が平成30年度から県単位化になることにより、条例の一部を改正するものでございます。

県の事務と市町村事務を区別する必要があるため、第1条及び第2条にそれぞれ上牧町を加え、第6条、出産育児一時金で健康保険施行令第36条の規定を勘案し、所定の改正を行うものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定の新設により、条例の一部を改正するものでございます。住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受け、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなる改正を行うものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第9、議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山下純司）** 議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（辻 誠一）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○**住民福祉部長（藤岡季永子）** 議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について説明いたします。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の公布により、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定について都道府県より市町村に移管されることにより、本条例を制定するものでございます。

本条例は、奈良県が制定されておりました条例に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の従うべき基準の改正を反映し、制定いたしております。

第1章には趣旨、定義、申請者の要件を規定、第2章、基本方針で、サービス提供を行う上での基本方針と介護と障害サービスの連携についてを規定、第3章、人員に関する基準で、介護支援専門員の員数と管理者の規定等、第4章、運営に関する基準で、医療と介護の連携の観点から入院時の情報提供について、内容及び手続の説明及び同意、サービス提供の拒否及び困難時の対応について、指定居宅介護支援の基本的及び具体的取り扱い方針を規定、第5章では基準外等居宅介護支援に関する基準を定めております。

附則。第1条で、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、第2条で、管理者に関する経過措置の規定をいたしております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（辻 誠一）** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、条例の一部を改正するものでございます。第4条で、認知症の定義についての引用部分の変更、法第5条の2を法第5条の2第1項に、介護医療院の創設により、第5条、第44条、第45条、第46条、第60条、第72条、第73条、第83条に介護医療院の追加を、第9条で、共用型認知症対策型通所介護の普及を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入所者と合わせて12人以下に見直す改正でございます。また、78条で、身体拘束等の適正化を図るため措置を講じなければならない旨の規定を第3項で追加いたしております。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、条例の一部を改正するものでございます。

目次に、第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加し、第2条7号で、共生型地域密着型サービスの定義を追加いたしております。第6条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数で、オペレーターに係る訪問介護のサービス責任者の3年以上の経験について1年以上に改め、午後6時から午前8時までの夜間、早朝のみの兼務から、日中についても利用者サービスに支障がない場合には、オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員等の兼務ができる基準の見直し、第32条、勤務体制の確保等で、夜間のみの兼務から終日の規定に変更、第39条、地域との連携等で、介護・医療連携推進会議の開催について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせ、3月に1回から6月に1回に変更。第59条の19、記録の整備では、他の地域密着型サービスの記録保存期間との整合性をとるため、サービスの

提供の日からに改正をいたしました。

次に、第5節、共生型地域密着型通所介護の基準として、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけされたことにより、今回、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとしての基準について、第59条の2の20で規定いたしております。

第59条25では、療養型通所介護事業所において、さらに地域共生型社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員数を9人以下から18人以下に、第65条で、認知症対応型通所介護について、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型老人福祉施設については、1施設当たり3人から、1ユニット当たりユニットの入所者と合わせて12人以下に改め、第130条7項1号に言語聴覚士を追加し、第3号として、介護医療院及び介護支援専門員を追加いたしました。

第151条第8、2号で、言語聴覚士の追加を、第4号として、介護医療院、栄養士または介護支援専門員を追加いたしました。

第165条の2で、緊急時等の対応について具外的な規定を、第168条、第186条の運営規程に、緊急時等における対応方法を追加し、第191条から第195条で、サービス供給量をふやし効率化を図る観点から、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所について、人員の緩和、登録定員及び利用定員、設備及び備品等についての規定を定めております。

また、第117条、第138条、第157条、第182条で、身体的拘束の適正化を図るための規定を追加いたしております。

附則で、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の病床を延床し、介護施設等へ転換する際の規定について、平成36年3月31日まで延長し、新たに人員、設備について経過措置を規定いたしております。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(辻 誠一) 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のために保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、条例の一部を改正するものでございます。

基本方針で、地域共生社会の実現に向け、介護保険と障害福祉制度の連携を図る観点から、介護保険施設を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第51条の17第1号に規定する指定特定相談支援事業者に改め、第6条で、事業者に対して利用者が複数のサービスを選択できるようサービス事業所の紹介を求めることができる旨の説明を行い、理解を得ることを規定し、医療と介護の連携の観点から、契約時に入院する必要が生じた場合には、当該入院施設に担当職員の氏名や連絡先を伝えるよう求める旨の規定を追加し、第32条、指定介護予防支援の取り扱い方針で、サービス担当者会議において利用者及びその家族の参加を基本とする規定を追加いたしました。また、担当職員が必要と認めた場合には、利用者の服薬状況、口腔機能等の情報を利用者の同意を得て、主治の医師等に提供する規定を、医療サービスを提供するに当たり、主治の医師等に意見を求めた場合には、介護予防サービス計画書を交付しなければならないと定めております。

この条例は30年4月1日から施行いたします。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第13、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山下純司） 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（藤岡季永子） 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、第7期介護保険事業計画の見直しによる介護保険料に係る保険料率の改正を行うものでございます。

第2条、保険料につきまして、第1段階、3万1,200円を3万円に、第2段階、4万3,700円を4万2,000円に、第3段階、4万6,800円を4万5,000円に、第4段階、5万6,200円を5万4,000円に、第5段階、6万2,400円を6万円に、第6段階、7万4,900円を6万9,000円に、第7段階、8万1,100円を7万2,000円に、第8段階、8万7,400円を7万8,000円に、第9段階、9万3,600円を8万4,000円に、第10段階、9万9,800円を9万円に、第11段階、10万6,100円を9万6,000円に、第12段階、11万2,300円を10万2,000円に、第13段階、11万8,600円を10万8,000円に、第14段階、12万4,800円を12万円に改めるものでございます。

保険料の基準月額といたしましては、5,200円から5,000円と200円の減となっております。

主な理由といたしましては、第6期介護保険事業計画期間におきまして、要介護認定者数が増加いたしました。保険給付費の伸び率が推計より低く推移したこと、介護予防に關す

る事業の取り組みや被保険者の健康意識の高まりと活動等で一定の効果があつたことによるもの、また、今後の保険給付費の伸び率の見込みを推計し、3年間を通じ均衡を図つたものでございます。

次に、法第202条の改正により、質問調査権について、第2号被保険者の配偶者や世帯主等の対象範囲が拡大されたことにより、第14条中、第1号被保険者を被保険者に改めるものでございます。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第14、議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について。

平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について説明いたします。

補正予算（第8回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,300万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,153万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費の追加として、6ページ、第2表に、地域防災計画策定及び業務継続計画策定事業、小学校・中学

校施設整備事業の事業名とその金額を明記しております。

第3条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加、変更として、7ページ、第3表に、小学校・中学校施設整備事業債の追加と、ごみ焼却場除却事業債の限度額の変更を明記しております。

今回の補正予算につきましては、小・中学校空調設備整備工事の実施設計が完了いたしましたので、その工事費用を計上させていただくとともに、同じく管理業務委託費などを計上させていただいております。

そのほか、年度末を迎えるに当たり、予定しておりました各種事業の執行残金の減額調整や不足額の増額調整、また、各特別会計への繰出金の調整などもこの補正で行っております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書3ページの款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金につきましては、歳出予算に係る補助金の調整でございます。なお、項国庫補助金、目教育費国庫補助金の小学校・中学校費補助金につきましては、小・中学校の空調設備整備の対象として採択をしていただきましたので、4,119万4,000円を増額計上しております。

次に、4ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目土木費県補助金につきましては、大和川流域総合治水対策事業費補助金の交付額決定のため8万円を増額計上し、減債基金に積み立てをさせていただいております。

5ページの款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金では、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を5件いただきましたので、15万6,000円増額計上しております。

同じく5ページの款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として、財政調整基金から2,849万1,000円を繰り入れております。繰り入れ後の基金残高は9億5,002万2,000円となっております。款諸収入、項雑入、目雑入、消防団員安全装備品整備等助成金につきましては、防じん眼鏡、手袋の購入費用に対する助成金13万5,000円増額計上しております。

次に、6ページの町債につきましては、歳出予算に係る各事業の補正に対応して、各事業債の増額を計上しております。なお、小学校・中学校施設整備債は各小・中学校の空調設備整備工事の財源とするため、追加の予算計上でございます。

次に、歳出につきましては、7ページ、款総務費、項総務管理費、目財産管理費の建物補償金残額につきましては、上牧町土地開発公社から引き継ぎました小集落地区改良事業関連の建物保障費につきまして、現在まで進展なく時間を要しそのままとなっておりますが、

ようやく契約を履行していただくことになりましたので、3,778万8,000円補正計上させていただきます。

同じく7ページ、款民生費、項社会福祉費、目障害福祉費の自立支援医療につきましては、受給者人数の減少により1,600万円減額し、また、自立支援給付費につきましては、居宅介護・重度訪問介護・生活介護就労継続支援が増加したことにより、給付費を増額計上させていただきます。

9ページに移りまして、款教育費、項小学校費、目小学校管理費で、小学校空調設備整備工事管理業務委託料334万2,000円、小学校空調設備整備工事費1億8,157万5,000円、ガス管延伸工事負担金321万5,000円増額計上し、同じく項中学校費、目中学校管理費で、中学校空調設備整備工事管理業務委託料236万1,000円、中学校空調設備整備工事費1億2,850万円で、空調設備に係る費用といたしまして、合計で3億1,899万3,000円増額計上しております。

12ページの款諸支出金、項特別会計繰出金につきましては、下水道事業特別会計で29万4,000円、介護保険特別会計で4,918万4,000円、それぞれ繰出金を減額として計上しております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第15、議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について。

平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,470万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,627万5,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金と款6県支出金、項1県負担金の高額共同事業負担金で、それぞれ492万5,000円の減額、款7共同事業交付金で6,431万5,000円を減額計上いたしました。これにつきましては、歳出の5ページ、款7共同事業拠出金で、拠出金の確定によります6,470万8,000円の減額によるものでございます。

次に、4ページ、款9繰入金、項2財政調整基金繰入金で、財源調整によります945万7,000円を計上いたしました。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第16、議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億278万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書の3ページ、歳入の一般会計繰入金から29万4,000円を減額しております。また、歳出につきましては、説明書4ページ、下水道総務費27万3,000円を増額、公共下水道事業費から56万7,000円を減額しています。執行残金の調整でございます。

以上です。ご審議の上、議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第17、議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億2,835万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,612万7,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者

保険料で3,817万6,000円の減額。款3国庫支出金、項1国庫負担金介護給付費負担金で7,739万円の減額、項2国庫補助金調整交付金で688万7,000円の減額、款4支払基金交付金介護給付費交付金で1億834万6,000円の減額、4ページ、款5県支出金、項1県負担金、介護給付費負担金で4,836万9,000円の減額、款7繰入金、一般会計繰入金で4,918万4,000円の減額をいたしております。これにつきましては、歳出の5ページ、款2保険給付費の減少に伴います介護サービス等諸費3億6,000万円と介護予防サービス等諸費の2,715万円の減額によるものでございます。

次に、7ページ、款4基金積立金、介護給付費準備基金積立金で、事業に係る調整分5,946万3,000円を積立金として計上いたしました。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第18、議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について。

平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について説明いたします。

補正予算書1ページ、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入第1款水道事業収益既決予算額5億299万6,000円に3,125万円を増額し、予算額の合計を5億3,424万6,000円とするものです。内容につきましては、給水収益の増加によるものでございます。

また、支出第1款水道事業費用既決予算額4億6,542万2,000円に1,762万3,000円を増額し、予算額の合計を4億8,304万5,000円とするものでございます。

増額の内容につきましては、配水量の増加に伴う奈良県営水道からの源水購入分でございます。

次に、補正予算書2ページ、第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入第1款資本的収入既決予算額1,000円に465万3,000円を増額し、予算額の合計を465万4,000円とするものでございます。

増額の内容につきましては、水道管引き込みによります施設負担金及び給水分負担金の納入によるものでございます。

また、支出第1款資本的支出既決予算額7,050万円から1,104万3,000円を減額し、予算額の合計を5,945万7,000円とするものでございます。

減額の内容につきましては、配水管布設費等の執行残金の調整によるものでございます。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第19、議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について。

平成30年度上牧町一般会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について説明いたします。

平成30年度の上牧町の一般会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,061万2,000円と定めております。前年度対比プラス0.4%、金額では

2,560万4,000円の増となっております。

第2条の債務負担行為につきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を8ページ、第2表で明記しております。

第3条の地方債につきましては、起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を9ページ、第3表で明記しております。借入限度額の総額といたしましては、5億9,060万円と定めております。

第4条では、一時借入金の借入最高額を20億円と定め、第5条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、平成30年度上牧町一般会計予算に計上させていただいている主なものにつきまして、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、町税が21億2,748万2,000円で、前年度対比マイナス0.2%、金額にして334万円の減額となっております。地方消費税交付金は3億3,990万5,000円で、前年度対比プラス14.5%、金額にして4,315万4,000円増額となっております。地方交付税は23億8,900万円で、前年度対比マイナス0.2%、金額にして544万5,000円の減額となっております。使用料及び手数料は1億9,768万3,000円で、前年度対比プラス0.9%、金額にして177万7,000円の増額となっております。国庫支出金は7億2,177万4,000円で、前年度対比マイナス2.4%、金額にして1,742万9,000円減額となっております。県支出金は4億8,680万7,000円で、前年対比プラス7.3%、金額にして3,317万4,000円の増額となっております。繰入金は4,856万6,000円で、前年度対比マイナス61.1%、金額にして7,615万6,000円の減額となっております。町債は5億9,060万円で、前年度対比プラス3.1%、金額にして1,767万3,000円の増額となっております。増額となっている要因といたしましては、臨時財政対策債に借換債1億1,580万円を含んでいることによるものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費関連では、総務管理費の財産管理費で、安全安心のまちづくりといたしまして平成30年度も継続して主要交差点に防犯カメラを設置する費用296万4,000円、また、災害時に防災の拠点となる庁舎において、電力供給が遮断された場合の電源の確保をするための非常用予備発電機更新費用1,248万5,000円計上しております。

企画費では、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、上牧町まちづくり基本条例の検証を行うための委員報酬として51万5,000円、また、広域で取り組んでおります「すむ・奈良・ほっかつ！」事業移住プロジェクトに200万円を計上しております。

文化センター費工事請負費で、トイレの和式から洋式にするための改修工事、冷却ファン

交換工事、給水ユニット及び受水槽修繕工事758万7,000円で、諸費では、諸エネルギーの推進として、昨年度に引き続き自治会のLED防犯灯取りかえに対する補助金50万円を計上し、徴税費の賦課徴収費では、滞納に係る徴収強化を図るため、奈良県及び県内7市町で昨年より運営しています市町村税納税コールセンター費用として負担金60万円を計上、戸籍住民基本台帳費では、昨年4月からスタートいたしております住民票等のコンビニ交付に係る負担金70万円を計上しております。

次に、民生費関連では、社会福祉費の老人福祉費、障害福祉費で、西和7町共同により成年後見制度法人後見支援事業負担金、高齢の方、障害の方として、法人後見制度に基づき、後見事務の負担金115万1,000円を、子育て就業支援事業費では、ささゆりルームを事業拠点に昨年12月から子育てママ就業支援事業を開始し、本年度は支援事業を広げるため、民間事業者との連携により少子化対策に資する効果的な支援について構築をするための女性のキャリアアップ、社会復帰モデル構築委託料50万円を、児童福祉費の児童福祉総務費では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するための事業計画策定委託料235万4,000円を、また、昨年に引き続き病児・病後児の保育事業として48万6,000円を計上しております。出会い・結婚・子育て応援事業では、マリッジサポーター育成事業及び出会い・結婚応援事業の費用といたしまして391万3,000円計上しております。

衛生費関連では、清掃費の塵芥処理費で、可燃ごみ焼却処理を民間へ委託する運搬処理委託料1億8,954万円、災害廃棄物処理計画を策定する委託料492万5,000円を計上いたしております。農林商工業費関連では、農業費の地籍調査費で継続して実施しています地籍調査の委託料1,210万7,000円を計上し、土木費関連では、道路橋梁費で道路整備事業といたしまして、C B R調査委託料5,012万7,000円と、道路整備工事費2,659万4,000円、合わせて7,672万1,000円を計上し、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定に係る橋梁補修、耐震工事費8,684万5,000円計上しております。都市計画費の都市計画街路費では、都市計画道路整備計画策定業務委託料840万3,000円、服部台明星線事業認可変更申請業務委託料135万8,000円を計上し、都市計画費で、滝川周辺整備事業に伴う委託料3,943万1,000円、服部台明星線事業の改良工事費と用地購入費、家屋補償費を合わせて5,537万8,000円を計上しております。

消防費関連では、消防費の消防施設費で、消防車両の購入費1,663万2,000円を計上しております。

教育費関連では、教育総務費の事務局費で、特別支援を手厚く行うため臨時教員を増員する費用を計上し、外国語指導助手委託料648万円を計上しております。小学校の小学校管理費

では、タブレット等のICT機器を活用して、よりわかりやすく学習意欲の出る授業ができるための整備をするリース料として107万4,000円、中学校管理費では、上牧中学校プールろ過機、ろ過材入れかえ工事、上牧中学校体育館床補修工事、火災報知器移設工事、浄化槽水中ポンプ取りかえ工事で、合わせて907万5,000円を計上しております。社会教育費の青少年健全育成推進事業費では、学校教育の充実・活性化の学力向上の学習支援強化として実施しております、上牧町放課後塾「まきっ子塾」の事業に係る経費824万9,000円を計上させていただきます、文化財保護費では、上牧町上牧久渡古墳群の整備計画を策定するため、計画を検討する委員会の委員謝礼費15万円を、保存活用計画策定業務委託料319万円を計上し、体育施設費では、各体育館、各テニスコート等の改修工事といたしまして2,518万円を計上しております。

以上が平成30年度一般会計予算に計上させていただいた主な内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第17号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第20、議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成27年5月に持続可能な医療保険制度の安定的な運営が可能となるための国民健康保険

法等が改正され、平成30年度から県と市町村がともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされたところでございます。

それでは、主な内容について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,851万円と定めております。平成30年度の予算につきましては、前年度比マイナス21.4%、金額にいたしまして6億9,109万5,000円の減額となっております。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1国民健康保険税で4億6,094万3,000円を計上いたしました。前年度比マイナス5.4%、金額で2,622万2,000円の減額となっております。主な要因として、被保険者数の減少によるものでございます。

次に、県単位化に伴い、県の予算に編成されることにより科目を変更いたしております。款3国庫支出金が5億9,581万円の減額、また、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、保険基盤安定繰入金が廃款となっております。

款6県支出金で18億7,267万3,000円を増額いたしております。これにつきましては、歳出の保険給付費等に要する費用が県から交付の保険給付費等交付金によるものでございます。

款6繰入金で2億126万円、前年度比6.2%、1,174万7,000円を増額となっております。これにつきましては、保険基盤安定繰入金の組みかえによります増額と財源調整による財政調整基金繰入金が1億52万8,000円の減額となったことによるものでございます。

次に、2ページ、歳出でございますが、款1総務費で5,441万9,000円、前年度比7.9%、398万1,000円を増額となっております。これにつきましては、国保連合会ネットワーク負担金の計上が主なものになっております。

款2保険給付費で18億6,440万8,000円、前年度マイナス8%、金額で1億6,268万4,000円の減額となっております。一般被保険者と退職被保険者の医療費が減少したことによるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金で、県への納付金として5億8,589万6,000円を計上いたしております。

次に、県単位化に伴う予算科目の変更により、款4共同事業拠出金で6億6,900万7,000円を減額、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金と老人保健拠出金、介護納付金が廃款となっております。

款5保健事業費で、特定健康診査事業「けんしんGO!ポイント事業」、人間ドック費用助成事業等2,712万3,000円を計上、款6諸支出金、財政調整基金費へ基金の利子分として4万

8,000円の積立金を計上いたしました。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第18号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第21、議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山下純司） 議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（藤岡季永子） 議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億66万4,000円と定めております。平成30年度の予算につきましては、前年度比9.1%、金額にいたしまして2,853万3,000円の増額となっております。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1後期高齢者医療保険料で2億5,462万9,000円を計上いたしました。前年度比8.3%、金額で1,948万5,000円の増額となっております。要因といたしましては、保険料率改正と被保険者の増加によるものでございます。

款3国庫支出金で、制度改正に伴うシステム改修の補助金149万円を計上、款4繰入金で7,467万3,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、事務費繰入で1,628万3,000円、保険基盤安定繰入金で5,839万円となっております。

款6諸収入で981万2,000円を計上いたしております。特定健診に係る費用と人間ドック助

成に係る費用を広域連合より受けるものでございます。

次に、2ページ、歳出でございますが、款1総務費でシステム改修等445万円を計上いたしました。

款2後期高齢者医療広域連合納付金で3億2,634万8,000円、前年度比8.3%、金額で2,491万円の増額となっております。内容といたしまして、共通経費負担金で1,332万8,000円、保険料で2億5,463万円、基盤安定負担金で5,839万円となっております。主に保険料の増加によるものでございます。

款3保険事業費で、特定健診に係る費用と人間ドック助成費用986万6,000円を計上いたしました。

以上が当初の予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第19号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第22、議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,959万3,000円と定めております。前年度比24.5%、金額にいたしまして1億4,948万3,000円の増額となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

歳入につきましては、説明書の3ページ、下水道使用料として2億7,442万3,000円を計上いたしました。前年度当初予算に比べまして0.4%、金額にしまして130万5,000円の増額となっております。

次に、款2国庫支出金で、下水道国庫補助金が3,300万円で、前年度比3.7%、900万円の増額となっております。

続きまして、説明書の4ページ、款3繰入金で、一般会計繰入金が1億8,564万3,000円で、前年度比7.4%、1,280万4,000円の増額となっております。

続きまして、款4町債で、下水道事業債が2億6,640万円で、前年度比90.2%、1億2,640万円の増額となっております。このことにつきましては、現在の利率より低いものに見直すための借りかえにより発生するものでございます。

歳出につきましては、説明書7ページ、款1下水道事業費で、公共下水道事業費が8,558万5,000円で、前年度比17.2%、1,257万8,000円の増額となっております。これにつきましては、新たに下水道ストックマネジメント計画を策定するために委託料を計上しております。

続きまして、説明書9ページ、款2公債費で、元金が4億754万3,000円で、前年度比54.3%、1億4,355万円の増額となっております。繰上償還によるものでございます。また、利子が6,685万1,000円で、前年度比8.1%、590万円の減額となっております。これにつきましては、過年度に実施しました借換債による効果があらわれてきたものと思っております。

最後に、款3諸支出金で、償還金が1,223万3,000円で、前年度と同額としております。一般会計償還金でございます。

以上が当初予算の概要でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第20号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第23、議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山下純司）** 議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（辻 誠一）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○**都市環境部長（大東四郎）** 議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ229万2,000円と決めました。前年度予算と比較して32万6,000円、率にして12.5%の減額予算となっております。減額の主な要因は、貸付金の元利償還金の減少によるものでございます。

内容について説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、予算に関する説明書3ページ、款4諸収入、項1貸付金元利収入で227万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものといたしまして、説明書5ページ、款2公債費、項1公債費で長期の元利償還金104万7,000円を計上いたしております。

また、款3諸支出金、項1基金費で、積立金として93万3,000円を計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○**議長（辻 誠一）** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第21号の上程、説明

○**議長（辻 誠一）** 日程第24、議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山下純司）** 議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について。

平成30年度上牧町介護保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について説明いたします。

第1条第1項保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億5,353万4,000円と定めております。第2項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ737万6,000円と定めております。

第2条では、予算の流用について定めております。平成30年度の予算につきましては、前年度比マイナス14.4%、金額にいたしまして2億9,405万4,000円の減となっております。

次に、予算の概要について説明いたします。

2018年度から2020年度の計画期間であります第7期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護サービス等の給付費の見込みによる介護保険料率の引き下げ、また、包括ケアシステムを強化するため、被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策、並びに介護予防生活支援体制整備事業、在宅医療と介護の連携等の強化に向けた予算となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1保険料で4億979万5,000円を計上いたしました。前年度比マイナス7.3%、額にして3,219万8,000円の減となっております。第6期介護保険事業計画においての保険給付費の伸び率が推計より低く推移したこと、また介護予防に関する事業の取り組み等の一定の効果によるものでございます。

款3国庫支出金で3億5,086万2,000円を、款4支払基金交付金で4億5,504万9,000円を、款5県支出金で2億5,408万5,000円を計上いたしました。それぞれ歳出の保険給付費及び地域支援事業費をもとに計上いたしております。

次に、款7繰入金で2億8,354万3,000円を計上いたしております。これにつきましては一般会計からの法定繰入分の2億5,876万5,000円と介護給付費準備基金繰入金2,477万8,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出につきましては、款1総務費で3,397万3,000円、款2保険給付費で16億2,036万5,000円を計上いたしました。前年度比マイナス16.1%、額にして3億1,046万2,000円の減となっております。款3地域支援事業費で、介護予防、生活支援サービ

ス事業、一般介護、予防事業等で9,772万9,000円を計上いたしました。前年度比27.5%、額にして2,108万5,000円の増でございます。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、18ページ、歳入款1 サービス収入616万2,000円を、款3 繰入金120万9,000円を計上いたしました。19ページの歳出では、款1 サービス事業費737万4,000円を計上いたしました。これは主に介護予防プラン作成委託料と賃金でございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第22号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第25、議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について。

平成30年度上牧町水道事業会計予算については、別紙のとおりである。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書1ページ、第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数7,204戸で、前年度比1%、69戸の増。年間総配水量210万3,144立方メートルで、前年度比5.4%の増、10万7,089立方メートルの増でございます。

また、1日平均配水量5,762立方メートルで、前年度比同じく5.4%、293立方メートルの増と決めました。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款水道事業収益が5億3,930万

5,000円で、前年度比7.2%、3,630万9,000円の増、支出第1款水道事業費用が4億8,750万円で、前年度比5.7%、2,650万円の増と決めました。

また、予算書2ページ、第4条、資本的収入及び支出のうち、支出第1款資本的支出が3,750万円で、前年度比46.8%、3,300万円の減と決めました。これにつきましては、予算作成時における緊急を要する配水管の更新工事等の箇所数の減少によるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費8,120万6,000円と決めました。

以上が当初予算の概要でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第26、議第23号 教育長の任命について、これを議題といたします。
職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第23号 教育長の任命について。

平成30年4月1日付で、上牧町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 松浦教雄。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。
今中町長。

○町長（今中富夫） 説明をいたします。現教育長の松浦教雄氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き教育長として任命いたしたく提案するものでございます。

松浦氏は、皆様もご存じのとおり、これまで多くの教育現場を経験され、平成27年4月からは教育長として長年の教育現場で培った手腕を発揮していただき、上牧町の教育行政を推進していただいております。

松浦氏には、これからも上牧町の教育行政を牽引していただきたいと考え、再任の同意をお願いするものでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま同意されました松浦氏より、ご挨拶をお願い申し上げます。

○教育長（松浦教雄） まず初めに、今、議長の許可をいただき、このような機会を頂戴いたしましたこと、大変ありがたく、また光栄に思っております。

さて、3年前もこの場で挨拶をさせていただきましたように、本町の学校教育の指導方針に明記されております日本国憲法及び学校教育法を踏まえ、人間尊重の精神を養い、豊かな人間性で愛を基盤として、知力・体力・忍耐力を身につけて、正々堂々と生きる子どもの育成を目指すこと、また、学校教育の具体目標にもあります教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性を備えた町民の育成を期して推進していくことを目標に邁進していく所存でございます。

ところで、昨今、子どもを取り巻く状況は厳しく、多くの教育課題が山積しております。ただ、一人一人の生き方には、急ぐ子ども、ゆっくり行く子ども、一人一人の個性や違いがあり、その違いを許しながら、一人一人が一人一人であってよいという安定した人間関係を構築することこそ、教育の果たすべき大切な役割だと考えております。もちろん、学習面においても、子どもたち一人一人の学習到達を把握し、それを生かすことは、学習向上には欠かせることのできないものであることは言うまでもありません。このことを抜きにして点数と

いう学力だけが一人歩きをしたとしたら、その最大の犠牲者は子どもであり、保護者であります。こうした犠牲者が払拭されない限り、真の公教育、学校教育の進展は困難であります。

そんな中、本町におきましては、少しでもこの問題解決に向けての施策はないものかと熟考を重ねた結果、皆さん、ご理解をいただいております平成28年9月より実施させていただきました「まきっ子塾」の開講でございます。どれだけの効果をもたらすかはまだまだ未知数ではございますが、全国学力学習状況調査や点数をアップすることだけの目的ではなく、子どもの学習意欲の向上や学習の定着、すなわち学習の基盤をこの塾で構築できればと始めさせていただきました。子どものポテンシャル、すなわち潜在能力を大いに引き出し、学びたい、成長したい、夢をかなえたいと、知・徳・体のバランスのとれた子どもをたくさんつくっていかねばと思っております。

もちろん、私といたしましては、この3年間でどれだけのことができたかを総括しなければなりません。何ができて何ができなかったか、うまくできたのは何がよかったのか、うまくできなかったのはどこに原因があったのかを検証する必要があるかとも思っております。いずれにいたしましても、町議会議員の皆様には今後さらなるご指導、ご示唆を頂戴しながら、教育行政を進めていく所存でございますので、ひとつご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます、まずは再任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第27、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 蒲池捷義。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

蒲池捷義氏につきましては、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、本年3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き、委員に推薦いたしたく提案するものでございます。

蒲池捷義氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案どおり適任者とすることと決定いたしました。



◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第28、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 中村直美。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

西山副町長。

○副町長（西山義憲） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

今回、人権擁護委員として、中村直美氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

中村直美氏は長く小学校の教諭をされておられ、人格、見識とも高く適任でございます。

なお、中村直美氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第29 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 意見書案第1号。

2018年3月5日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 石丸典子。

賛成者 上牧町議会議員 竹之内剛、同、遠山健太郎、同、東 充洋、同、堀内英樹。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。意見書（案）の朗読で提案としたいと思います。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）。

2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択され、各国による条約への署名が始まっています。核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、歴史上初めて違法なものとなりました。この条約は、開発、実験、製造、保有、使用及び威嚇のあらゆる活動を禁止しています。日本は、1945年8月の広島と長崎への原子爆弾により、核の惨禍を体験しました。多くの被爆者と日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器のない世界につながる画期的なものです。

奈良県では、39市町村全ての首長が平和首長会議に参加しており、県議会では、2017年3月に核兵器廃絶を求める決議が全会一致で採択されました。上牧町においては、人類普遍の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、1988年、非核平和都市宣言を行っていません。

以上のことから、政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2018年3月5日、奈良県上牧町議会。

議員の皆さんにおかれましては、党派、思想信条の違いは脇に置き、賛同いただき、採択をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（辻 誠一） 日程第30、予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

平成30年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、平成30年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議がないようですので、私の方で選任させていただきます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、2番、竹之内議員、3番、遠山議員、5番、吉中議員、6番、長岡議員、9番、堀内議員、11番、東議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、ご報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時23分

○議長（辻 誠一） それでは再開いたします。



◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（辻 誠一） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に11番、東議員、副委員長に6番、長岡議員という報告でございます。



◎議第1号から議第22号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第22号及び意見書案第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 0時24分

平成30年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年3月15日（木）午後1時開議

第 1 一般質問について

3番 遠山 健太郎

9番 堀内 英樹

4番 牧浦 秀俊

1番 石丸 典子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
税務課長	松井良明	まちづくり推進課長	杉浦俊行
生き活き対策課長	高田健一	保険年金課長	寺口万佐代
教育総務課長	塩野哲也	政策調整課長補佐	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） 皆様、こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠 山 健太郎

○議長（辻 誠一） それでは、3番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（3番 遠山健太郎 登壇）

○3番（遠山健太郎） こんにちは。3番、遠山健太郎です。議長の許可をいただきましたので、通告書の内容に従い一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に少しだけお話をさせていただきたいと思います。本日午前中、上牧町立上牧中学校の第71回卒業式に出席をしましてまいりました。全125名の卒業生の皆さんが誇らしげに、また、時折大きな声で、そして、感動の涙を流しながら式に挑まれている姿はとても印象的

でした。また、同時刻に上牧第二中学校でも85名の卒業生が巣立られたというふうに聞いています。今後は、きょう卒業された中の1人でも多くの卒業生がいつまでも上牧町で過ごし、また、巣立った場合は、上牧町に戻ってきて、結婚して、子育てをしてもらいたいなど心から思いました。改めて、ご卒業本当におめでとうございませう。

それでは、質問項目に入ります。私の今回の質問は大きく2つ、1つ目、自主財源、町税、個人住民税について、そして2つ目、上牧町の住宅政策についてです。

では、1つ目、自主財源、町税、個人住民税について、今後、上牧町では人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少により自主財源である町税、その中でも個人住民税の減収が予測されます。

(1) 将来的な個人住民税の増減予測、その根拠について伺います。

(2) ふるさと納税について下記の点を伺います。

①上牧町としてのふるさと納税に対する考え方は。

②上牧町でのふるさと納税の現状は。

③上牧町でのふるさと納税について。高額返礼品に頼らない、政策に対して寄附を募るなど、上牧町独自のふるさと納税制度について提案をします。

(3) 個人住民税の安定的確保には生産年齢世代、特に若者世代の転入政策が最も有効と考えます。町の見解を伺います。

大きい項目の2つ目、上牧町の住宅政策について。若者世代の人口流入を図るためのハード事業として、住宅政策は必須の課題と考えます。

(1) 上牧町空き家等対策計画について。上牧町では平成29年3月に上牧町空き家等対策計画を策定しました。同計画に示す下記の点を伺います。

①対象とする空き家等の種類と上牧町の考え方は。

②同計画に示す具体的な空き家対策とは何か。第5次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、「すむ・奈良・ほっかつ」事業との関連性、北葛城郡内の町の計画との関連性も伺います。

(2) 空き家対策の体制整備について。上牧町空き家等対策計画には「専門的な相談も含め、幅広い相談内容に迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備しています」とあります。上牧町で整備されている空き家対策の体制について伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきますので、随時答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、最初の質問、将来的な個人住民税の増減予測、その根拠についてから順次答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 大きな項目の1つ目でございます。

本町におきましては、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んだ施策を重点的かつ戦略的に展開することにより、上牧町人口ビジョンに示させていただきました総合戦略の計画期間中における人口の2万2,500人の維持をすることとしております。本町の現状においては、転入と転出の社会増減がほぼ均衡しているものの、平成29年度12月までの数値では55人の増加をしております。また、少子高齢化の進展と自然減少による人口減少が想定され、総合戦略、総合計画に掲げた施策を推進することで、当該人口減少に歯どめをかける施策を講じております。このような状況のもと、生産年齢人口も緩やかには減少することから、個人住民税につきましても、微減であります但し推移しているとの予想でございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、生産年齢人口のお話をさせていただきましたので、町税の中でも個人住民税の増減については、15歳から64歳と言われております生産年齢人口の増減が密接に関係してきます。ここで、2年前の平成28年3月に策定された上牧町人口ビジョンにある上牧町の生産年齢人口の平成26年から平成37年までの10年間の推計値を見たいと思います。人口ビジョンの資料の41ページなんですけど、生産年齢人口の推計値が記されています。これによると、平成26年から平成37年までの10年間で、正確には12年間なんですけど、生産年齢人口が1万3,854人から1万1,070人、実に2,800人、率にして20%以上も減少することが予想されています。

そして、実はもう1つ資料がこの中にありまして、44ページ、先ほど部長が言われました2万2,500人を維持することを目標とするその将来展望に基づく数値がありまして、こちらによりますと、同じ平成26年から37年までの12年間の生産年齢人口の減少数は1万3,854人から1万2,261人、減少数が1,200人、率にして10%の減少。何が言いたいかということ、平成37年、このころはもう平成ではないと思いますが、今から7年後の数値でも基本施策を講じる場合と講じない場合で減少数が2,800人と1,200人、幅が1,600人、率にして10%以上も幅があります。これは大変大きな数字であると思います。

先日の第3回だったと思います財政問題特別委員会の中で、この策定している中長期財政

計画にある町税収入について、どちらの推計値を採用しているのかと質問をさせていただいたんですが、その数値はこの総合戦略でうたう基本施策を展開したことを想定しての推計値、つまり、この44ページに示す減少幅が最も少ない推計値だということでした。この点、いま一度間違いがないか、確認をさせていただきますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その前に少しだけでございますが、上牧町の今、人口の部分のお話をさせていただきたいとは考えております。

先ほども少し、55人の増というお話をさせていただきました。平成26年度の社会増減の部分でございます。これは実績に基づいた数字でございます。社会増減につきましては、平成26年度では、転入が767名で転出は827名。それと、自然増減の部分につきましては、出生が115名で死亡が285名と。自然増減の部分でいきますと170名の減になっておると。トータル的にいきましたら、人口増減がこの時点では230名の増となっております。それも27年度でいきますと、社会増減の転入が814名で、転出が821名。社会増減でいきますとマイナスの7名。自然増減でいきますと、出生が95名で死亡が319名。自然増減でいきましたらマイナスの224名。この部分につきましては、出生が少なく死亡される方が多いというふうな状況になっております。

それで、全体的に人口増減では231名のマイナスというふうな形で、それで、28年度におきましては、社会増減につきましては28名の増加で、29年度におきましては、先ほどお話させていただきました55名の増加というふうな形になっておりますが、やはり、自然増減でいきますと、出生率がいまだまだ低く、死亡される方が多いような状況でございます。

今、議員がおっしゃりました人口ビジョンでいきますと、そのような数字になっておりますが、町といたしましても、子育て世代等々の部分の転入等を促すに当たりましていろいろな施策をやっておるわけですが、そういうふうな部分も含めさせていただいて、町税の部分につきましては横ばい、あるいは微減でございますが、そのような程度で見込んでいる状況でございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） よくわかりました。細かい数字まで調べていただいて感謝をします。

自然増減と社会増減、お話がありましたけれども、やはり、自然増減につきましては、福祉課を主体とした子育て支援であるとか病後児保育、あとは不妊治療、不育治療、そのあたりで努力をさせていただいている。あとは、やはり社会的な増減ですね。このあたりをもうちょ

つと施策を使って、ふえるような形を進めていっていただきたいということで理解をしました。

では、もう早速次に行きたいなと思うんですが、2つ目です。ふるさと納税についてなんですけれども、①上牧町としてのふるさと納税に対する考え方、こちらについて答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 大きな項目の2つ目の①でございます。ふるさと納税に対する考え方でございます。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月からスタートし、市町村でも順次始まりました。本町におきましては、平成20年11月から上牧町寄附によるまちづくり条例、ふるさと納税を施行し、現在に至っているところでございます。

ご質問のふるさと納税に対する考え方につきましては、本来のふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとに応援したいというスタート時の狙いがあります。ふるさとには、生まれ故郷と自分が選んだ応援したいふるさとの2つがあることから、現在加熱しております返礼品競争により寄附本来の姿を失っていることから、特産品や返礼品は町としては考えておりません。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 上牧町としては考えていないと。このあたりにつきましては、町長もいろんなところで答弁していただいています。全くぶれていなくて、私は、それについては地方税制度の考え方からも大いに賛成をしているところです。

では、②なんですけども、上牧町でのふるさと納税の現状、今どうなっているか教えてくださいいただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ふるさと納税の現状でございます。平成29年度末ふるさと納税の残高でございます。この部分につきましては125万2,019円の現在高になっております。この部分におきましては、ふるさとへの思いに応える事業、条例等に掲載させていただいている部分なんですけども、それと、未来を担う子どもたちを育成する事業、公共施設の震災対策事業、文化・教育の振興事業、住民自治の醸成及びコミュニティーの推進事業、その他町長が必要と認めた事業にこのふるさと納税を活用させていただいております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番(遠山健太郎) 上牧町のホームページにもふるさと納税に関するページがありまして、今、部長が言われました6つの事業が掲示をされていまして、ここに寄附をお願いしますという形で掲載がされています。125万円の残高があると。125万、僕は小さいとは思っていないので、ああ、そのぐらいしっかりたまっているんだなと思うんですが、ちょっと発想を変えてなんですけれども、逆にふるさと納税によって、住民の方が本来上牧町に納めるべき町税が外に出てしまっている可能性もやはりあると思うんですが、そのあたりの税額の把握というのは実際できるものなのか。できていたら教えていただきたいんですが。

○議長(辻 誠一) 総務部長。

○総務部長(阪本正人) ふるさと納税の税額でございます。平成28年度中でいきますと、29年度課税におけるふるさと納税に係る寄附金の税額控除につきましては、寄附された人は391人おられます。寄附金額につきましては、3,242万6,000円となっております。控除額が1,463万5,000円、この部分が大きなウエートを占めているとは考えております。それと、28年度課税におきましてでございますが、この部分につきましては、寄附された人は248人、寄附金額につきましては2,058万7,000円、控除額が918万3,000円となっております。

以上のような状況でございます。

○議長(辻 誠一) 遠山議員。

○3番(遠山健太郎) 今、お話を聞いただけでも、29年度が控除額で1,600万で、28年度が900万の本来上牧町に入るべきといたしますが外に出てしまったと。寄附額でいったら3,200万と2,000万、これ、かなり大きな数字だなというふうに思います。

そのことを受けまして③なんです。上牧町でのふるさと納税対策についてですが、ここで私、先ほどありました、ふるさと納税により住民税が流出するのを防ぐ対策、そして、ふるさと納税をしてもらえるような対策、2つを提案したいと思います。

参考になる先進事例として、東京都なんですけど、東京都にある杉並区の取り組みを少し紹介をしたいと思います。今回の紹介に当たって、杉並区の担当者の方からは事前に承諾をいただいています。話、少しそれるんですが、私がこの東京都の杉並区の担当者の方から話を伺ったのが2月の21日なんですけど、ちょうどその日に今中町長が会長を務める奈良県の町村会とお話を伺った杉並区が属する東京23区の特別区長会とが連携協定を締結されました。産業や観光分野など多面的に連携協力をする連携協定を締結されたその日に、たまたま私、杉並区の話を知っていたんですが、東京都の23区の杉並区の話なので、地域性も違いますし、全く関係ないから参考にならないと思わないで、ぜひ参考にできるものは参考にしてもらい

たいというふうに思います。

実は東京都23区全体で、平成29年度課税分のふるさと納税額で区民税の流出額が何と232億円だったと。上牧町全体の財政規模が約70億円少しなので、約3倍のものが出てしまった。その中でも杉並区は23区の中で第3位の約14億円、上牧町の30年度の個人並びに法人住民税の総額予測が約10億円なので、その1.4倍もの税金がふるさと納税によって流出、つまり、ほかの自治体に寄附をされてしまったと。

杉並区の田中良区長という方なんですけども、この田中区長は今中町長と考え方が全く同じで、高額返礼品を提供するふるさと納税には否定的だということをはっきり表明されていたんですが、杉並区としてもこの流出する区民税に黙って手をこまねているのもどうかという議論になって、区内で検討の結果、ふるさと納税の流出対策を講じました。まず、ふるさと納税により住民税が流出していますという注意喚起のチラシを作成しています。これは原本です。「ふるさと納税で住民税が流出しています」というとても印象的なチラシです。そして、見ていただくとわかるんですが、ホームページに区の考え方である、高額返礼品を提供するふるさと納税の制度は地方税法に抜本的にかかわる重大な問題だという否定的な考え方をしっかり明記をして、逆に今度、寄附の使い方として4つの基金、あるいは具体的な政策、文化財の保存とかそういうことを示して、そこに寄附をお願いしますと。政策に対して寄附をお願いしますということを採用しています。担当者の方によると、出ていったものに比べては少ないかもしれないんですがということで、昨年度には約130件、額にして450万円の寄附がそこから集まったという話を聞きました。

上牧町は今、進行中の政策、プロジェクトの中でも目玉と言える政策がたくさんあります。子育て就業支援事業に婚活プロジェクト、放課後塾「まきっ子塾」事業。ピンポイントにそういう事業を紹介して寄附を募る。そういった高額返礼品に頼らない寄附を募る方法などもぜひ検討していただきたいとここで提案をしたいと思うんですが、部長、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 以前、富木議員だったと思うんですが、このふるさと納税についてのご質問等もありました。そのときに、今は副町長でございますが、ご回答させていただいておるのが、先ほど、条例に載っております6つの提案がございます。その部分につきましての政策提言といたしまして、そういうふうな部分を掲げ、ふるさと納税による寄附をお願いしているところではございますが、今のところ、各提言について具体的な施策まで発信できない状況でございます。今後は、本町の考え方に賛同し、ふるさと納税をしていただける

ような施策を立案して、情報の発信をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） これは提案なので、ぜひお願いしたいと。ちなみに、隣の王寺町もふるさと寄附金、ここは雪丸という強いキャラクターがいるので返礼品ができるんですけど、ここに「人気の海の幸、山の幸にもう手も足も出ないだなんて言わせない」って書いてあるんですね。要は、海の幸とか山の幸に負けない、だから、寄附金やめてという喚起チラシなんですけども、こういうものも上牧町ではぜひ考えていただきたいなど。というのは、去る2月17日に開催された第7回の私たち議会でやりました議会報告会でも住民の方から、本当に同じような内容の提案がありましたので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、次に行きます。（3）個人住民税の安定的確保には生産年齢世代、特に若者世代の転入政策が最も有効と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 町としても若者世代の転入が個人住民税の安定的確保に必要と考えているところでございます。本町は、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略を制定し、町の人口減少への対策に取り組んでおり、生産年齢世代、若者世代の転入施策として、同総合戦略の基本目標1で「教育・子育て環境を整え、プライベートと仕事の両立を支援する」をもとに多様な施策を実施しているところでございます。具体的には婚活イベントや子育てママ就業支援事業、上牧町放課後塾「まきっ子塾」、上牧町療育支援事業「ほほ笑み教室」、病児・病後児保育事業など、教育や子育て環境を整えるさまざまな取り組みを実施しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、理事の方から答弁をいただきましたとおり、やはり、町でもこの転入政策、特に生産年齢世代の流入が個人住民税の安定的確保には有効だということは認識をされていると。そういう中で子育て支援、まきっ子塾、病後児保育、いろいろなことをしているということがありました。今、聞きましたその政策は、私、どちらかというソフト事業だと思っています。そういう意味で今の答弁を踏まえまして、次の大きな項目に移りたいと思います。

上牧町の住宅政策についてです。若者世代の人口流入を図るため、今、ソフト事業の話がありました。ハード部分の事業として住宅政策は必須の課題であると考えます。そして、先ほど理事言われましたけれども、上牧町、子育て支援についてはさまざまな上牧町独自の

施策を打ち出している中で、残念ながらこちらのハード面の施策が少しおくれをとっている
と私の中で感じています。

そこで、まず（１）上牧町空き家等対策計画について。上牧町では平成29年3月に上牧町
空き家等対策計画を策定しました。

まず、①この計画で対象としている空き家等の種類について、答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） まず、本町におけます住宅事情でございますが、人口増加によ
る住宅都市化に伴い、増加をし続けてまいりました。しかし、近年の少子高齢化、核家族化
により、防災、防犯、衛生などさまざまな面で影響を与えている可能性のある空き家等が見
られます。さらに、高齢単身世帯の増加、適切に管理されない空き家等もあることなど、空
き家対策が急務となっております。本町におきまして、空家対策の推進に関する特別措置法
が全面施行されたことを契機としまして、良好な住環境の創出や定住促進を図るために、空
き家等に関する適正な管理促進及び利活用を総合的に実施するため、上牧町空き家等対策計
画を策定したところでございます。

その中で、1番目の質問であります対象とする空き家の種類ということでございますが、
年間を通じまして建築物等の使用実績がない建物を空き家等としております。なお、使用実
績の有無につきましては、水道の利用実績と自治会へのアンケートなどによりましてヒアリン
グ等により確認を行っておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 部長が言われました前段部分の法律が整備をされて、空き家に対して
取り組む、そういう意味でのこの対策計画をつくられたということは、よく理解をしていま
す。対象とする空き家の種類なんですが、この対策計画の43ページに「対象とする空き家等
の種類」というのがありまして、先ほど部長が言われました法に規定されている空き家です
ね。「建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが
常態」云々というのが法律に定められた空き家なんですけども、この対策計画に該当する対
象とする空き家は、その法に規定されている空き家のうち「近隣の住民の生活に悪影響を及
ぼしているものと認められるものとします」とあります。つまり、この対策計画では、法に
定められた空き家の定義からさらに対象を絞り込んで、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼし
ていると認められるものに絞った計画であるということ間違いはないですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 空き家の対策計画としましては、それ以外にも利活用の部分も検討するようになっております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、ここの43ページ、もうそのまま括弧書きを除いて読みますと、「対策の対象とする空き家等の種類は、法第2条で規定されている空き家等のうち、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められるものとしします」と書いてあるんです。これだけを読むと、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められる空き家が今回の対策計画であるということだと思んですが、僕は、後から話しますが、これじゃ足りないと思っています。今、部長が言われました利活用に関する対策計画も盛らなきゃいけないのに、これ、対象を狭めているということがあるので、ここは今後、見直しが必要ではないのかなと思んですが、そのあたりどうですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） この空き家等対策計画は5カ年計画となっておりますが、空き家の状況、急激な変化等々は考えられないと思いますが、変化等によりまして見直し、また5年後の対策計画の策定の見直し等々考えますので、その時点でしっかりと内容を検討して、検証していきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） というのは、この対策計画、部長お持ちですかね、13ページに「上牧町空き家危険度判定結果」というのがあります。上牧町には230件の空き家があって、評価A「危険度が高く解体が必要」が2件、評価B「老朽化が著しくて損傷が激しい」のが4件。だから230件中6件が危ない。残りの224件については、当面の危険性がないし、あるいは再利用が可能の評価Dなので、この先ほどの43ページの対象のままでいうと、この6件だけの対策計画になってしまうんです。やっぱり、そうではなくて利活用の面でも対策計画にしっかりうたうべきだということで、お願いをしたいと思います。

空き家の対策なんですが、事あるごとに私、申し上げていますが、どうしても皆さん誤解しているところがあるので何度も言いますが、空き家対策は大きく2つありますよね。1つは、先ほど来あります近隣の住民の生活に悪影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのある空き家対策。いわゆる法でいう特定空き家と言われるものの対策。先ほどのによりますと、上牧の空き家でいうと、230件中6件がこれに該当するのかなと。もう1つは、空き家の有効活用対策。これはすぐにでも借りられるような、小規模な改善等で済むような空き家。先ほ

ど言うと、上牧町にある230件中224件はこちらに該当します。

先ほど言いました、1つ目の危険があるという対策ももちろん大事です。ただ、政策として、先ほど来、話をしていますが、上牧町の将来像を予測したいいわゆる人口ビジョン、32年、2万2,500人を維持するというものを絵に描いた餅としないためにも、この2つ目の有効活用対策をしっかりと具体的に計画に盛り込むべきだと。盛り込んでいますというお話がありましたが、これは後で話をしますが、もっと具体的に盛り込むべきだと思います。その盛り込んだ大局的な計画の中で空き家の有効活用対策、そして、平成30年度の予算に計上されましたアクティブシニアの創業支援も、これ、空き家の有効活用ということであたわれているんですが、この対策計画の中にある空き家有効活用対策の中でそういうものをする、また、若者世代の転入対策として空き家の有効活用をうたうべきだと思いますが、このあたりいかがお考えですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 上牧町空き家等対策計画に示す具体的な空き家対策の2番目の方かなと思うんですが、特に詳細的な対策は明記しておりませんが、空き家の状況に応じて対策を講じていくことといたしております。それで、基本的な方針としまして、予防対策、早期の発見及び対応の仕組みづくりを行うということでございます。現況の調査、今、行っておりますが、今後、意識啓発、定住支援制度等の仕組みづくりを行いたいと。

それから、2つ目は、実施対策として、安全・安心の確立と良好な生活環境の保全ということで、現在、空家等対策特別措置法が定められておりますので、早い議会の中で今後、条例を制定して行って、特定空き家等の排除に努めていきたいということを考えております。

それと、3つ目は有効活用でございます。建物継続利用、再構築の推進、住みかえ等の促進を図っていききたいなというふうなことでございます。

4つ目は、推進体制の構築としまして、庁内、また関係の団体等との連携を強化を図りまして、現在まちづくり推進課が窓口でございますが、それを総合窓口としまして、各々の相談等に対して迅速な対応をとれるような体制を図りたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） たくさんありがとうございます。今後のいろいろな質問の内容の前振りをたくさんしていただいたと思います。

この対策計画、パブリックコメントに付されたと思うんです。パブリックコメントに付されて、1件意見が出ていましたね。その意見の内容をここで簡単に紹介をしますと、もう具

体的に「学習塾に貸したりできないんでしょうか」とか「あと、カルチャースクールなどもいいんじゃないでしょうか」、このような具体的な提案をされています。これに伴っての回答が「いただきましたご意見は、空き家等対策のみならず町政全般に関するものと考えますので、今後のまちづくり政策に検討するに当たって参考とさせていただきます」という答弁をされています。たった1件なんですけれども、これを見てもわかるとおり、町民の方の空き家対策というイメージはそっちなんですね。どうやって空き家を有効に活用してくれるんだろうか、その対策計画どうなっているんだろうかという目で見えています。特定空き家の対策も大事なんですけど、住民の方にとっては、どちらかという、今後ふえていく空き家はどんなふうになっていくんだろう、誰かが使ってくれるんだろうか、そこにどういう人が住むような形を町が政策してくれるんだろうかということを考えているので、このあたりはしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

ちょっと話の展開を変えるんですけども、実は私、上牧町の独自の近々の空き家の問題として重要なものがUR住宅の対策ではないかと思っています。実際、第5次総合計画の住宅の欄にも、そして、総合戦略にも重要施策として二重丸でUR住宅の活用について取り組み内容が記載されています。にもかかわらず、先ほど紹介しました空き家等対策計画の43ページの空き家の定義の中に、賃貸するために所有されるものについては原則対象から除外ともありますし、具体的にこの空き家対策計画を見る限り、UR住宅の記載は全くありませんね。上牧町にとってUR住宅の今後のあり方や活用方法は大変重要な検討事項だと思っています。この空き家等対策計画を何年間のうちに見直す、あるいは検討するに当たって、このUR住宅の対策計画も実は空き家対策ではないのかと思うんです。ぜひ入れていただきたいと思いますけれども、そのあたり、どうお考えですか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 空き家対策の件でございます。今、URのお話をさせていただきました。実はそれも十分考え方の中に入っております。ただ、URという組織の中の部分でございますので、我々単独でいいかげんなことを、例えば、文章的にあらわすというのもなかなか難しいところもございますので、実は私、直接横浜のURの本社に出向いております。森の宮の関西地区の責任といたしますとか持っておられるところにも行かせていただきました。それでお話をしているのは、URの人口減が上牧町としては一番大きい。それと、あわせて空き家の問題があると。URとして上牧町のあの公団住宅をどのようにするのか。計画をはっきりとやっぱり示してほしいと。そのときには必ず上牧町がその計画の中に参画をするとそう

いう形でこれから取り進めていただきたいというお願いをいたしました。URとしては、そういう申し出、ありがたい話で、これからしっかりと取り組んでいきたいということになりまして、今、勉強会を一緒にやろうということで、既に政策調整課の職員とURの担当とでどのような形、どれぐらいの年度でというのを、今、勉強会を開いている状況でございます。

あわせて、どのようにしたらいいのかなという計画の話で、これは、このペーパーにも書いておりませんし、まだそういう話もそう仰々しくしたことないんですが、当然URはもう人口が約半分になっております。今後の人口減少を考えていくときに、あれだけの面積と棟数が要るのかということになりますと、もう要らないというのは、もう誰が考えてもわかる話でございます。それで、2分の1程度になるのかどのようになるのかというのは、一概に今、言えないわけですが、例えば2分の1になったときには、土地が半分、あの面積半分がなくなるわけでございますので、我々としてはあそこに。高齢者がふえていくというのは当面とまらないわけでございますので、高齢者の施設をということではありません。やっぱり、高齢者が健康で長生き、健康寿命がしっかりと図れるような、あわせて、そこに子どもの施設、そういうものを複合的にあの中でできないものかなというふうに、私としては横浜の本社に行ったときにそういう提案もさせていただいております。

これから、それができるかできないかは別にして、やっぱり、我々、あの空間をしっかりと考える必要があると。ただ、そこで1つ、やっぱりネックというのか、当然、地元に住んでおられるわけでございますので、片岡台3丁目には自治会もございます。やっぱり住民の意見もしっかり聞かせていただきながら、また、そういうところにも住民の意見が反映できるような形、そういうものもURと打ち合わせをしながら、これから進めていきたいなど。ただ、年数的にはどの程度かかるかもわかりません。ただ、私としては、3年から5年以内にしっかりとした計画をつくろうよということをURに提案をさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 町長、ありがとうございます。具体的なお話をさせていただきました。

その具体的な内容について対策計画に盛り込むのは当然難しいと思いますが、記載が全くないということではないと思うんです。今、町長が実際、横浜に行かれたという話も聞きました。具体的に動いていて、考えていて、自治会とURとの話を聞きながらこれから進めていこうという検討はしているということなので、検討をするつもりであるような内容はしっかり計画にこれから入れていっていただきたいなと思います。町長、ありがとうございます。

では、次に行きます。「すむ・奈良・ほっかつ」事業との関連性を少し伺いたいなと思いま

す。

「すむ・奈良・ほっかつ」、今まで空き家対策は「すむ・奈良・ほっかつ」4町でずっと実施していて、予定しまして、議会にもその旨の説明がありました。にもかかわらずといいますか、さきの予算委員会では、空き家対策については「すむ・奈良・ほっかつ」から各町独自ですることになったと。これは大変な政策の転換ではないかと思うんですが、いま一度そのあたり、各町独自で対策することになったのかどうなのか。ちょっと時間的に押しているところもありますので、端的にイエスかノーかだけでも結構なので教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 各町それぞれでやるということになったところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） この一般質問の場なのでそこまで追及はしませんけれども、「すむ・奈良・ほっかつ」事業の内容の詳しい説明が議会にもありまして、空き家対策については「すむ・奈良・ほっかつ」と連動してやっていくということを言われていて、それが変わったのならば何らかの形でご説明があってもよかったのかなというのは個人的には思います。個々の町によって条件が違うとかそういう理由ではないかと思うんですが、それはある程度、最初からわかっていたことではないのかなと。その中で比較的似ている4町が協働しながら、お互い役割分担をしながら実施していくと以前からの答弁の中であり、それが「すむ・奈良・ほっかつ」の空き家対策と認識していました。残念な気も大変しているんですが、ただ、個々の町でしっかり空き家対策をすれば、それはそれで問題にならないのかなと。

参考までに、ここで北葛4町の1つである王寺町の空き家対策計画、これ、ご紹介したいと思うんですが、王寺町の空き家対策計画には利活用の推進のための施策が具体的に幾つか記されています。ここにパンフレットがあります。「王寺町は若い世代、3世代世帯を応援します」。見ていただくとわかるんですけど、若い世代や3世代家族の転入政策として、住宅取得資金の補助やリフォームの補助金、提携している金融機関でのローンの特別金利の採用など、きめ細かい対策を講じています。ここに「住むなら王寺」とか書いてあるんですよ。

「すむ・奈良・ほっかつ」を意識した実に上手なコピーだなと、悔しいと思うんですけど、その話は別にして、12月の一般質問で私は、このような制度もぜひ上牧町に取り入れてほしいという話をしました。福祉課は婚活パーティーなどを企画して、それによって若者が上牧町に転入してくるかもしれない。にもかかわらず、上牧町が住宅を提供できないようでは残念でならない。このままでは先行した対策をしている交通の利便性もある王寺町とかほかの

町へ行ってしまふんじゃないかなという話をしました。

しかしながら、2月14日の第2回財政問題特別委員会での、たしか長岡議員の質疑の中で、こういう住宅資金やリフォームの補助金制度などは、今後はわからないが、今は上牧町は考えていないというふうにはっきりおっしゃいました。あえて伺うんですが、では、上牧町として、どのような若者世代の人口流入を図る。やはり、若者世代はお金がありません。少しでも補助が欲しいと思っています。実際、若者世代の転入政策、どのようなことを上牧町が考えているのか、端的に教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、遠山議員おっしゃったように、町からは祝い金とか一時金とかというような施策はしないということが町の見解でございます。それで、そのかわり、町が空き家ストックファイルとって、今している分を、町が不動産屋のかわりにはこれはできませんので、不動産会社と協定を結ぶことを今、進めているところでございます。そうなればまた上牧町でそういうストックファイル、それは北葛のやつでストックファイルつくったわけですけども、まちづくり推進課が持っています空き家もそこに入れることをして、不動産屋と協定を結び、また話をお尋ねしている中で、そうすると、上牧町ではリフォーム代の値引きとかそういうところ、また、仲介料の割引とかそういうことをして呼び込みたいと思っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 果たして不動産会社と協定を結んだら若い世代が入ってくるかというのは、皆さん、どうお思いでしょうかね。私は正直、疑問に思わざるを得ないんですけど。協定につきましては、後のところで時間があつたら伺いたいと思うんですが、空き家等の体制整備の方に行きたいなと思います。

対策計画の53ページに具体的な体制を、上牧町は空き家の整備をしています。窓口はまちづくり推進課というお話がありますけども、ちょっと先に話をしますね。先ほど来、話をしていますけども、空き家には有効活用と近隣に影響を及ぼす特定空き家の対策、2つありますよね。私は、まちづくり推進課は後者だと思っているんです。有効活用は政策調整課だと思っているんです。これを一緒になるのは部も違いますから、はっきり言って難しいと思うんですが、桜井市というところがありまして、実は、桜井市は今年度からそれを一緒にして、空き家対策係をつくりました。王寺町は1つの担当係をつくるまで至っていないんですが、ここでいうまちづくり推進課みたいな特定空き家の担当と、あと利活用の担当が同じ課の中

にいるそうで、意思連携はしやすいんですと。

上牧は課が分かれている、ちょっと難しいのかなと思うんですけども、ただ、一緒にしろとは言いません。組織再編してまで、そんな大げさなことは言わないです。今も多分あると思うんですけど、まちづくり推進課と政策調整課が出たり入ったりするんじゃないですか。このあたりをしっかりと連携をとってしていただきたいなと思います。そこだけお約束をしていただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 空き家等対策ウイング会議というのを開催いたしまして、連携を図っていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいなと思います。朽ちそうな空き家、これを直す、これはまちづくり推進課ではあっていくっていうのは大事なことだし、その政策、その対策を強化するのも大事ですけども、利活用について政策調整課、このあたりをしっかりと連携をしてもらいたいと。

では、最後に、先ほど提携の話がありましたので、空き家対策に関する民間活力の活用について伺います。上牧町では不動産会社との連携を図ると先ほどありました。財政問題特別委員会でも答弁がありました。ちょっとこれも事前に話をしますと、広陵町で去年の7月、これ、名前を伏せますけども、不動産会社1社と昨年協定を締結しています。この会社は調べたところによると、住宅診断のインスペクションで実績のある会社と聞きました。このような民間企業と連携を図ることを予定しているのか。それによって、上牧町の空き家対策どうお考えなのか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 民間不動産会社の連携についてのお尋ねなんですが、当課といたしましては、まだどこどうするという話ではなくて、いろんな不動産会社のお話を聞いて、今度来られる町民の方にとって有利なところを模索しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 先ほどありましたけども、仲介手数料の割引という話とかであれば、逆に言うと、その会社に媒介契約とかが絞られてしまうんです。それはやっぱり避けるべきではないのかと思いますし、ちょっと参考までになんですけども、去年の7月、毎日新聞で河合町の記事が出たの、ご存じかもしれないんですけども、河合町は2014年に某住宅メーカ

一と空き家対策の協定を結んでいますね。ただ、国のモデル事業に採択され、大々的に2015年には空き家の売買、賃貸の成立が5件あった。軌道に乗ると思ったんですけども、2016年はゼロだったというようなちょっとさみしい記事が毎日新聞に載っていたんですけども、民間活力を活用する連携先というのはもうちょっと大局的な、不動産会社みたいなことは役場ではできないからということではなくて、今後の空き家対策の相談会とか勉強会とか、これ、王寺町の空き家対策に出ているんですけど、実際の利活用を検討するNPOや専門士業の団体などの連携とか、これ、王寺町にならないながら、あとは金融機関の連携ですね。王寺町では優遇金利の適用をしますって、これ、もう具体的に言いますが、南都銀行と結んでいます。なので、このチラシには「住宅ローンの特別金利優遇です」と書いてあります。こういうような政策の方がいいのではないのか。こういう形のもっと踏み込んだ政策実現のための民間活用をしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 遠山議員の方から南都銀行という名前も出て、銀行とのローンのお話も出たんですけども、本町も南都銀行と連携をしております。協定を結んでおりますので、その辺も住宅ローンについても話をしているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） では、最後に、今、南都銀行と協定を結んでいる、その話をしている。それは、今回の空き家対策の協定だったんですか。そうじゃなくて、別な形で協定を結んでいる中でそれに含めた形で金利の話をしている。そういうことですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） たしか今年度の初めだったと思うんですけども、協定を結ばせてもらって、包括協定といういろんなことをやっていきたいと思いますということで結んだところでございます。それで、その中身について住宅ローンも考えてほしいということで、今そういうので話し合っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 最後にといいますか、もう1つ、何度も話をしますが、民間活力を活用する連携先についてですけども、一不動産会社というのは、賃貸の仲介をする形だと思うんですけども、何度も言います、そこに限られてしまうんです。それよりも売買に当たって、どういう形の手続きができるのかであるとか、あと、空き家の有効活用ですね。例えば、そこをお店にするとか、そういう形を。どうしたらそういうお店ができるのかというような。

提携先もNPOとかいろんな士業があると思うんですね。そういうところとかと連携をしながら、上牧町のある空き家をどうやって有効活用できるか、そういう方たちの意見を聞きながらするという方が僕は空き家の有効活用としては得策ではないのかと。不動産会社と協定を結んで、空き家があいた、その不動産会社に空き家の情報を提供して、要は広告してもらおう。上牧町いいよ、上牧町お勧めだよと広告を打ってもらおう。多分そういうイメージだと思うんですけど、これ、でも、会社はまだわからないと思いますけども、広陵とか河合でもやっていますよね、と同じになってしまうんですね。そうではなくて、先ほど言いました、もっとこっちはソフトな面で、もっと空き家をどうやったら有効活用できるかということをお所有者の方に説明ができるような、そういうところと連携をすべき、そういうところを探していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、遠山議員おっしゃったように、そういうところも模索していきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 最後になりましたが、この住宅政策についてまとめたいと思います。

空き家の対策計画にはぜひ2つの対策を入れていただきたい。1つは、特定空き家と言われる近隣に影響のおそれのある空き家の対策。そして、もう1つは、利活用に対する空き家の対策。この空き家対策計画は、49ページと50ページ、少なさで言ったら、ちょっと変に聞こえるかもしれない。要はこの2ページしか実際は対策がないんです。ですよ。町の実施する対策、49ページ、50ページにあります。強いて言ったら、51ページ、52ページは特定空き家のことが書いてあるんですけども、ここをもう少し、対策計画なので、アンケートがメインではないので、そのあたりをしっかりとってもらいたいなということと、あと、空き家の対策については、提携先をいま一度しっかり検討していただいて、隣の王寺町でやったことをまねすると言っただけではいけないですけど、ではなくて、広い見地から協定先を探していただきたいと思います。

そのあたりだけいま一度、最後に答弁をお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） まず、特定空き家につきましては、これから条例等制定しながら、そういう不良度の空き家を区別して、また利活用部分については、空き家の有効利用ということで、まちづくり推進課、政策調整課、横の連携をしっかりと進めてまいりた

いと思います。空き家の相談会等、また空き家のセミナー等、毎年実施を行っています。また今年度も実施していきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ、していただいて、空き家対策、強いて言えば、将来的な住宅政策、しっかり努めていただきたいと思います。そして、もとに戻りますけれども、町税の個人住民税が少しでもキープができるように、社会的増減が少しでも抑えられるように期待をしています。

以上で私の一般質問を終わります。長時間にわたり、丁寧な答弁をありがとうございました。以上です。

○議長（辻 誠一） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇堀 内 英 樹

○議長（辻 誠一） 次に、9番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（9番 堀内英樹 登壇）

○9番（堀内英樹） 9番、堀内秀樹です。

平成時代の終わりとともに、人口減少、少子化対策が最大の行政課題となっています。上牧町においても、第5次総合計画、創生総合戦略、中長期財政計画、地方公会計による財務書類の作成、公共施設等総合管理計画等が相次ぎ策定されました。これらの実現を図るためには、必要とする財源の確保とともに、具体的な施策の着実な実行が欠かせません。

そこで、大きな項目として、将来を見据えた行財政運営をどう進めていくのかについてお

聞きします。

大きな項目の1であります。統一基準による地方公会計財務書類の公表と今後の活用について。

- ①複式簿記・発生主義による財務書類のできばえはどうか。
- ②有形固定資産減価償却率はどのレベルにあるのか。
- ③地方債の償還可能年数はどのように算出されたのか。
- ④小・中学校空調設備整備事業のフルコストについてに問う。

大きな項目の2であります。公共施設等総合管理計画に伴う個別施設計画の具体的な推進について。

- ①個別計画の策定に固定資産台帳をどのように活用するのか。
- ②集会施設等についての住民への情報提供が必要ではないか。

以上が私の一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 資料としてお願いしました公民館、老人憩の家、集会施設等の固定資産台帳の一覧資料であります。大変お忙しい中、お手数をかけました。

そこで、さきの議員から大変攻めの提案がございました。私の一般質問の項目は守りの、大変地味な問題提起でございますが、これも大切かというふうに考えております。年寄りの1つの意見としてぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、最初のお尋ねから、複式簿記・発生主義による財務書類のできばえはどうかという、大変情緒的なお尋ねをしておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目でございます。財務書類のできばえはどうかというご質問でございますが、平成28年度決算において財務書類の作成を行い、議会の皆様に対しましてお示しをすることができました。これが完成というわけではなく、やっとのことでスタート地点に立てたと感じております。発生主義に基づく財務書類においては、現金主義会計では見えにくいコストや、これまでに整備した社会資本、資産の状況や今後返済すべき地方債と負債の残高などに関するストック情報を把握することで中長期的な財政運営の活用の充実が期待できると考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番(堀内英樹) まだこれで完成ではないというお話もありました。この公会計について、私がこの席からお尋ねしたのが平成23年の3月議会であります。もう7年たちました。ちょうど7年です。やっこここまでたどり着いたということかと思います。

統一基準による地方公会計の財務書類の公表であります。これ、法改正、行われておりません。総務大臣通知でございます。今お話あったように、現行の予算、決算制度を補完するという位置づけでございますが、固定資産台帳の整備、ここがやっぱり一番しんどかったかなと思います。これまでも、もうとりあえず暫定版でもよいから、まず財務書類4表をつくってくださいとお願いしてきました。大変手間暇かけた作業だったと思います。そして、よくここまでやっていただいたと思います。別の機会にも申し上げましたが、制度上、議会への提出義務はございません。しかし、きちっとこういう形で議会にもお示しいただいて、公表いただいたということについては大変評価申し上げたいと思います。

ただ、この財務書類の作成、あくまでも入り口でございます。将来を見据えた行財政運営の活用をどういうふうにやっていくかということが大変大事です。そういう点で、やはり限られた財源を有効に使う、持続可能な財政運営をやっていく、ここが大事かと思いますが、その辺の話なんですけれども、部長、どうでしょう。これからこれをどういうふうに使ってやっていこうというふうに考えておられるのか、いかがでしょうか。

○議長(辻 誠一) 総務部長。

○総務部長(阪本正人) 財務書類の作成を毎年度行い、経年比較やほかの市町村との比較による分析を行い、財政運営に活用するというステージへ進んでいきたいとは考えております。今、議員がおっしゃいましたように、財務書類の作成はあくまで入り口。将来を見据えた行財政運営の活用が大事でございます。そのためには今後、住民や議会の皆様に対して財務書類をわかりやすく開示することにより、説明責任の履行や資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることが主に考えているところでございます。

○議長(辻 誠一) 堀内議員。

○9番(堀内英樹) この項目でもう1点、教えてください。できればどうかというお尋ねをしたんですけれども、どうでしょう。28年度分作業をしていただいて、積み残した課題とか。例えば、固定資産台帳、もう既にこれででき上がりなのかね。そこのところはどんなぐあいですか。

○議長(辻 誠一) 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっていただきました固定資産台帳につきましては、現在は上牧町名義の部分で整理をさせていただいているというところがございます。まだまだ課題等も少しは残っているのではないかなというふうには考えております。今後につきましては、そういうふうな部分も含めながら、固定資産台帳、さらに整備をさせていただき、財務4表につなげていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、ちょっと具体的なお尋ねなんですが、②の有形固定資産減価償却率ほどのレベルにあるのか。これは資産老朽化比率ともいいますが、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ②の有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。この数値につきましては、各資産の老朽化が進んでいることをあらわす1つの指標ということでもありますが、有形固定資産減価償却率は100%に近づくほど、その資産が使えなくなるということではなく、あくまで減価償却率が進んでいるということを示している指標でございます。

その部分におきまして、上牧町の町資産全体の有形固定資産減価償却率は公民館、老人憩の家、集会所等におきましては、68.2%、それと、参考ではございますが、道路部分につきましては、81.8%となっており、非常に償却が進んでいる状態に当たります。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 全体としてはどういった数値でしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 全体といたしましては、66.3%になっております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 私も拙い知識で算出、計算させていただいたんですが、やはり66.3%でした。この資産老朽化比率、あるいは有形固定資産減価償却率は高いと思います。いろんなデータございますが、平均値からいうと大体50%以下、できれば40%以内に抑えると非常にうまく回っていくという目安だと思います。やっぱり今、指摘のようにこの老朽化比率がかなり高いですから、高いということは、やっぱりいろんなふぐあいも出てきますし、それから修繕費も高つく。急いでやらなきゃならんといったような問題も出てきます。

私は、この中で一番問題なのは、先ほど80%を超えているとおっしゃった道路、そして、後

の項目でちょっとお尋ねしておりますが、公民館等の集会施設、ここがかなり問題ではないかという認識でいるんですけれども、この数値から見て、町としてはどういう判断をしておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたとおりでございます。この部分につきましては、住民の方々の生活に直結する資産となりますので、これから個別施設計画を策定させていただき、施設であれば統廃合や長寿命化、インフラ資産であれば長寿命化を検討する上での材料にしたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、次の地方債の償還可能年数なんですけれども、これも一定の算式で計算できます。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 債務償還可能年数とは、実質債務が償還財源上限額の何年分にあるかを示す指標でございます。債務償還能力は債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いと言えます。こちらの数値に関しましては、分子でございます将来負担額から充当可能基金を控除したもの。分母におきましては、業務収入等から業務支出を控除したものでございます。これらを算出しますと、上牧町の平成28年度の債務償還可能年数におきましては、14.1年となっております。それと、参考まででございますが、第三セクター等改革推進債を除いた場合につきましては、10.5年となります。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 償還可能年数としては14年と少し。それから三セク債を除くと10.5年とこういう数字ということですね。これも、これが基準だというあれはございませんが、かなり先進地、また、総務省の研究会等で出された数値の目安がございます。これは、やっぱり平均値として8年から10年ということですから、三セク債を除けば平均値の上限ぐらいかな。それでもやっぱり可能年数としては長い。裏返して言えば、借金が稼ぎの割には多いという体質がここで出てきます。これは、今後の中長期財政計画とか財政運営をやる上で、やはり、体質的には借金の多い町なんだということは、常に頭に置いてやっていかないことにはどこかでつまずく可能性は大きいと思います。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員の方から平均値が8年から10年というお話をさせていただきました。上牧町におきましては、可能年数が14.1年というふうな数値になっております。しかし、この債務償還可能年数は目安となるところが10年以上を上回っており、債務償還能力はやや低いと見られることから、計画的な基金への積み立てや地方債残高の抑制などに取り組んでいく必要があるというふうには考えております。将来的にもこの部分を見据えながら、この4表とも参考にし、今後、財政の方を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、指摘も申し上げ、また部長からも答弁いただいたところは、ほかの、例えば実質公債比率もやっぱり若干高めです。それから、将来世代の負担比率ですね。この辺にもつながっていくかなと思います。やはり、将来世代の負担比率というのは、上牧町の場合かなり高いように思います。平均値から高い。これは、先ほどの議員からも質疑ございました、やっぱり若い世代をどういうふうに上牧町に入ってもらって、そして、生活していただくかと、ここのところが鍵になるだろうというふうに思います。これは数字面でもわかる話であります。

この辺までのまとめとして副町長、大変煩わしますが、お尋ねしたいと思います。地方公会計のこの代表的な2つの有形固定資産がどんな状況か。それから、これは資金収支の計算書が出てくるんですが、借金が業務収入あるいは業務支出との資金収支から見て、やはり、もう目いっぱい。上限に位置すると。三セク入れるとかなり高い。こういう状況の中で、やはり判断、言えることは上牧町の財政、大変厳しいと思います。中長期財政計画、前回お尋ねして、2月に財政問題特別委員会にお示しいたしましたが、やっぱり、いろんな課題も山積していて、そして、まだ作業としては途中の段階。これで完成形だという答弁はなかなかいただけませんでした。まだまだ毎年ローリングかけながら進めていくとこういう答弁が結論的な話じゃなかったかと思えます。

そこで、こういうことですから、やっぱり冷静な視点で、将来を見据えた方向づけ、要ると思うんですね。中長期財政計画をやるにしても、それから、これから公共施設等の総合管理計画を進めていくに当たっても大事だと思いますが、もう少しびしっとした、こういう方向で動けば厳しい財政状況の中でも上牧町はやっていけるんだと、そういう方向づけがこの段階としてはやっぱり要るように思います。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） まず最初に、公会計についての固定資産台帳についてでございます。

この分については、先ほど部長が説明させていただきましたように、まだまだ完成形ではないと。この部分につきましては、現在、町が所有している部分を整理したと。ただ、その部分について、いつも議員がおっしゃっておりますように、一つ一つの土地の整理ができていくのかというところがございます。この部分、来年度から強化を図りまして、一つ一つ整理をしていきたいなと思います。その上で、固定資産台帳の整理も随時やっていきたいなと。

それから、2点目でございます。先ほどからご質問をいただいております指標です。例えば、老朽化になっている部分が66.3%。それから、平均的な部分について、先ほど総務省の方でおおむね8年から9年というところが14.1と非常に高いところになっておるといところでございます。この辺も十分注視して、これから勘案していかなければならない。と申しますのも、今、作成いたしました新公会計、これについて、やはり、これから住民の方々や議員の方々にお示しできるような形の見える化をまずもって図れるのではないかな。その中で、この2つの指標も出ましたけれども、この部分について十分、類似の団体のものと比較する上においてもそうなんです、まず、町の今後のこの指標についてどういうふうな形で推移をするのかとこういうものも十分に見据えて、今後行っていきたい。

また、この指標には当然住民の方々にかかっているコスト、この部分も明確にあらわれます。例えば、性質別、目的別に対して住民コストがどれぐらいかかっているのかというところも指標の方でも出てまいります。その中で今、先ほどからもおっしゃっておりますように、町財政、そんなに裕福と申しますか、今できる限りの施策を限られた財源の中で運営している状況でございます。その中で道路整備もそうです。それから、最後の方にもまたご質問がございまして、集会施設等のこれからの考え方、この分も十分、限られた財源の中で、この指標をもとにより深く研究を行いまして、健全なる財政運営に努めていきたいと、今現在はそのように考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 私、たびたび財政の話とか申し上げるものですから、若い住民の方々から「心配ばかりしてもしようがないじゃないか」と、「やっぱり、何とかやっていかないことには」という批判めいた声もいただきます。しかし、今までの議論の中ではっきりしていることは、やっぱり古い施設が非常にたくさんあるということが1つ。そして、借金も稼ぎの割には多い。この2つは、はっきりしたと思うんです。ここのところはやっぱり踏まえて。

しかも、もうあえて申し上げませんが、過去に財政で大変つまずきました。職員の皆さんも辛抱してもらって、みんなで歯を食いしばって何とか立て直そうということで、町を挙げ

て、今中町長を中心にやってきました。ところが、何年かたつと、この間の予算特別委員会でも私、総括の中で申し上げましたが、この二、三年、やっぱり財政の収支としては悪い方向へ動いています。ある時期は上牧町も何とか立て直ったということで、やれやれとこういう気分がやっぱり住民の皆さんにもあり、また、町の運営にもあったように思います。その結果がこういう数字になっているわけですから、ここはやはり、もう一度ふんどし締め直して、決して五体満足ではないんだという認識のもとにやっぱり進めていかないと。そのためにはどうするか。厳しい財政の中で事業をどういうふうに絞り込んでやっていくのか。また、長期的にもどうするかと。ここをもう少し、副町長、そして町長も上にいらっしゃるわけで、やはり、その方向づけは出してほしい。そうしないと現場は大変です。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） おっしゃいますように、近年大型事業が続きました。庁舎の耐震、また学校等の耐震等々で大型事業が続きまして、少し財政状況については基金を取り崩す等々も発生しております。ただ、今、申されましたように、今後はより一層引き締めてやっていかないと、中長期財政計画にもお示しさせていただきましたように、当初予算では基金を取り崩した形の財政の収支をとるという形になっております。ただ、あの中長期財政計画につきましても、当初予算ではやはり限られた予算ではございますが、住民サービスの低下をすることなく、より一歩でも二歩でも住民サービスに取り組んでいきたいという形の予算を示させていただきました。実質的には基金を取り崩さずに、何とか少しでも基金を積んでいきたいという思いの中長期財政計画ともなっております。

ただ、申されましたように、今後は事業についても選別と申しますか、できる限りのことはやっていきたいとは思っておりますが、許された財源、その中で運営するわけですから、事業についても、より効果があり、またやらなければならないとこういう事業に絞って事業を実施し、事務事業についても見直すところは今後見直していきたいと。その中で健全な財政運営を図っていくと。これを一番に考えまして、今後、財政運営を図っていかせていただきます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） よろしくお願ひします。大変煩わします。

それでは、④小・中学校空調設備整備事業のフルコストなんですが、この事業に関しては今回、補正予算計上されました。これまでの議論の経過を見ますと、町長も非常に、これはもう何としてもやるということで、最初からおっしゃっていた事業です。議会、あるいはま

た住民の皆さんの声を聞いても誰1人反対する、「おい、ちょっと待てよ」という声はありませんが、意外とかかるんだということは、やっぱり、みんなで整理しておくべきではないかなと思います。フルコストはどのように考えておられますか。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回の小・中学校の空調設備の整備事業に計上させていただいた部分につきましては3億1,899万1,000円という数字でございます。そのうち地方債借入額が2億2,610万円。この部分の償還期間が10年とさせていただいております。利率におきましては、固定で0.5%で試算をさせていただいております。それで、10年間の総支払利子におきましては、626万1,000円となっている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それと、もう1つ、この出していただいた資料にはないんですが、当然ランニングコストもかかるわけですね。これを維持していく、つまり動かしていくための燃料費。ガス方式ということですから、燃料費と保守管理、毎年かかってまいります。ここは、例えば10年なら10年で切って、どのぐらい考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今ご質問でございますが光熱水費に関しましては、約10年間で1億円。それと、保守部分につきましては約1,800万円程度のコストが必要だというふうには試算をしております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今おっしゃっていただいたのでとりあえずフルコストは出ます。もう1つ言わせてください。この空調設備、耐用年数とか、あるいは、多分この辺で更新せないかなだろうなというめどはどのぐらいに置いておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 空調の関係でございますが、途中途中で修理等も発生してくる可能性等もあるかなというふうに考えますが、今の時点では15年から20年ぐらいだろうなというふうには思っております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 先ほど答えていただいたフルコスト以外に将来の更新費用、更新投資というものが15年から20年ぐらいの間に出てくるであろうと。これも頭のどこかに置いておかないと、本当のフルコストは出てきません。そういうことの上にやはり、これは一例として

挙げさせてもらいました。この公会計を使っていく応用問題の1つとして今回挙げさせていただいたということで、お聞きしておきたいというふうに思います。こういう考え方もやはり必要だということを指摘申し上げて、次に行かせていただきます。

大きな項目の2であります。個別施設計画の具体的な推進のところなんですけれども、①として、個別施設計画の策定に大変ご苦労をかけてつくっていただいた固定資産台帳をどのように活用されるのか。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今後の部分につきまして、今後の施設の統廃合、長寿命化を検討する場面が想定されます。その際に、固定資産台帳を整備したことによる個々の施設の有形固定資産減価償却率も1つの比較材料として活用する見込みです。ただし、減価償却が進んでいるからといっても、施設によっては良好な状態の施設もありますので、あくまで1つの判断材料とさせていただきます。個別施設計画の策定時には利用状況なども加味させていただき、総合的に判断していく必要があるのではないかと考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 確かに、この固定資産台帳から見た老朽化比率、有形固定資産減価償却率というのも出していただきました。これを見ますと、これ、施設としては25あるんですが、各地区の公民館とか集会施設、憩の家もあります。そのうち100%が11、90%を超えているのを数えますと14あります。ということは半分以上なんですね。しかし、現に使っている。使っているんですけれども、やはり、どこか老朽化しているのは間違いない。低いのもあります。例えば、一番新しい例からいいますと緑ヶ丘公民館。これですと23.8%と。平成17年度ですから10年ちょっとですから、このぐらいだろうと思います。ただ、ここのところは、やはり、この辺の指標もやっぱりよく使って、実情を見ながら、対応していただくと。つまり、総合管理計画の個別施設計画ですね。具体的にどうするかというところへ、やっぱりきちっと使っていただきたい。

また、住民さんからもいろんな意見が出ます。出ますが、それについても、こういったデータもやっぱり共有しながら議論していかないと。今、部長言われるように、償却率100%から建て直せとそんな乱暴な話はないわけです。ある物は使う。物をできるだけ長持ちさせて使っていくというのは基本ですから、そのところは今、部長から答弁いただいた考え方でいいと思います。ただし、このもう減価償却が進んでいるものについては、やっぱり、大勢としては老朽化していくことにはもう間違いない。そこもしっかり押さえてお願いしたいと

思います。

それでは、最後のお尋ねでございますが、集会施設等についての住民への情報提供が要るのではないかなというお話なんですけれども、これは、町長が所信表明でも述べられました。あの時点では、たしか、町長こんなふうに述べておられますね。「協働のまちづくりの推進につきましては、私が直接町民の皆様と自由な意見交換を行うタウンミーティングをこれまで88回実施しており」、もう既に90回になっていると思います。「町民の皆様とさまざまな地域課題等について意見交換を行ってまいりました」。これはもう大変、よくここまでおやりになったなと思います。各部の部長また課長等も同席されての事業ですから、中には下らん話もありますけれども、下らん言うたら怒られますが、しかし、住民の皆さんの切実な話というのは、やっぱりいろいろ出てくるわけです。

そこで、やっぱり最近多いのは、先ほど一覧表出させていただきましたが、この各地区の公民館についての悩み、「古くなってきて、こういう点がぐあい悪いんやけど、どないしたらいいかな」と。あるいは中には「はよ修理してくれ」というふうな話もあります。かなり出ておりますが、これに対してやっぱり、こういった老朽化比率も含めて十分説明また情報の提供も要ると思いますが、一番要るのは「災害時どないしたらいいんや」という話とか「なかなか直してくれへんな」という話とか「どっちが持つんや」と。つまり、指定管理者、地元自治会が持つのか、あるいはまた指定管理を受けている団体が持つのか、町がやってくれるのかというあたりの線引きも、ここへ来ますと、もう1つ難しくなっています。そういったところをやはり、町としてはどのように受けとめておられて、どのように対応していこうと考えておられるのか。いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その前に、先ほど議員の方からのお話がありました公民館、老人憩の家、集会所等の部分につきましては半分以上が老朽化しているというお話もございました。その前に先に、公共施設等の総合管理計画を策定させていただきました。その中で少したわせていただいている部分があります。その個別施設計画の基本方針といいますか、この部分につきましては、本町の公共施設等の老朽化が進む中、厳しい財政状況にあっては、今後人口減少等により公共施設等の利用事情が変化していくことは予想されます。このことを踏まえまして、早急に公共施設等の全貌を把握するとともに、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等計画に行うことが求められています。公共施設の維持運営に関する諸課題に対応するため、公共施設等の現状及び将来見通しを把握するとともに、公共施設等による

適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減また平準化を実現するための方針等を作成させていただいたところでございます。今後の各公共施設等の個別施設計画等を策定する場合の指針として位置づけとしております。今後の計画に基づき、中長期的な視点から維持管理、更新、長寿命化、統合や廃止等を計画的に行い、財政的な負担軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置、運用を行っていきたいと考えております。

きのう、この基本方針で示させていただきました基本的な考え方に基づきまして、各施設の具体的な対応方針を定める計画といたしまして、維持管理、長寿命化、更新、統廃合、廃止等の優先順位も頭に入れながら考え、対策、内容、実施時期などを定めなければならないと考えておりますので、今お話をさせていただいた部分につきまして、検討をしていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、国の指針に基づいて、今後の方向づけを総務部長からまとめて話していただいたんですが、ならば、個々にどうするんだという話はこれからです。ガイドラインというか、考え方としてはこういう方向で進めていきたいんですがというところですが、ところが、実際問題、起こっている話とか、あるいは住民さんから出てきている話とかを整理しようと思いますと、これから、町長に最後に煩わせたいんですが、やっぱり、各地区の公民館、どうするのか。先ほどの財政運営の話じゃございませんが、やっぱり、私、柱となる方針というか、要と思うんです。

1つは、収容避難場所の見直しと集中化をどうするか。つまり、住民の皆さんは、地区の公民館というのは一番近いから、一番そこへ逃げていくものだと。何かあったらそこへ逃げたらいいんだとこういう感覚でおられる方が多いです。本当にそれでいいのかと。しかも、それだけのものが収容避難場所として必要なのか。あるいは、もっと後の幾つか、大雨の避難の例で、2000年会館をお使いになりましたね。ああいった形で、やっぱり本当に必要なものはどこなんだというところとか、集中化をどのようにやっていくのかというテーマが1つあると思います。

それから、もう1つ、上牧町は長年にわたって、町でこういう全ての集会施設を面倒を見てこられたか、あるいは、地元でつくられても町に引き継いでこられました。つまり、現在は、制度としては町が設置したもの。それを各地区の自治会であったり、シルバークラブ等に指定管理で委託しておられるとこういうスタイルになっています。ところが、今の時代、町が所有、管理するというのは財政の問題もあります。しかし、時代の流れからいっても、

私は町が全て面倒を見ていくというのは、もう無理なところへ来ているのではないかなと、見直しが要るのではないかなと思っております。したがって、利用状況の実態調査とか、さきの議員から議論ございましたが、時によったら空き家の活用とか、それから民間のハブをどういうふうを活用するかといった観点から、やっぱり、この辺の町が所有、管理する、運営するというこの見直しが避けて通れないと私は考えているんですけども、そういったことも含めて、これからもう少しきちっとした方向づけをできるだけ早い時期に出していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今お尋ねの災害時の問題がまずございます。そのときに、今までの避難施設というのは各地区の集会施設、これを指定をいたしておりました。しかし、地震が起こったときに、耐震もしておらない集会施設に避難場所として指定をしていいのかとこういう問題がまずございます。それで、担当の方には風水害の場合は耐震をしていない施設を指定するのはいいけれども、地震のときの避難施設としては指定から省くようにという指示もいたしております。ただ、住民の方々、このときはだめでこのときはいいですよというのが、なかなか周知できない状況にもまずございます。まず、それをしっかりとやってくる必要があるなというふうには考えております。

それともう1つ、上牧町の集会施設、堀内議員がおっしゃるように、100%丸抱えで上牧町がやってきたというのは、これ、もう事実でございます。こんな町は、この近隣どこを探してもございません。ある町では、土地は地元で提供しなさいと、建物は町が建てましょう。その逆もでございます。あと、お金は出しなさいというようなやり方で近隣はやっておられません。上牧町は、もう土地もお金も全て町丸抱えでやってきたということでございますので、長年町が維持管理をしてきているという実情でございます。これではだめだということで、補助制度に切りかえて、今やってきているという状況でございます。それももう限界に来ているのかなというふうに、タウンミーティングを回りながら、住民さんの質問の内容が十分その辺を理解してもらっていないというのが今の住民さんの状況かなというふうに思います。

そういうことから考えていきますと、古い集会施設を建てかえてくれという要望もたくさんございます。それを今、建てかえてしまうと、また全て丸抱えということになります。それと、もし建てても、そしたら、もう一切維持管理は地元にお任せしますよということが果たしてできるのか。高齢化がどんどん進んできて、ある小さな地区では若者がいない。そんな地区の中で、例えば、その建物の光熱水費でありますとか修繕費が自治会費の中で賄える

のかと。もうそれも不可能だろうと思います。そういうことから集会施設をやっぱり抜本的に見直す必要がある。全ての自治会に1つずつ集会所がなくてはならないのかと、やっぱり、こういう考え方をしっかりと我々も考え直す必要があるのかなと。統廃合という形もございますし、仮にある地区で、隣に大型商業施設があって、その中に町が使えるようなものがある。歩いて五、六分というような地区にまで集会施設を建てる必要があるのか。これも1つ例としてはあるわけでございます。旧の地区で古いところがある。2つを1つにする。こういう方法もございます。

抜本的に集会施設をどのようにしていくのか。しっかりと計画を立てて、また議会で皆さん方にご相談をさせていただいて、その後、各自治会に説明をしていくと。そういう方法でこれから臨みたいというふうに考えております。30年度でそれができるのかどうかわかりませんが、できるだけ早く、そういう形を計画をつくらせていただいて、皆さん方にご相談をさせていただいたらどうかなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 町長も私も議員も、有権者あるいは町民の皆さんから選挙で選ばれた立場です。したがって、住民の皆さんが「そら、ちょっとしんどいな」「困るな」とおっしゃることについて、なかなか切り込みにくい状況にあります。これは全ての問題に共通する話ではありますが、しかし、先ほど来、いろいろ議論させていただきました町の施設がたくさんある、しかも、借金は多い、老朽化している、世の中の状況も変わってきた。こういう難しい中で、先ほど町長がお示しいただいた、やはり、きちっと方向づけを決めて、また、議会にも相談し、住民の皆さんにもお示ししていきたいと。これは町長、大変難しい事業でありますけれども、ぜひ進めていただきたいとお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。長い時間、ありがとうございました。感謝申し上げます。

○議長（辻 誠一） 以上で、9番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時15分。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（辻 誠一） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

私の質問は大きく2つ。1つ目、第7期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画について。今回の計画に盛り込まれた内容について。各年度のポイントについて説明をお願いいたします。基本指針も示されていると思いますので、それに従って、上牧町の策定プロセスと支援ツールをお願いいたします。

2つ目は、若者世代を転入していただける施策として最重要の上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお聞きいたします。今回、検証委員会に私も参加させていただきました。そして、検証いたしました。平成30年度の委員会の予定について説明をお願いいたします。また、今年度の計画の予定はどのように組み込まれているのかについても説明をお願いいたします。

再質問は質問者席で行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、よろしくをお願いいたします。私が議員になって初めての介護保険計画ですので、何を聞くかわかりませんので、その辺よろしくをお願いいたします。

まず最初に、計画策定に関する基本事項についてお伺いいたします。策定委員さんの選任についてはどのようなお考えをもとに選任されておられるのですか。それをお聞かせ願えますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 策定委員の選任につきましては、公募による町民代表の方4名を含みます保健・医療・福祉関係代表の方、それから議会議員、それと各種団体代表の方を含めまして、16名体制で審議を行っていただきました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。また、策定委員さんとは今回の計画について、3年間の十分な論議と審議ができたのか。計画書にも審議結果を計画に反映しましたとありました。どのような内容か教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 十分な審議がなされたと感じております。その中で、まず第6期計画の事業の評価を行っていただきました。それから、その中から課題の抽出、それから、高齢者の生活や介護の実態に関する調査を平成28年度に行っておりますので、その調査の結果を発表いたしました。その結果を分析して、施策の目標ということで資料といたしました。その中でいろいろな意見をいただいたところでございます。

また、第7期計画でございますけれども、今まで過去3年間の現状と分析をこちらからお示しいたしまして、その中の課題等、審議をしていただいたところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） どのくらいの回数でやられたのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 4回の会議でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。それでは、次に聞かせていただきます。パブリックコメントの実施についてお伺いいたします。どのような住民さんから意見が出てきたのでしょうか。どのような方法で実施されたのか教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） パブリックコメントにつきましては、広く町民の方の意見を求めるということで、1月19日から2月2日まで実施いたしました。実施方法につきましては、2000年会館、本庁舎、片岡台出張所、図書館、中央公民館、その5カ所に冊子を設置いたしました。素案を設置いたしまして、あと、町のホームページに掲載と広報で周知を行ったところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それについて住民さんからの意見というのはなかったのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民の方からのご意見はございませんでした。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、住民さんからの意見が出ないということについてはどのような感想、またはお考えがありますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 4回の策定委員会の開催時でありますけれども、毎回傍聴の方が来られて、しっかり聞いていただいたと思っております。ご意見はなかったですけれども、傍聴がございました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、ほかに住民福祉部で行われているパブリックコメントの状況はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ほかに障害者計画等は29年度に実施いたしましたけれども、パブリックコメントを行いました。ご意見等はございませんでした。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私もちよっと見たんですが、食育や障害者計画と、これ、パブリックコメントがないということなんですけども、さっき傍聴もおられたということですので、もう少し何か工夫が必要があると思うんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 周知徹底というところが一番大事なところかなと思っておりますけれども、策定委員の皆様方、いろんな団体と当事者の方とかおられます。その中で、会議が終わってからでも慎重に、こういうところはこうしたらいいんじゃないか、住民の方に聞いたらこういうご意見もいただいたというところで、意見をお持ちいただくこともありましたので、それはそれで周知になっているかなと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。それでは、次に行かせていただきます。今回の介護保険制度の改正のポイントは、やはり、団塊の世代の問題を見据えてが最重要課題だと思いますが、第6期計画から地域ケアシステムの強化が始まっていますが、今回の介護保険制度の改正で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正する法律が平成29年5月26日に成立しましたが、最初に、今回の改正内容のポイントを説明お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今期の第7期計画でございますけれども、それぞれの法改正

を受けまして、介護、医療、生活支援、介護予防を一体的に提供されます地域包括ケアシステムの構築をより具体的にできるよう引き続き進めるところでございます。また、障害者の方々への支援を広げまして、地域共生社会の実現を目指すというものとなっております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 大体ポイントはわかったんですが、例えば、その障害者と高齢者は上牧町の7期の素案には載っていなかったのですが、これはどういうことでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 第6期の素案には載っておりませんでした。第7期では、地域共生型社会というところで計画を盛り込んでおります。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 実は、それ、近隣、王寺町とか河合町とか広陵町。これ、広陵町の一部なんですけれども、例えば、その中に「高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける」と書いてあるんですけれども、こういう表示の仕方というのはなされているのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 具体的には文章では定めておりませんが、共生型社会ということで、地域包括ケアシステム構築を深化するということで定めております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 例えば、こういうことを行われるような施設は上牧町内にあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） はい、町内には存在いたします。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それはどこになるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 町内の民間の事業所さん、それと上牧町社会福祉協議会も取り扱っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。そして、それに伴い、今回の介護保険事業計画を立てておられると思いますので、1年目、2年目、3年目と各年ごとに上牧町の福祉が進め

られている計画かの説明をできる範囲で結構ですので、どのような事業が新たに入って、どんなサービスが受けるようになれるのか。従前のサービスはどうなるのか。また、上牧町独自のサービスは何なのか。サービスを行う中で上牧町の強み、弱みがありますかなどの説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今期の計画でございますけれども、まず、基本理念と基本方針をご紹介させていただきます。まず、高齢者になっても安心して住み続けられる町とし、健康寿命の延伸、在宅生活の支援、地域ぐるみのサポート体制の確立、在宅医療と介護の連携、安住の地の確保、先ほど申しました地域包括ケアの深化を図るというものとしております。

その中で、上牧町、29年から住民主体のサービスであるとか、大変多様なサービスの掘り起こしを行いました。それをより充実したものにしていく。それと、認知症ケアに関しましても充実する、より一層強力に取り組んでいく。認知症に関しましては、やはり、認知症サポーターの養成に力を入れていく。それと、教育委員会にもご協力をいただいて、小・中学生の方々に周知をして、サポーターになっていただくということを計画をいたしております。

ボランティア団体の方々、かなり連携が図れてきたなと考えております。生活支援の協議体におきましてもさまざまなボランティア団体、それと事業所の方々、それと、教室、クラブ員の代表の方々を一堂に会しまして、昨年度につきましては年4回会議を開きました。そこで地域の掘り起こしが十分できたなと思っております。行政ではわからないようなサービス、支援、地域で互助として立ち上がっているケースも多々ございました。それは、町にとっては財産であったかなと思っております。

それらの多様なサービスでございますけれども、マッチングをしたい。今期では地域ぐるみのサポート体制の確立ということでマッチングをしていく。それを一体化して、より進化を図っていくというところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これが俗に言う上牧町の強みであるんでしょうか。また弱みは何かありますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 弱みというところで、今は心当たりはございませんけれども、マッチングしていく上ではなかなか時間がかかると考えておりますので、しっかりと取り組

んでいきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、これ、第7期計画については、第6期の計画をさらに進めていくということですね。

それでは、少し具体的にお聞きしたいと思います。まず第1に住民さんが一番気になるのは保険料だと思うんです。今回は前回の保険料を下回りました。これは、やはり、上牧町がいろいろと介護サービスを進められた成果であると思いますが、どのような点があると思われますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 保険料につきましては、第6期計画ではさまざまな分析を行って、伸び率の関係もございました。認定者数の伸び率を6%を見込んでおりましたが、これが3%の実績でございます。それにつきましては、第7期の計画で反映をさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） この間のあれで6%が3%の伸びだって聞かせていただいているんですけども、どんな階層で減って、どんな事業で落ちているとかそういうことがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 階層と申しますのは、要支援、要介護度の種類で説明させていただきます。最終の29年度でございますけれども、合計で131名が見込みより減っております。各介護度でございますけれども、要支援1で108名の減、それと要支援2は見込みどおりでありました。要介護1で12名の増加、要介護2で7名の増加。要介護3で18名の減、要介護4で8名の減、要介護5で16名の減少でございました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。本当に保険料が下がるのは住民にとってはいいんですが、やっぱりサービスが低下しないのかということも単純に心配してしまいます。それは心配ないですか。なぜなら、標準給付費見込額を比べてみますと、前回の6期計画の方より今回の7期計画の方が事業費の合計が当然上がっています。介護保険事業費の財源は、介護保険においては介護保険事業に係る費用のうち利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%を被保険者の保険料、50%と公費とされて

います。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23%を1号被保険者、27%を2号被保険者が賄うこととなります。前回の計画時より、第1号被保険者22%の負担割合が1%上がっていますが、そのあたりも言うまでもなく、もちろん考慮には入っているとは思いますが。基金はこれで全額取り崩しになっていたと思うんですけども、あと、幾らか残るのでしょうか。そして、基金は全額入れても大丈夫なのか。そのあたりのことについてご意見をいただきたいんですが。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 保険料でございますが、先ほど、要支援、要介護5まで説明をさせていただきました。この中でサービスの低下とおっしゃいましたけれども、サービスの事業量は伸びております。減少はしておりません。重度の方が減っております。3、4、5の方。この方の減少によるものとそれは思っております。

1号被保険者22から23%の影響でございます。これは、国の方で第1号被保険者と第2号被保険者の割合が人口比に基づいて設定されることになっております。これは3年ごとに国の省令で定められることになっておりますので、今期につきましては、1号被保険者65歳以上の方につきましては22%から23%のご負担というところでございます。

この保険料を設定するに当たりまして、財政調整基金、介護給付費準備基金を充てることといたしましたけれども、この1%分に対しましても基金を活用いたしております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。これに関しては、また後で聞くことがありますので。

次に、地域包括における包括的な支援についてお伺いいたします。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の一部が改正され、指針は、町は地域住民に対して包括的な支援体制の整備の推進をすることを図るとなっています。そこで、現在の町の体制はどうなっているのか教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 包括的な体制整備でございますけれども、まず、多様なサービスを行っていただくために、事業所以外の住民主体のサービスを掘り起こし、設立するというところでございます。あと、在宅医療と介護の連携というところで、高齢者が住みなれた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けていただく、在宅で続けていただくために医療と介護のネットワーク、平成26年度から取り組んでまいりました。その中で医療機関と介護の

連携。今までは余り連携がとれていなかった部分がございます。その中で何回か意見交換を行いました。それで、顔の見える関係づくり、審議も行いました。

最終のまとめといたしまして、医療介護事業所の紹介ブック、いろんな特徴、そこの従業員、そのサービス、何人か、上牧の場合は基幹病院が、大きい病院がありますから、その病院の紹介等を掲載いたしました交流ブックの編集をいたしました。それから、さらにネットワークづくり。交流サイトでございますけれども、上牧町の中の医療と介護の従事者の交流サイトというところで、情報交換ができるようにネットワークを構築いたしました。

そういう関係で医療と介護、やはり、地域包括ケアを進めていく上では、在宅から入院されたら入院、非日常生活になるわけでございますけれども、退院後、果たして自宅で生活できるのかとなれば、やはり、介護事業所のケアマネージャーと直結したサービス、退院後すぐにサービスを受けられるような体制づくり、ルールづくりと申します。退院調整ルールづくりというのも構築をいたしております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 隅から隅までやっていただいていることを本当にうれしく思います。

ところで、ちょっと余談になるんですけども、ある日、住民さんに相談されたことがあるんですが、窓口で介護申請の相談に行ったのですが、対応した職員さんにうまく自分の相談内容が伝わらなく、申請できなく帰ってきたということでした。どうしたらいいのかと困惑されておりました。それで、地域包括支援センターの対応についてお伺いいたしました。

機構改革で窓口の体制も4月から変わりますので、相談体制もよくなっていくと思いますが、計画書を見ると、地域包括センターの機能強化のところは第6期の内容と第7期の内容とが同じになっているのですが、今回の指針内容がどのように反映されていく内容になっていくのかについて説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 包括支援センターの強化でございます。同じ内容にはなっておりますけれども、まず、窓口の第1歩でございます。利用者さん、利用したいということで困っておられる方が来られたら、やはり、その方の自立を促す意味で慎重にお話を聞かせていただくということは徹底いたしております。ただ、ご理解いただけない住民の方がおられましたら、やはり、放っておくのではなくて、あとでお電話かけさせていただいたり、また出向いてこられない場合につきましては、自宅へ訪問させていただいてお話を聞かせていただくというケースが多々ございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 恐らく、僕も聞いていましたら、窓口、のぞき込んで相談をするという
ような手間があって、何か自分の思いを伝えられなくて、本当は「ごみ、ほかしに行くのが
大変やったんだよ」というだけを言ったらよかったんですけど、そのことを言えずに「何を
してほしいんですか」と言われたら「ごみて言うたらあかんのかな」と。知識がなかったも
ので、言えなかったということでした。本当に相談に来られる住民さんは本当に困って来ら
れると思いますので、幅の広い相談に乗ってあげられる体制を、この壁がなくなって新しい
ああいうところができますので、またよろしく願いいたします。

何遍も言いますが、機構改革で窓口の4月から変わりますので、本当にまたよろしくお
願いいたします。

次に、健康づくり、介護予防の推進についても第6期計画の成果が出ていると思います。
先ほどの、どうして基金積み上げられたんだという話とあれ、なってくると思うんですけど
も、高齢者の健康と生きがいづくりとして、地域づくりによる介護予防の推進ということで、
私も所属しています上牧ときめきクラブを1つ例に挙げて申し上げたいと思いますが、この
事業というのは、一般介護予防事業として、地域づくりによる介護予防の推進として、高齢
者の介護予防や健康寿命の延伸、住民相互の交流や見回りの場として、住民の通いの場づく
りの充実及び高齢者の参加拡大を促進し、自宅から徒歩等で容易に通える場所で、住民の方
が楽しみながら週1回以上、体操とあわせてレクリエーション等を行う住民運営の通いの場
づくりを支援する介護予防と推進していると思いますので、これからも事業の趣旨をよく理
解されて、一般介護予防事業を第7期計画の中で進めてもらいたいと思います。

次に、計画の進行管理と評価の実施について、どのようになされるのか。これについてお
願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今期の計画の進行管理でございますけれども、従来から、平
成18年度、地域包括支援センターが設立されてきてから、地域包括支援センター運営委員会
というのがございます。これは、毎年2回、会議を開くものでございますけれども、この運
営委員会を活用して進行管理、検証を行っていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そのことには理解いたしました。

ここでちょっと聞きたかったんですけども、先ほどの基金を全て崩して次の介護保険料に

回すという、私がなぜこのことを聞いたかったのは、それは、介護予防であるときめき体操が今までは無料だったのに、来期より体操に来られる町民さんに3カ月で1,000円徴収する計画があったと。それが2月には中止になったと。もう僕にしてみれば、あれだけ基金積むのに、なぜ徴収するのかというのがわからなかったということと、それと、また、ここで聞いていいのかわからないんですけども、これは教育委員会になるんですか、2月17日の議会報告会で、若い世代の体を動かすことができるトレーニング施設をつくれなにかという質問がありました。そのとき私は、一例として、寝たきりを防ぐときめき体操が町ですごく効果を上げていることを申し上げ、効果を上げていると答えました。若い世代の体を動かす施設については町の方針を聞いてみますと答えておきました。これについて、今、ちょっとだけ外れるんですが、これについてもお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 地域体操教室ときめきクラブの自己負担の件でございますけれども、この件につきましては、行政側ではなく、利用者さん側、運動に来ておられている方からのお声が上がりました。その中でなぜ上がったかといいますと、これだけ元気にさせていただいているのに無料ではちょっと気がしんどいとかそういうご意見でございました。幾らか自己負担させてくださいねと。1クール1,000円でしたら1日100円以下になると思います。諸費用等、公民館の借り賃とか発生してきているところもありますので、それだけでもご負担させてくださいという貴重な意見をいただきましたので、少し協議をさせていただいたところがございます。

自己負担を導入するということは、やはり、町が一体となって統一化を図るべきではないかというところで、そのお話は少し頓挫したというところがございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その内容を聞いて安心いたしました。本当に僕にしてみれば、基金をあれだけ積んでいる。僕の知っている限りでは、基金を積む額というのがある程度決められていると思っていました。それ以上にあったと。でも、それでもなおかつまだ取るのかなと。そやから、今の話を聞いていると住民さんからの声でしたので、それも「ああ、そうだったな」というように思いました。でも、本当にこれについては、いろいろ来られる人たちと話し合っ、またいろいろ決めていくのがいいと感じました。

それともう1つ、若い世代が体を動かすトレーニング施設というのは、ここでは教育委員会からなんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 町内のスポーツ施設、グラウンド、体育館、テニスコート、また学校開放等々で、いろんな方がスポーツ施設を使っていたいております。若い方限定というものでもなく、若い方から高齢者の方までやりたいスポーツに合った施設を使っていたらということ、教育委員会としては考えておりますので、もし、そういうお考えで、どういことをしたいのかというのが具体的にあるのであれば、またご相談にも乗らせていただきますし、スポーツ施設、どのような使い方をしていただいても結構ですので、またそのようにお伝え願いたいと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。そのようにまた、その人たちと話し合っ、またお願いいたします。

それでは、ちょっとだけ離れましたが、次に、県は第7期計画の実行性を高めるため、毎年度その進捗状況の把握、評価を行い、取り組みの見直しや改善につなげるというPDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、県ホームページ等で評価結果等を公表するというこです。上牧町は第7期の計画の進行管理についてはどのようにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 進行管理につきましては、先ほど申し上げましたように、包括支援センター運営委員会で諮りまして検証を行っていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その公表ということに関してはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 公表に関しましては、これから考えていきたいと思っております。町の統一化を図る見解もあるかと思ひます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） はい、わかりました。聞いておきます。

それでは、最後になりますが、前回も出されています住民さん向けの第7期の計画の概要版、これ、どのようになりますか。ちょっと教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 概要版につきましては、第6期の概要版とほとんど変わりがないのですが、保険料率の所得段階、階層と、それと保険料の明記、それから、ちょっとレ

アウトが変わっております地域包括ケアシステムの内容と、それと、今回は一般介護予防事業が具体化してきております。前回は教室の種類等は明記しておりませんでした。今回、より具体的になってきておりますので、地域運動教室であるとか、お口の教室であるとか、それを少し文字が小さいですけれども、記載させていただいております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 聞きたいことを先に言っていただいております。

それで、私、思うんですが、この内容ばっパッと見て、ちょっと僕もいろいろ介護について勉強したんですけども、この概要、本当にわかりにくいんです。どこにどうやってどうすれば、例えば、もっと言えば、お年寄りがこの小さい文字を読めるのかどうかということ。まずそこから入っていただいて、それでまた、これずっと見ていって、もう本当に僕らが勉強してやったとて、この内容は本当に「え、どこへどう行ってどうするか」というような概要版になっているんですよ。そやから、これをどうにかもっと皆がわかりやすいように。例えば、わかりやすいようにすればページ数もふえるのかもわからないですけれども、本当にこれ、恐らく議員にはこの冊子が回ってきますよね。でも、これが町民さんに渡る分やと思うんです。そやから、これを見るとなかなかわかりにくいんで、そして、もう1つなんですけど、概要版というたら難しいイメージがあるんで、保存版とかそういうぐらいにしてもらえたら、もうちょっと取っついてくれるのかなというように思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 概要版につきましては、最終第7期の策定委員会第4回目、2月に終了いたしておりますので、その中で審議させていただいて確定したものでありますので、この変更はできないものと考えていただきたいと思います。

かたい内容、概要版でございますので、策定の趣旨とか計画の施策の展開というふうな内容になるかと思うんですけれども、今回は間に合いませんが、もう少し住民の方にわかりやすいようにということで、A3の1ページ、1枚物でありましたが、まだ先が長いんですが、第8期の計画の際には少しページ数をふやすのも方法かなと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） この介護を受けられる方、高齢者保険ということで読まれる方が本当にほとんど高齢者やと思うんです。これを踏まえて、本当に住民さんにわかりやすい内容を工夫して作成を、次回以降よろしくお願ひしたいんですが、もう次は8期までないということ

ですね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今回7期でありますので、3年後の8期ということになります。先ほど概要版とおっしゃいましたけれども、委員会の中でも、これは1回見られて、ずっと横に置くのではなくて「保存版」として明記されたらどうですかというご意見をいただいておりますので、今回は「保存・概要版」というところで左肩に入れさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に長い時間、質問に答えていただき、ありがとうございました。本当に介護保険、高齢者福祉計画というのはわかりやすいというのが一番町民さんにはいいことだと思うので、これからもよろしく願いいたします。これで結構です。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、次にお願いいたします。ここでは未実施の部分について、予算どりをされた事業を聞き、その事業の進め方をお聞きいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 通告書といきなり違っておりますので、お待ちください。

まず1で、平成30年度の委員会の予定について説明していただいたんですけども、それでよろしいですか。

○4番（牧浦秀俊） はい。それからお願いします。

○総務部理事（為本佳伸） まず、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会につきましては、平成29年において委員会を3回開催し、委員の皆様にご検証していただきましたが、検証時間が短かったのではないかとご指摘もございましたので、平成30年におきましては、9月から11月の期間に5回程度の実施を予定しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） この前も聞かせていただいて、私もあの委員会の中に入りましたが、ほとんどの人が長く知っている人ばかりで、なぜ私が一般質問でこのまち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を選んだのか。また未実施の事業もこれからの委員会の進めるに当たっても問題点が話し合われなかったということで、今回質問させていただきました。

それで、来年度は5回をやって頂けるということで、その中で2番に入っていきたいと思

います。ここでは、今年度の計画の予算はどのように組み込まれているのかについても説明ください。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 平成29年度の総合戦略の検証委員会の際、各施策、取り組み内容について1つずつ説明をさせていただきました。各担当課また担当者から説明させていただきました。委員の方々からこの取り組みについては、いろいろなご意見を頂戴したところでございます。それらを生かして、今年度の事業をどのようにやっていくのかということで予算組みをして、挑んでいるところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その予算どりをされた事業について説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 事業については取り組み内容、66あるんですが、1つずつ説明しろということですか。これについてはホームページに近々載りますので、また見ていただいたらと思いますけども、どうですか。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、私もこの委員会に入っていて、問題点をなぜここで言うかということは、本当に時間が足りなくて皆と話し合う時間がなかったという点、考えておいてください。まず、事業の評価シートについて、趣旨、目的をわかりやすくしてください。取り組み内容もイメージできなかった。例えば、多世代交流を核とした生涯活躍の町構想、まきっ子塾の検証資料が提出されました。これ、社会教育の森本課長が説明してくれたと思うんですけども、これだけが説明あって、ほかのところは何もなかったです。これが本当にこういうのがあればもっとよかったと思うんですけども。

なぜそういうことを言うかといいますと、事業のニーズの方向性、それから町関与の必要性、それから事業の見直し余地について、事業のイメージもできないまま文言を委員会で話し合われているだけで、どうすればよくなってくるのかということがなかなか話し合うところにも至らなかったと思うんです。そういうことがちょっと終わってから何人かの人と話し合ったんです。それで、傍聴に議員の人何人も来てくれていますが、この中でこういうことが恐らく問題点じゃないかと。これを次の次の委員会に生かしていただきまして、評価シートというのもつくっていただけるというようなことになればいいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 評価シートにつきましては、4月から各課に作成を依頼して、6月までにはつくりたいとは思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その評価シートは、するまでに議会にまた見せてもらえるということはあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 検討させていただきます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ぜひともそれは先に見たいのでお願いしたいのですが。

本来は、ここでもう予算書が出て、予算どりをされた事業を聞いてということだったんですけども。僕は、予算どりイコールやる気やと思うんです。やる気とその気。どれを予算をとって、どれをやっていくのかというようなことで、僕はそういうぐあいには思っていたんです。そやから、予算どりをされた部分を聞いたかったですけども、これはまた次回で、ホームページで出た分でさせていただきます。これは、何回も言うかもわからないんですけど、若者を本当に住んでもらうために一番大事なことやと思うんですよ。そやから、問題を1つずつ解決して、上牧町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を皆で成功に導き、町長の言われる「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」を築いていきたいと思うんですけども、この辺どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議員ご指摘があったように検証で、資料の作成とか委員会の進め方とか、いろいろと戸惑った面があったのは確かだと思います。一応29年に経験しましたので、役場としても次年度においてはもうちょっとスムーズにいくんじゃないかなということを思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その返事を待っていました。本当に次、予算どりの一覧とその進め方をまた出してもらえることを期待して、これで、私、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で牧浦議員の質問が終わりますが、牧浦議員、1つ、注意とお願いといたしますか、この通告書の流れに従って聞いていただきたいですね。下へ行ったり、上へ

上がったたり、また、ここにはないことが出てきたり。大きな意味では質問事項の枠には入るんやけど、この通告書に従って。一番下に書いているように、お聞きしたいことがもう少し具体的にしてくださいと。流れに従ってやってください。そうしませんと答弁も困りますし、流れも乱れてしまいますので。以上、次回またよろしくお願いします。

○4番（牧浦秀俊） はい。

○議長（辻 誠一） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は4時20分。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

ここで、本日の会議時間を6時まで延長いたします。よろしくお願いいたします。



◇石丸典子

○議長（辻 誠一） それでは、次に4人目、1番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（1番 石丸典子 登壇）

○1番（石丸典子） こんにちは。1番、日本共産党の石丸典子です。本日最後の質問となりましたが、一般質問の通告書の内容に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は質問項目は3項目ですが、まず、1つ目は国民健康保険の県単位化について。2つ目、介護予防生活支援サービス事業について。3つ目は、2000年会館の改修に関してです。

まず、1つ目の国民健康保険の県単位化についてですが、この項目につきましては、12月議会に引き続いて質問となります。2月14日に上牧町の国民健康保険料の案が出されました。7年後の2024年度には1人当たり1万357円の引き上げとなる、このような案です。上牧町では、これまで基金を活用した保険税の引き下げが行われてきました。ちなみに、7年前には

県下で2番目に高いと言われた国保税です。この7年間に平成24年、平成26年、27年と基金を活用した保険税の引き下げが行われました。そして、納付相談、また申請による減免制度も使った、急激に所得が落ちた方や、また災害者への保険料の減免制度がありました。

もう1つ、国民健康保険の事業で大事な事業とされてきました保健事業、健診の充実です。早期発見、そして早期治療により医療費の増大を抑えるという観点でこれまで運営が行われてきましたけれども、今回の奈良県の運営方針の基本的なところは国保の安定的な財政運営と国保事業の広域的で効率的な運営を図るとされています。上牧町での運営方針は、これまで上牧町が国民健康保険として行われてきた事業が引き継いだものの運営方針かどうかお聞きをしたいと思います。

2点目には、上牧町独自の取り組みについてです。特に基金の活用については、この7年間については保険税を抑えるために使えるけれども、その後は保険税の軽減にはできないというふうな項目もありますけれども、例えば、一般会計繰入金、法定外の繰り入れは保険料上昇抑制や決算補てんの目的ではなく、国民健康保険法77条による保険料減免や保健事業費に活用するのはできるのではないかと考えるところです。この部分についてご答弁をお願いしたいと思います。

そして、2つ目の介護保険の中の地域支援事業に移りました事業ですけれども、介護予防生活支援サービス事業についてです。

2017年度から要支援1と2の方の訪問介護と通所介護が多様なサービスとして実施をされてきました。ほぼ1年間過ぎるわけですけれども、それぞれの事業の実施状況について、ご説明をお願いしたいと思います。そして、今後、多様なサービスを進めるためには担い手の育成が必要かと思われましても、この点についてのご説明をお願いいたします。

1、緩和したサービス、2つ目、住民主体のサービス、3、短期集中サービスについてです。

そして、大きく3つ目ですけれども、2000年会館の改修に関してですが、来年度から福祉部門と子育て支援の部門が2000年会館に移転をし、住民の方の利便性を図るとされております。これは大変多くの方が望んでおられ、また窓口対応等、十分住民の方の相談に合う体制が求められるところですが、まず第1点目ですが、駐車場の確保についてお伺いをいたします。

2000年会館に移る部門は保健衛生部門、高齢者福祉の部門、子育て支援の部門、それに障害者福祉の部門、そして、これまで社協等が行っています地域福祉の部門と全ての分野にわ

たりますが、現在の駐車場では今の状態でも満車になることが多いです。先日13日の火曜日の午後、たまたま私が2000年会館にまいりましたけれども、この日は午後から多目的室で高齢者講座が開催ということでした。既に駐車場はいっぱいでした。私はペガサスホール、小ホールの横まで行ってとめましたけれども、今後このように日常的に駐車場が不足するのではないかと考えますが、駐車場の確保についてお伺いをいたします。

2つ目は、2階の会議室3に社会福祉協議会が入るため、現在行われている貸室が1つ減ることになります。貸室が減ることと同時に、そのかわり和室を使用される場合もありますけれども、和室での椅子使用対応についてのご検討をお伺いしたいと思います。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それでは、順次お願いたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 上牧町の運営方針でございますけれども、奈良県が平成29年の11月に策定をされました奈良県国民健康保険運営方針でございます。その中で「県が県内市町村とともに国保の安定的な財政運営並びに県内市町村の国民健康保険事業の広域的で効率的な運営の推進の確保」。また、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じになることを目指して保険料の公平化を図るという方針でございます。その県の方針に基づきまして、町の保険料方針を策定することとなっておりますので、上牧町の保険料方針を3年ごとに策定するということでございますので、36年度に県内統一保険料水準に移行するための方針を立てているところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 主に運営方針ということで、保険料方針という形になるわけですか。県の方針に沿った形ですけども、上牧独自の方針というか取り組み。例えば、資料の方などでは、見ますと、一例で言いましたら、特定健診の受診率向上の取り組みですとかあるんですけど、特に県下でも低いということが出てはいますが、そういうことも加味した形で上牧町の運営方針というものではないんですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 運営方針等はまだ策定はいたしておりませんが、今のところ、平成36年に向けた保険料方針を立てるというところで県から指示が来ておりますので、その

保険料方針を策定いたしております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この運営方針は3年ごとに必要な見直しがあるというふうに県ではされていますけれども、その期間の3年間の保険料方針ということで、上牧町はとりあえず、それを立てられたということなんですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） はい。その保険料の方針というところで3年に1度の見直しを行うというところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 3年間の保険料方針の特徴的なことをここでお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 特徴と申しますのは、保険料方針につきましては、国保運営委員会で承認はいただいております。具体的には平成30年、31年は保険料を据え置く。2020年に見直しを行う、改定を行う。これが30、31、それと平成32年までの計画でございます。その後は、2021年、2022年、2023年でございますけれども、2020年に見直しを行います。完成形でございますけれども、県統一化の完成でございます。2024年度に再度見直しを行って統一化を図るというところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） その6年間にわたっては激変緩和の措置であるとか、上牧町においては、財政調整基金を使った軽減措置を行われるということでもよろしいですか。その後は、要は、6年間は経過措置があるけれども、あとは7年後からは統一で上げられていくということで、檀上で言いましたけれども、2024年度には1人当たりにして今より1万357円引き上がるというふうな試算で今のところ、行われているということですけども、これも3年ごとに見直しがありますので、現時点の見込みというふうな理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今のところ、議員おっしゃいました1万357円というところの数字でございますけれども、平成30年の試算に基づくものでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 県下同一所得、世帯構成であれば同じ保険料であるというのは、大変わかりやすいようにも思いますけれども、所得の構成であるとか、いろいろこれまでの町の取

り組みであるとか、それと医療費の使われ方であるとか、保健事業の進め方もやっぱり町それぞれで努力されてきたこともあると思いますので、その辺は十分考慮されるように思いますけど、その辺はいかがですか。基金の使われ方であるとか、町独自の減免制度を継続していくとかいうあたりは。聞くところによりますと、県ではそういう申請減免の制度は考えていないということです。

これ、財政的に安定的な財政運営というふうに、財政面だけからすごく私は印象づいたんですけれども、高く払えないんだという住民の方が上牧町では大変多かったわけです。そういうどうしても払えない方に対しては、分割払い等、当然ありましたけれども、町独自の申請による減免制度をやっぱり県でつくるべきだと思います。その辺は十分意見として上げていただきたいのと、それと、町独自の権限を侵害しないような運営をしていただきたいと思いますので、県がつからないのなら町でそういう減免制度を継続させるというあたりも、ぜひ引き続き意見として述べていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。全て統一されるような感触はするわけですけど、その辺の余地はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県は減免制度の申請を考えていないとおっしゃいましたけれども、今の段階では、減免制度については県内の保険料水準の統一化を図っていく中でどのような方策を立てていくかというところで検討をされているところでございます。今年度も引き続きワーキング会議等、検討会等ございますので、上牧町といたしましては、やはり存続を考えておりますので、その辺は意見を述べていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） はい、わかりました。その辺はよろしく願いしておきます。

それと、今年度の国民健康保険の予算の中では、特に保健事業費ということで上がってきているんですけれども、これは特定健診とは別にピロリ菌であるとか前立腺がんとかドックの費用の事業をここで見込むというものなんですけれども、これは市町村個別に交付される公費で行われる事業という理解でよろしいですか。全額公費になっているんですけれども、この市町村個別に交付される公費については、保険料の軽減には使われないというふうになっていたんですが、これはこの国保の県単位化に伴う保健事業の一環ということではよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 町独自の特定健診に付加する健診を考えていかなければなら

ないと思っております。今回は、前立腺がん、ピロリ菌を新規で導入いたしましたけれども、予算的には財源を充当させていただいている形になっておりますが、町独自の施策ということで、県が配分いたします特別交付金という形で割り振りをされます。県全体で割り振りされますので、上牧町の当初予算といたしましては、基金を使うよりも、やはり先に交付金をとりにいくという形で、まず交付金を積算いたしまして予算化いたしております。これは、最後になるとどのように配分されるかもまだ確定はされておらない事業でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この県の運営方針を見ますと、保険料の負担の不公平はなるべく解消を図るということで、保険料の算定方法の中で幾つか項目があったんですけど、この中で医療費に地域差はあります。病床数や医師数との間に高い相関関係があるということで、上牧においては病院等が多いので医療費も高いのかなという声は以前からあったんですけど、そういうふうな分析をされているんですけども、それとは反対に、保健事業による医療費適正化効果はわずかであるというふうな県の運営方針の資料をずっと読ませていただいたら、そのあたりはすごく私は個人的にひっかかったんですけども、やはり、保健事業を重視して、1件の重症の病名の方が出るだけでも国保の医療費がどんと上がるんだということで、町でもその辺は受診率向上に向けて取り組んで来られましたし、今回の新しい運営方針でも医療費適正化に関する取り組みということで、特定健診ともう書かれているんですけど、その辺については、やはり、保健事業においても力を入れていかなければならない問題だと思います。

それで、上牧の特徴の中で、特定健診の受診率というのは県下でも低いというのは言われていますけど、平成27年度の数値で特定健診の受診率が27.3%で、県の平均が30.8ということで、この件に対しては町でもいろんな工夫なり啓蒙などをされているわけですけど、それよりも低いのが特定保健指導ということで、特定健診で何らか要注意ですよということで、保健指導が要りますよという方の受診率が上牧町が39市町村の中で最低なんですね。0.9です。0.9%で最低です。県平均は15.4なんですけども。この辺で、私はまずここに特定健診の受診率の向上よりも、この特定健診で何らか注意しなさいという方に対する保健指導というのをまず優先しなくてはいけないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

今年度予算では民間委託による特定健診の未受診者の追跡といいますか、予算でも出てきておりましたが、上牧町の5次総合計画の中で医療のところですけども、45ページになりますが、医療保険制度の充実と円滑な運営の中で想定される取り組みの中の2つ目に特定保健指導の利用促進ということがはっきりうたわれているんです。ですから、県下で一番低い

0.9%ということですので、この特定健診で何らか要注意の診断が出た方に対しての追跡はまず優先しなくてはならないと思いますけども、その辺も含めて今後取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私、これ、12月とこの3月と2回続けて国民健康保険の県単位化について質問させていただきましたが、県の運営方針については2回、最初から最後まで読ませていただいて、上牧のデータもしっかり入っていますので、この辺についてはしっかり上牧町の保険料方針ではなく、国民健康保険全体の運営方針の中に位置づけていただきたいと思います。その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 上牧町の健診受診率もそうなんですけれども、保健指導が最下位であったときもございます。ことし、平成29年につきましては、何件か発生し、指導を行っている実績が出ておりますが、受診勧奨も大事なんですけども、やはり、受診をしていただいてリスクがある方につきましては、重症化を予防するということで初期の段階で保健指導に入るといふところは大事であると思っております。医療費の増加、適正化を図る上におきましては、やはり、県全体で運営方針は出ておりますので、各種自治体が努力をしなければいけないと思っております。医療費が県全体で下がれば保険料も必然的に落ちていくという仕組みになっておりますので、本町におきましても保健指導を協力的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この保健指導を担当されるのは、上牧町の生き活き対策の保健師さんですか。国民健康保険課の保健師さん。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） メインといたしましては、保険年金課の方に保健師が1名おります。連携を図るといふところから、保健センターの保健師にもかかわっていただいている部分がございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） わかりました。お聞きをしておきます。なかなか後の追跡というのが大変かなというのは思いますが。それで上牧町の運営方針についてはわかりました。今後、そういう保健事業についてもしっかり取り組みをいただきたいと思ひます。

それと、2つ目の上牧町独自の取り組みですけれども、基金の活用と一般会計の繰り入れ

についての考え方についてお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 基金の運用でございますけれども、2024年に統一化を図るために緩やかな改定、3年に1度の改定を予定いたしております。その引き上げの部分に関して、基金の導入をしながら緩やかに統一化を図るところで活用を考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 統一化が図られた後でも基金においては、保険税を下げる目的であるとか決算補てんの目的ではない活用は可能だというふうに思われますが、その辺はそういう理解でよろしいですか。例えば、上牧町では法定外の一般会計繰り入れというのは、ここ数年はなかったと思いますが、例えば、申請減免に充てるための一般会計繰り入れは可能であるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 統一化後に関しましては、基金の活用は納付金に関する徴収率の差額、たしか1万人未満は97%に統一化を図られるという予定でありますので、今の徴収率が過去3年平均で94.27で3年間は設定をされております。その3年後と統一化を図った後には徴収率の差額でございますけれども、納付金に反映させるように基金の活用は考えていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） お聞きをしておきます。まだ運営方針等については、3年ごとに必要な見直しというのがありますので、それぞれの市町村とまた住民の方々からの声もここでまた反映もできると思いますので、またその都度、意見も述べさせていただきたいと思います。国民健康保険の県単位化については以上で結構でございます。ありがとうございました。

では、続きまして、介護保険の昨年度から移行した、訪問介護と通所介護が多様なサービスになりましたけれども、この3つの項目について、実施状況についてご説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 多様なサービス、平成29年4月から支援総合事業が開始されてから実施いたしております。その中で現行相当の通所、訪問型サービスに加えて住民主体のサービス、訪問型のサービスが立ち上がっております。通所型のサービスにつきましても緩和されたサービスも立ち上がって、今、実施しているところでございます。

- 議長（辻 誠一） 石丸議員。
- 1番（石丸典子） この緩和したサービスについては、広域7町で協議されての事業だと思
いますけれども、これは今、実施されていますか。
- 議長（辻 誠一） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（藤岡季永子） 広域7町で単価を統一いたしましたのは、訪問型サービスで
ございます。その緩和された訪問型サービスでありますけれども、まだ7町の中では立ち上
がっていない状況でございます。
- 議長（辻 誠一） 石丸議員。
- 1番（石丸典子） これ、それぞれ3つ書かせていただいていますけれども、訪問介護と通
所サービスとそれぞれあるわけですけれども、緩和したサービスについては、訪問介護も通
所サービスもどちらもまだ利用されていない、動いていないという理解でよろしいですか。
- 議長（辻 誠一） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（藤岡季永子） 訪問型サービスはまだ開始は行っておりませんが、7
町の中で上牧町だけとなっておりますけれども、緩和型でございますけれども通所型サービ
スAも昨年度に29年度に立ち上がっております。
- 議長（辻 誠一） 石丸議員。
- 1番（石丸典子） 特に通所サービスについては、その緩和したサービスはつい最近立ち上
がったということですから、そうしましたら、要支援1、2でこれまで通所サービスを受け
られていた方は原則現行相当のサービスということで、これまでどおり受けられているとい
う理解でよろしいですか。
- 議長（辻 誠一） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（藤岡季永子） 現行サービスをほとんど受けられておられます。これからま
た現行から卒業される方につきましては、緩和サービスへとつないでいきたいと思ってお
ります。
- 議長（辻 誠一） 石丸議員。
- 1番（石丸典子） 30年度の予算でずっと比較をさせていただいていますと、29年度の予算
よりもやはり現行相当のサービスが大分ふえているんですけれども、これはそういう見込み
で予算組みされているということの理解でよろしいですね。
- 議長（辻 誠一） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（藤岡季永子） 介護予防サービスにつきましても、第7期の計画に基づいて

増加を考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それで、次、住民主体のサービスについて状況をご説明お願いしたいと思います。ちなみに、今年度の予算では訪問介護サービスB住民主体というのは予算化されていないんですけども、この辺は現在の実施状況と、また、担い手の方ともかかわってくると思いますけれども、その辺を一緒にご説明お願いしたいと思います。これは先ほど、前の議員の牧浦議員も質問されました包括的支援ということで、包括的システムの拡大ということにもつながってきて、この部分だけの事業でなくて生活支援体制整備事業にもかかわってきているのかなと思いますけど、その辺の住民主体のサービスの状況と担い手の育成についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 訪問型サービス、住民主体のサービスでございますけれども、今年度も予算化をいたしております。生活支援サポーター、助け合いというものでございます。平成28年度から養成講座を設けまして、団体として、立ち上げていただいております。17名の方が活動をしていただいております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 今後はこの部分のサービスが、いろんなサービスが多くなっていくのかなという印象はありますけれども、先ほども質疑の中でありましたけれども、いろんなボランティアの方をコーディネートするのが大変というお話もありましたけれども、これをまとめられるのは、コーディネーターは社協の方というふうな理解でよろしいですか。この事業は町の事業ですね。生活支援体制整備事業というのは町の事業であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 生活支援のコーディネーターさんにつきましては社協に委託を29年の後半から30年度も予算化をいたしております。1名のコーディネーターが養成講座を受けられて誕生いたしております。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 最後の短期集中型サービスというのは、これは近くのリハビリ病院等に委託をされている部分が主という理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 短期集中介護予防サービスでありますけれども、近くの西大和リハビリ病院さんにご協力をいただいて、介護予防チェックリストを受けていただいて、短期で集中してリハビリを受ける必要がある方については通所で3カ月、それと、そのうち2回家庭訪問していただいて、家庭生活についての指導もを受けていただいております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 大体の実施状況はわかりましたけれども、私が心配いたしましたのは、要支援1、2の方がこれまでの介護予防の給付から外されて、この総合事業に移ることで本当に受け皿が整うのかということが大変心配していたわけですがけれども、ほとんどが現行相当のサービスで、今、利用者はそのまま継続されているというふうな理解でよろしいですか。

でも、これ、全部がずっといつまでも現行相当のサービスでは予算的に、地域支援事業の限度額が決まっていますよね。だから、今後はやはり、いろんなところの住民主体のサービスであるとか、緩和したサービスであるとか、何とか教室でもうちちょっと鍛えてくださいということにならざるを得ないという、現行相当のところの今までどおりデイサービスセンターに行っていたのではこの会計がもたないというのは必然的だと思うんですが、その辺で利用者さんの要望にしっかり応えられるかと、今までどおりのサービス提供できるかというのが大変難しいかと思えますけれども、窓口ではその辺については十分、制度が変わったという説明も要りますが、それと同時に利用者さんが今までどおり、住みなれた地域で暮らしていくための1つのサービスですので、その辺は十分、しっかり説明もいただき、サービスが後退しないような取り組みをお願いしたいと思えますが、その辺はいかがですか。減らしていかないと地域支援事業のパイが決まっているので大変というのは重々わかるんです。要は、介護にかかる費用をなるべく抑えて住民のボランティアで支え合いましょうというところは1つあると思うんです。それも大事なことです。地域で支え合っていこうということは大事ですけども、全てそれで賄うということはできないと思えますので、その辺は苦慮されるところだと思いますが、どのような見解でしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） やはり、重度化になって介護認定を受けられるとなれば、やはり重症化が早まるというところで、軽度のうちから介護予防、地域の体操教室とかサロンを通っていただいて、水際でとめるという基本的な考えを持っております。窓口で相談に来られた場合は、介護認定までいかない方もいらっしゃいますので、その中で、何か運動しま

せんか、まず運動ですよ、それと、お口の教室行かれますかと。栄養指導もありますよという形で、さまざまな多種多様な教室がございますので、そちらの方に行っていただくことになっております。80歳を過ぎますと、身体機能ががっくりと落ちる傾向がございますので、65歳からもうまず運動を始めてもらって、健康管理に努めていただく。介護が必要になれば要支援なり認定を受けていただいて、リハビリテーションに通っていただく。それから、そこから卒業していただいて、また地域の体操教室等に通っていただくというそういう包括的なサービスでもって考え方でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。高齢の方はよくなるというのはなかなか大変で、現状維持のままずっとお元気で過ごしていただくというのが大事だと思います。今の状態より悪くしないということで大事だと思います。60歳代から健康づくりは気をつけるというのはよくわかります。私も身をもって体験いたしましたので、その辺は、健康管理、また運動を心がけるというのは大事だと思います。介護保険についてはありがとうございました。以上で結構です。

最後ですが、2000年会館の改修に関して2点、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 2000年会館の駐車場に関しましては、満車になることは私も把握をいたしております。ご不便をおかけいたしております。今回、福祉部門が2000年会館に集約されるということで、ますます駐車場が足りなくなるというのは必然的なことであると思っておりますけれども、駐車場に関しては早急に対処を考えなければいけないと思っておりますが、ペガサスホールとか多目的ホールで大勢の方のイベントが開催されるときは各課の情報共有をいたしまして、職員の駐車場なりで考えながら、職員の駐車場をどこかに持っていくとか、あそこ一番端にとめなさいよと、そういうような形で、大きなイベントがあるときは職員間で連携を図っていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 続いてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 社会福祉協議会が2階に移転いたしまして、会議室が1つ減少するということで、和室の椅子の使用でありますけれども、椅子の使用につきましては対応できるように取り計らっていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。駐車場にしても会議室にしても、やはり、会館に来られる方の利便性ということで検討いただきたいと思います。このごろ、和室はなかなか使用しにくいということで、椅子のある部屋でいろんな催しもされておりますし、和室でも椅子型に座れるような、簡単な椅子、座椅子ではない低い感じの椅子を置いたりとか、そういう工夫もありますが、そういうのを買いそろえてくださいというのではなく、今ある、例えば折りたたみの椅子とか、少し奥の押し入れの横のあたりにでも配備していただくというそういう配慮でも結構ですので、ぜひ検討いただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、1番、石丸議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、長時間ご苦勞さまでございました。

散会 午後 5時07分

平成30年第1回(3月)上牧町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年3月16日(金)午後1時開議

第1 一般質問について

10番 康村昌史

8番 服部公英

6番 長岡照美

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
まちづくり推進課長	杉浦俊行	環境課長	吉川昭仁
生き活き対策課長	高田健一	上下水道課長	中村真
教育総務課長	塩野哲也		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（辻 誠一） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

一般質問に入る前に新聞報道を読ませていただきます。平成30年1月21日の日曜日版ですが、産経新聞のオピニオンでございます。表題は「少子高齢時代」、副題で「連続10万人を割る」。

「年間出生数が2年連続で100万人を割った。厚生労働省の人口動態統計によれば、2017年は94万1,000人ととどまる見通しだ。一方、高齢化に伴い、死亡数は過去最高の134万4,000人となる。この結果、人口の減少幅はついに40万人を突破する模様だ。2年連続で100万人割れしたショックも大きい、それ以上に危惧すべきは減少幅の大きさだ。2017年の出生数は前年比で3万6,000人近い下落である。100万人も生まれないのに、わずか1年で3万6,000人も減るといのはかなりペースが早い。過去10年の年間出生数の減少幅を見ると、わずかながらプラスに転じている都市があるが、総じて拡大傾向にある。2014年は2万6,272人減、2016年は2万8,699人減といったぐあいだ。このまま出生数の減少幅が拡大していけば、人口減少スピードも速まり、社会の影響が大きくなる。日本は勝負どころにあるとあってよいだろう。

政府は国民の結婚や出産の希望がかなった場合、合計特殊出生率が1.8程度までに回復するとして政策達成の目安にしている。回復するに越したことはないが、少子化が進んだ現状では、出生率が多少上昇しても出生数は減り続ける。合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録した2005年と1.44だった2016年の出生数を比べると、106万2,530人から97万6,978人へと2016年の方が少ない。もはや合計特殊出生率を追いかけたのでは少子化の危機が伝わってこない。政府も出生数100万人台の回復、維持を政策スローガンとした方がわかりやすい。

なぜ出生数はハイペースで減り始めたのだろうか。大きな理由は、過去の少子化が影響して、出産可能な女性が激減し始めたことだ。多くは25歳から39歳で出産するが、2017年時点で40歳となってこの年齢層を脱した女性と新たに25歳（1992年生まれ）となり加わった女性の年間出生数を比較しよう。前者が85万1,720人に対し、後者は58万6,853人で3割も減っている。ちなみに、今年3歳になる15年生まれの女兒は49万225人である。今後、大規模なベビーブームが来ない限りは、出生数の回復が望めないことがわかるだろう。とはいえ、出生数の回復に向けた取り組みを諦めるわけにはいかない」。

以後は、時間の都合上カットさせていただきますが、日本は今まさに勝負どころ、静かなる有事に立ち向かっていかなければならないと思っています。

それでは、私の一般質問に入ります。質問事項は1点です。住民サービスについて。資源ごみの個別回収を。

質問の要旨といたしまして、家庭から出るごみの減量化と資源ごみの再利用は大事な問題であるが、住民の協力が不可欠である。

1、容器包装プラスチック、有害ごみの回収等の内容説明をお願いいたします。

2番目に、平成28年度と29年度の上牧町の指定ごみ袋、4つの資源ごみ、ペットボトル、缶類、白色トレイ、瓶の4つでございますが、その収入額をわかる範囲で教えていただきたいです。

3つ目に、ごみ中継施設が平成28年11月に稼働して、1年以上経過いたしました。三角地区の焼却場を稼働させていたときと比べて、どれぐらいの負担がふえましたか。

4つ目が、環境課の組織と仕事の内容を詳しく説明していただきたいと思います。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、1番目の容器包装プラスチック、31年度から導入されると思うんですけども、それと有害ごみの回収等の内容説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、まず日常生活の中で日々、毎日、ごみの方は家庭から搬出されております。ということで、ごみ減量化の対応また対策につきましては、住民の方々のご理解、ご協力が非常に大切であると考えておるところでございます。

それでは、1つ目の容器包装プラスチック、それと有害ごみの回収の説明でございますが、容器包装プラスチックといいましても、収集できるものにまずトレイ、発泡スチロール、スポンジ類等のプラスチック表示のあるものでございまして、プラスチック製容器、包装類が対象となっております。平成35年度の稼働を目指している山辺・県北西部広域環境衛生組合におけるごみ処理の対象品目でございます。この中にプラスチック製容器包装がございまして、この品目は現在の上牧町の分別品目としては対象としておりません。広域化で処理をするには新たに品目を追加しなくてはならないことから、平成32年4月より分別収集を開始できればと考えておるところでございます。これについての排出基準また収集方法は今後、検証してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） その次の有害ごみについて説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 有害ごみでございますが、平成29年10月に廃棄物処理法施行令が改正されまして、廃水銀などの処理基準が新たに定められたことにより、本町におけるごみ分別品目に追加させていただきました。これにつきましては、広報かんまき1月から3月号にその旨を掲載させていただきまして、周知を図っておるところでございます。対象物と

いたしましては、蛍光管、電池、水銀、体温計でございまして、排出方法及び回収場所につきましては、専用のボックスを役場環境課と片岡台出張所に設置しますので、そこに排出していただくこととなります。蛍光管は割れないように購入時のケースなどに入れていただいて、電池、体温計などは漏れ出しがしないように中が見える透明、または半透明の袋等に入れて出させていただきたいということでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、2番の平成28年度と平成29年度。この29年度はまだ決算が来ていませんので、それでわかる範囲で教えていただきたいということです。知りたいのは収入額。指定ごみ袋、ペットボトル、缶類、それと白色トレイ、瓶、この5つについて上牧町の収入額を年度別をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、まず平成28年度分でございます。指定ごみ袋の販売金額は3,547万2,860円でございます。空き缶等の資源ごみにつきましては、187万8,319円でございます。それから、平成29年度。これにつきましては、平成30年1月末現在でございます。指定ごみ袋の販売金額につきましては、3,187万5,070円でございます。資源ごみの方は82万2,790円となっております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） この資源ごみの方、アルミ缶、缶類、ペットボトルが大半を占めているんですかね。ということは、白色トレイとか瓶は買い取り価格はほぼゼロに等しいというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） この白色トレイはどこかの業者が買い取っているのでしょうか。あるいは回収。それと瓶。それと、ペットボトル、アルミ缶。これの回収業者か、あるいはその買い取り価格を教えてくださいたいと思います。

○議長（辻 誠一） 環境課長。

○環境課長（吉川昭仁） 空き缶につきましては、福井商店という大和高田の業者でございます。ペットボトル、瓶につきましては容器包装リサイクル協会の方に排出しております。白色トレイにつきましては、仲商店に頼んでいる業者でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

この三角地区の焼却場を閉めてから結局どれぐらいの負担がふえたのかを教えてくださいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 三角地区のごみの焼却場を閉鎖してから、ごみ中継施設が稼働して1年ということで、平成28年11月から平成29年10月までの処理経費を算出したところ、可燃ごみの処理経費がトン当たりの約4万3,700円でございます。直近の27年度の処理経費がトン当たり約2万1,700円であったため、トン当たり約2万2,000円増加しております。処理経費が増加している現状、大きな要因はごみ処理委託料が影響しているものと考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今おっしゃいましたトン4万3,700円が平成27年度は2万1,700円と。

僕がちょっと知りたいのは、この中にはやはり焼却場の人件費とか、それを具体的に加えた場合の新しいごみ中継施設に移ってからの差額はどれほどあるのかをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 先ほど説明させていただきました処理経費の中に人件費と経常経費込みで算出させていただいております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、4つ目の内容に入ります。環境課の組織と仕事の内容を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、組織といたしまして、環境課4名、焼却場職員21名。

上牧町行政組織規則第11条に環境課が分掌する事務ということで明記されております。事業管理係、内容でございますが、1つ目、地球環境及び公害対策の調査、企画並びに連絡調整に関すること。2つ目、公害防止の指導及び相談に関すること。3つ目、公害の苦情処理に関すること。4つ目、狂犬病の予防に関すること。5つ目、衛生害虫の駆除に関すること。6つ目、し尿収集に関すること。7つ目、墓地、埋葬等の許可に関すること。8つ目、その他環境衛生に関すること。9つ目、一般廃棄物処理業の許可及び監督指導に関すること。10個目でございます。ごみの収集及び運搬に関すること。11、一般廃棄物の処理手数料に関する

ること。12、ごみ減量化対策に関すること。13、資源再利用の促進に関すること。14、廃棄物の不法投棄の防止に関すること、15、ごみ焼却場処理に関すること。16、焼却施設等の維持管理に関すること。17、新焼却場建設の調査、企画及び連絡調整に関すること。最後でございませう。18、課の庶務に関すること。

以上が内容でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ありがとうございます。上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する上牧町の条例の中に、第4条、町の責務もあります。町民の責務、または事業者の責務とこのようにございます。そこで、私のここでお伺いしたいのは、何とかしてこの資源ごみの回収を個別回収を望む大字にはできないものかと。そこで、ちょっと知恵を絞るというんでしょうか、何とかならないのかなと思って、環境課の組織のことをお尋ねいたしました。

先ほどおっしゃいましたように、焼却場には中継施設含めて21名と。そのうちの中継施設は3名だと思うんですけども、庁舎に事務方として4人の方がいらっしゃる。それはそれでよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それで、どのような収集の車を持っているのかと。私の知る限りではパッカー車が4台、それとリサイクルカーが3台だと思うんですけども。ショベルカーとかは、もう全然収集には関係ありませんので、ここでは問題にいたしておりませんので、今の台数でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 環境課長。

○環境課長（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、日常業務されているこのパッカー車4台。これはどのような運営体制になっているのかを教えてくださいたいです。それとリサイクルカー。

○議長（辻 誠一） 環境課長。

○環境課長（吉川昭仁） それでは、ご質問の件なんですけども、通常のごみ収集業務を午前中に行いまして、基本的に午後から資源ごみの回収に行くと。そしてリクエスト収集、そして、回収した資源ごみの分別作業等行っておるということでございます。基本、パッカー車

につきましては、1台3人体制で収集業務を行っておるところでございます。この3人体制につきましては、パッカー車の事故防止の観点から1台3人ということで、上牧町では指示させていただいております。

以上です。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、上牧町の一般廃棄物の収集業務を民間に委託しているものがあると思うんですけども、委託業者は何件ですか。

○議長（辻 誠一） 環境課長。

○環境課長（吉川昭仁） 事業系のお話でしょうか。8社でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それで、その民間に委託しているパッカー車をよく見かけるんですけども、見ていますと、大概是1人か、多くても2人で回収に回れられているようです。なぜ上牧町は3名体制なのかなど。決して仕事のことを言うんじゃないで、先ほども言いましたように、資源ごみの個別回収を望む大字には何とかできないものかと。要はお金をかけたから簡単に済むんですけども、そんな余裕もないだろうし、人材をどこかから引っ張ってくるしか。

そこで、大阪市の例をちょっと出してみたいんですけども、ちょうど橋下市長のときなんですけれども、ごみの収集体制、やはり大阪市も3人でやっていたそうです。ところが、自主的に2人に減らして回収をやっていた時期があるそうです。しかし、現在はもう3名に戻しているそうですが、ただ、上牧町と違うのは、大阪市は完全に各戸収集をやるという体制だそうです。ですから、職員が車の中におるというのは運転手以外ないんだそうです。戸別に回収しなあかんで、もう常に車の外に2人が出て、車の中に入るようなそういう状況はないんだそうです。そこで、上牧町は、やはり住民の協力のおかげで、ごみは戸別収集、触れ合い収集は別といたしまして、一定の場所に集めて回収をしていると思います。そこまで住民も協力していますので、何とかごみの収集というのを2人体制では無理かなど。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 議員のおっしゃっておるところ、十分理解しておるところでございますが、近年ございませんが、一時そういう事故等もほかの団体であったというのを聞いております。それからごみの3人体制ということで、徹底しておるところでございますの

で、この点につきましては、職員の安全また的確なごみの収集ということでご理解願いたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） そうですか。やはり、事故等のためにどうしても3人体制が必要という回答ですね。わかりました。

それで、私がこれ以上、資源ごみの戸別回収を要求してもちょっと難しいだろうと。そこで、各大字でそういった個別回収の要望がある場合には何らかの相談には乗っていただけるのかをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 全てが戸別回収といったら、またあれなんです、その状況によりましては、箇所をふやすとかいうふうな形で、場所が変わるといようなことに対して地元の付近の方々の了解等も必要であろうかとは思いますが、そういうふうな地元の方でご協力いただきまして、その理解を得ながら、こういう形で場所の一定移動なり、また箇所を1カ所追加していただきたいとかいうような話が、もし、ございましたら、環境課といたしましてはできる限りご相談させていただいて、ご要望に合えるかどうかはその内容にもよりますが、今後検討して、話はさせていただきたいなと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） わかりました。それでは、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。特に服部議員にお諮りします。このまま続行してよろしいでしょうか。それとも少し休憩とりましょうか。

（「休憩」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） そういうご意見がございましたので、休憩とし、再開は1時40分。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分

○議長（辻 誠一） 再開します。

◇

◇服 部 公 英

○議長（辻 誠一） 次に、8番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） 皆さん、こんにちは。8番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問を行います。

きょうは午前中、上牧町立上牧幼稚園の卒園式に行っていました。全部で61名の児童が無事元気な姿で巣立っていくところを見せていただきました。これからぴかぴかの1年生として、一人一人がいろんな人生と歩んでいくというように思いますが、この子どもたちがみんな幸せに成長していくように願っています。保護者の皆さんの子育てはまだまだ長く続く道のりですが、子どもの成長を楽しみに生活を送ってください。困ったことができれば、家族や周りの人に相談してください。保護者、学校、行政、地域社会全体で大切な子どもを見守っていきたいと思います。

それでは、通告書に従い質問に入っていきたいと思います。私の質問は、大きな項目で2点から成っております。1点目、中長期財政計画について。2点目が住環境整備についてです。

まず、1つ目の第2回上牧町財政問題特別委員会で配付された資料をもとに、平成29年度から平成30年度までの収支見通しについて説明をしていただきました。そこから3点質問いたします。

1、単年度収支見込額について。歳入が各年度ほぼ同じ状況ですが、歳出をどのようにすれば少ない財源を住民のために有効活用することができるのか聞かせてください。また、2月17日に開催した議会報告会では、歩道舗装の要望がありました。歩道整備について聞かせてください。

2、普通建設事業費が平成30年度は4億200万円と少なく見込んでいる理由を聞かせてください。また、平成36年度でしたら1億5,000万円となっているが、どのように計画の見通しを出しているのか、根拠はあるのか。あわせてお伺いします。

3、人件費、物件費、扶助費についてはほぼ同じ水準で推移しているに見てとれますが、

このあたりを改善すれば住民税の公平な使い方ができるように思いますので、どのように考えているのか聞かせてください。

大きな項目の2、住環境整備について。2018年度から2027年度におけるハード事業について説明をしてください。

焼却場解体事業については、国や県の補助金もついていないこの事業は、長い目で見て、補助事業となるときに行う予定ではありませんでしたか。内容を説明してください。

北上牧地区内の下水道整備について、現在の状況と今後の展開についてもお聞かせください。

小規模改良住宅整備事業で行われている道路整備についても説明をお願いいたします。

質問内容が大まかになっていますので、再質問の席でもう一度細かい内容を質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 通告書の通告が漠然としていて、議長の方からもう一度細かい打ち合わせをするようにという指摘がございました。

①の質問ですが、表の単年度収支額についてですが、平成25年度と26年度は単年度黒字で、27年度から29年度まで赤字決算です。今後は財政調整基金を取り崩して運営をしていく方針と伺いました。財政特別委員会で説明を受けましたが、ここでもう一度聞かせてください。その上で、歩道整備について今後の対応を聞かせてください。

①の2、この質問についても今後の検証データで変わってくるということがあると聞きましたが、何か理由があれば教えてください。

①の3については、人件費の状況がどのようになっているのか。職員の人数と給与と、経常経費についてはなかなか削減するのは難しいけれども、仕事の効率化を図るか、仕事の内容で、専門の資格を持って仕事に取り組むとか、同じ職員の体制でもより一層の仕事ができるようにしてもらいたいと考えています。早期健全化団体になったときには助役を廃止して、職員みずからが庁舎の掃除や草刈りまでしていました。そこまでのことをしてほしいとは思いませんが、そのくらいの気持ちで、これからも住民のために公務員の仕事に取り組む姿勢を大切にしてほしいです。

大きな項目の2、焼却場解体について説明をお願いします。

それから、中長期財政計画、第5次総合計画前期実施計画、平成29年度、平成39年までの財政収支見通しの表の中から歳出の普通建設事業費について。平成29年度予算については予

算特別委員会で審議されたところですが、平成30年度から39年度におけるハード事業のうち、服部台明星線改良工事及び橋梁長寿命化事業及び住環境整備について、31年、32年、33年、34年度に進める計画について聞かせてください。これから財政収支を考えながら進めていくということですので、今のところ、実際に計画どおりに実施できる事業について説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目のご質問でございます。この部分につきましては、先ほど議員の方からも中長期財政計画のお話をさせていただきました。そのときに、中長期財政計画におきましては、総合計画の前期実施計画を盛り込んだ5年分と今後10年間の見通しを立てましたハード事業分につきましてお示しをさせていただいたところでございます。

それで、収支のバランスのお話でございますが、まだ決算も出ておりませんので、この収支をゼロとした部分で財政調整基金を取り崩して、その部分を充てさせていただいて収支をゼロにしているという状況で今のところお示しをさせていただいた内容になっております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 私が一般質問通告書をつくっている際に、中長期財政計画の前期計画とこのをいただきました。そこで、何もわからず、このゼロ、ゼロ、ゼロになっている部分について、おかしい、わからないなど思いまして質問させてもらったんですけども、その後、財政特別委員会2回ほどありまして、説明を受けて大体のことはわかりました。

今回ここでもう一度聞かせてもらおうと思うのは、平成26年度の財政収支見通しも出していただいたときには、人件費について今回28年度の前期の中長期財政計画に比べて少し低めの金額に見通しされているんですが、今回の場合、少し人件費が上がっているんですが、これは、人事院勧告で職員の給与が上がった分がふえて、今回の見通しは人件費が上がっているんでしょうか。それとも人件費の、今ここで述べたように人数であるとか、そういう職員の体制で変わってきているのか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員のご質問の中で平成26年度とおっしゃっていただいている部分につきましては、中長期財政計画の中でお示しをさせていただいております16億1,400万円の話ですか。それとも何か別の資料をもとにお話をされているのか。その辺もう一度お願いできますか。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 別の資料ではございません。タブレットの中に26年度にもらった中長期財政計画の財政の見通しから見比べて、人件費が少し見通しとして上がっています。平成28年度の決算額においては、平成26年度の見通しとほとんど同じ額で決算は迎えていますので、見通しどおりに25年、26年、27年、28年という形では来ているんですけども、今回見通しとしての金額がちょっと高めに設定しているのは。

○総務部長（阪本正人） 高めに設定しているというのは。

○8番（服部公英） 設定しているという言い方おかしいですか。これ、見込みで数字入れているのは、まだ決算もしていないので、ほとんどしっかりとした数字ではないというふうに理解しているんですけども。平成26年度に見込んだときと平成28年度に見込んだときの数値が少し高めになっているのは。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっていただいている人件費の関係でございますが、職員の定年退職等々もございまして、その部分での差なのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、最後、通告したように、職員の体制とか人数の答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 職員の体制でございますが、町長もタウンミーティング等々でお話をしているように、200人前後で職員体制として整備してくというふうな状況でございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ある程度の年齢を超えますと、上牧町の職員の方が若返って、職員の給与手当が少なくなるというふうに理解していたんですけども、そういうことは、今後どのぐらいの時点から起きてきますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その職員の部分につきましては、毎年定年退職される人数が変わってきます。その部分も見越しているわけでございますが、それプラス再任用の職員等も発生してきますので、その辺の前後の差はあるかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。では、次の質問でお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 歩道の整備というご質問かなと思っておるところでございますが、どのような内容か。まず危険箇所でしたら、担当課の方、他の工事と同様にその都度対処しながら進めていきたいと考えております。それ以外でバリアフリーということで、現在バリアフリー基本構想が進められておられますので、その点も考慮いたしまして、バリアフリー化の対応等ということでございましたら、今後については整備していかなければならないのかなということで考えておるところでございます。これにつきましては、財政当局と連携をとりまして、町内の道路整備プログラムに載せて、また、県、国に調整を図りながら、公共施設の管理の充当債等も割り当てされるの見通しながら進めていかなければならないのかなと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） この質問については、議会報告会で住民の方から、歩道が悪い状況で、歩いていてもつまずきそうになるということで、高齢者の方でしたので、車道ばかり整備するのではなく歩道も整備してもらいたいというような感じで私は受け取って、質問しているんですけども、上牧町の歩道のある部分というところで、歩道が傷んでいるところ、また、これから町の方でパトロールでもして、本当に傷んでいるところは、また道路と同じように整備していただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 現地を町内、調べまして、しっかりと対応を進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 2つ目の中長期財政計画の中からの普通建設事業費が平成30年度でしたら1億500万円となっているというような私の質問の仕方が悪かったんですけども、これ、ハード事業がなくなるとこういう金額になるというような考えで、今のハード事業が載っている間は普通建設事業費がある程度の金額が、その合計で高い目に書いてあるんですけども、予定においては少なくなっているというのは、今後どのような事業が起きてくるかわからないということで、こういうようになっているのかというの、教えてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の普通建設事業費のところでございます。これにつきましては、中長期財政計画でお示しをさせていただいた部分でございますが、今、中長期財政計画

なので、長期的に見てやっている事業なので、その時点での経費が1億5,000万円というその事業しかないということなので、今後この部分につきましては、毎年ローリングをしていきながら見直しをかけますので、その都度その都度により事業費が変わってくるという認識をしていただいたらいいのかなというふうには思います。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。それでは、次の部分、人件費ですね。もう物件費と扶助費については私の勘違いで、人件費の部分に入っている部分かなと思っていたんです。これは住民のために使われる部分ということで説明いただきましたので、理解しましたので、人件費について先ほど。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 人件費につきましても、先ほど少しお話をさせていただきましたが、退職者の部分もごさいます。その部分の補充も必要最小限の新規職員の採用を見越し、また、再任用を活用することにより、今後、中長期財政計画では減少していくというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。それでは、中長期財政計画の部分についてはこれで結構です。

次の質問、住環境整備についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 焼却場の解体事業につきましてですが、国・県の補助金もついていないのに、この事業は長い目で見て補助事業となるときに行う予定ではありませんでしたかと、内容を説明してくださいということでございますが、焼却場の解体事業につきましては補助金がございます。地方債であります公共施設等適正管理推進事業債の除却事業、充当率90%、これを活用いたしまして事業実施を考えておるところでございます。この除却事業につきましては、平成33年度までの事業でございますので、財政とも相談いたしまして、最終年度に実施する計画をしているところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 初め、煙突だけを取り壊して、あとの部分は財政がちょっと高になったときにするというふうに説明を受けたように思うんですけども、今回33年度までの事業としてする理由はどこにあるんですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 平成33年度までの事業でこの除却事業がなくなるということで、最終年度に実施するというところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 解体費用は全部借金でするわけですよね。補助金が見つからないということは町の持ち出しが全額、それだけまたかかってくるという理解です。今回、33年度にすることなんですけれども、これはもう延ばせないんですか。きょうも保育園で、町長もエアコン事業で結構お金がかかる事業をするということを言ってはりましたけれども、この子どもたちのために勉強の効率化を図るためにとかいうのであれば、このぐらいの金額、3億そこそこの分、使ってもいいかなと思うんですけども、今回この3億かかるような事業を33年度までにするというのは、今、説明いただいた理由が答えになるわけですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） この三角地区の焼却場の解体、これにつきましては、地元との解体の取り交わし等もございまして、今後、山辺・県北西部の方へ、広域の方へ行くわけでもございまして、その中で向こうの操業開始までに解体するという内容で説明しておりまして、中長期財政計画の中でも財政当局と十分に打ち合わせしながら、こういう結果で進めておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。私から見れば大きなように思うんですけども、財政当局と相談して無理のないように進めているのであれば、それで結構です。

それと、関連になるんですけども、この解体事業終わってからも横で特殊産廃とか持ち込みしている事業については、そのまま同じように使うのか。その辺をちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 設備等一式解体して更地になりました時点で、もうそういうダイオキシン等そういうもろもろのものも一切なくなりまして、更地になってという形でございます。何ら操業はいたしません。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それは聞かせてもらってありがたかったです。私が今聞いたのは、その横で今、事業系のごみを持ち込んでいる、分別している作業所及び、そちらにごみの一旦置

いて、中継して持って出ている特定産業廃棄物の処理について、今後どのようにするのか、その施設はどうするのかというのを聞かせてほしいです。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） その部分につきましては、今後の課題でございまして、現中継施設の近隣で、今後、考えていかなければならないのかなというところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今、寝ていたわけやないんですけども、もう1回言うてくれますか。今後あのままの状況で使っていけるといふふうに理解してよろしいんですか。今後どのようになっていくのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 現在、三角地区で操業また稼働しておる部分を撤去し、なくなりますので、それにかわる部分というのを現在の中継施設、ジョーシン付近ですね、その付近に今後またそういう検討の余地があるということでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今回、私、これ通告していない。解体事業で通告しているだけなので、その質問はこのぐらいにしておきますけれども、その点については、今後また質問させていただくと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次、お願いします。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） それでは、服部議員の大きな質問事項、環境整備についての中の上牧地区内の下水道の整備状況と今後の展開というご質問がございましたので、ご説明させていただきます。

現在、北上牧地区内の下水道事業につきましては、平成33年7月の供用開始を目標に高池周辺地区について、重点的に整備をいたしております。また、本年度には、小集落整備事業で計画されていた拡幅道路内への布設計画を、なかなか進まないということで、現在の道路整備状況に応じたルートへと事業認可の変更をいたしました。これに伴い、事業としては加速するものと考えております。今後も引き続き道路管理担当課と協議しながら、一日も早く地区内全域が供用開始できますよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ハード事業で再通告した部分について、服部台明星線の改良事業及び橋

梁長寿命化部分についての部分を。もう結構ですと言ったんですけども、聞いていなかったんで、申しわけないです。

○議長（辻 誠一） 今、下水道整備というところで聞かなかったですね。それで、今ご答弁あったけど。

○8番（服部公英） それはそれで、もう答えてもらったんでオーケーです。

○議長（辻 誠一） じゃ、次、どうぞ。都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 都市計画街路服部台明星線の事業計画でございます。残りの工事延長192メートルにつきまして、平成30年度から平成34年度末までとして、5年間で完工を目指し、進んでいます。事業総額3億2,880万円、用地買収面積約1,400平米、建物補償2件、工事総延長192メートル、幅員16メートル道路でございます。車道部が4.5メートル、2車線の9メートル、歩道部片側3.5メートル、両側7メートル、全幅16メートルの道路でございます。平成30年度事業につきましては、当初予算で説明させていただいたとおりの内容となっております。おるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ことしの予算書にも載っていましたが、ことしの資料を見せてもらって、そこまではわかりました。その次、31年、32年、34年度、完了するまでにどのような形で進めていくのかを大体のところでもいいですので、教えてください。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 延長にしましたら、先ほど説明したとおり、192メートルという工事区間的には短い部分なんですけど、その中に用地買収、それと家屋補償等々、そういう建物補償並びに用地補償それをもとに買収を進めていきまして、最終年度には道路工事をしっかりと完成したいと。最終年度、34年度末でございますが、それに向けて順次進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 財政問題特別委員会でしたか、議員懇談会の中か、どこかで説明を受けて、完了できるというように聞いたんですけども、もし、また途中年度の用地買収の時点で進まないようなことが起こるようなことは予想されるんですか。もうそれは解決済みですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 交渉相手があるわけでございますが、道路開通ということで、

もう必ず進めてまいらなければなりませんので、職員一丸となって、交渉をしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。完了見込みというふうには聞いたんですけども、まだ交渉の過程で、まだはっきりとはわからないという理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 事業の説明は十分に理解してもらっておりますので、今後しっかりとご理解いただきながら、完成に向けて協力を得たいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。ありがとうございます。

それでは、橋梁長寿命化。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、橋梁長寿命化の計画でございますが、平成30年度から平成39年までの10年間で総額4億8,660万円でございます。これは、上牧町が管理する町内23橋の5年ごとの点検及び橋梁長寿命化の修繕計画策定費用と7橋の橋梁補強設計費の費用及び橋梁補修工事費を計上いたしております。平成30年度は、それは当初予算のとおりでございます。橋梁長寿命化修繕計画策定事業委託とつくも橋の橋梁補修工事、それと外町橋の橋梁補修工事を予算化させていただいておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 30年度のことしの予算書に外町橋の工事があったと思うんですけども、外町橋は、この今年度の予算により改修工事は完了ということになるんですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 着手完了いたします。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 本年度中に行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 30年度事業で完了いたします。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） その件は理解しました。私、そこで、自治会から要望しているんですけども、あの橋の上に一旦停止のラインが消えているので、危険なので白線を引いてくれと

いうの、もうずっと言っているんですけども、もうきれいに消えるまで、まだそのままの状態になっております。今回その橋が補修整備終わりましたら、舗装もされると思いますので、しっかりとまた一旦停止のラインもきちっと引いてもらって、きちりしてもらいたいというふうに要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 何回もお聞きしておりますので、完了までにはしっかりと完成させたい。ラインを引かせてもらいます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 次に、小規模改良住宅、住環境整備事業で、今現在行われている道路整備、北上牧町地区内、今、工事していると思うんですけども、あれをつけてもらった後の整備はどのようになっていくんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 住環境整備事業でございますが、平成30年度から平成33年度完了予定といたしまして、事業費総額6,810万円でございます。平成30年度につきましては、当初予算のとおり、小規模の住宅改良事業に伴う測量設計業務ということで、72万6,000円を計上いたしております。それは、道路のC B R試験2カ所をとりまして、舗装断面構成の設計をするものでございます。平成30年度部分につきましては、ちょっと委託料だけでございますが、その次年度より事業を進めてまいりたいと思います。最終年度と考えております平成33年度末までに道路部分につきましては、文化館から下ってきております道路のその延長を6メートル道路約30メートル分の延長工事並びに、服部議員の横から伏見橋あたりへ向けての道路、その拡幅についても約60メートル、33年度までに完了し、事業の完結に図りたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。よろしく願いします。

それでは、通告した質問は以上ですので、これで質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時30分。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇長岡照美

○議長（辻 誠一） 次に、6番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（6番 長岡照美 登壇）

○6番（長岡照美） 6番、公明党、長岡照美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

項目は2項目でございます。学校での心肺蘇生教育の普及推進について。2つ目は、救急医療情報キット配付事業についてでございます。

まず、1項目めの学校での心肺蘇生教育の普及推進についてでございます。

1、AEDの使用率の向上についてお伺いいたします。AEDは、平成16年7月1日から医師や救急救命士だけでなく、現場に居合わせた一般人の使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童、生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず、救命できなかった事例も複数報告されています。突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱と言われております。

全国における教育現場での現状を見ますと、全児童、生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校では4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。そこで、児童、生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童、生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することについて質問いたします。

1、AEDの設置箇所数、設置台数、町内でのAEDの使用例について。

- 2、救命講習の普及やAEDを使える人の割合について。
- 3、小・中学校の児童、生徒への心肺蘇生とAEDに関する教育について。
- 4、教職員へのAED講習の実施状況について。

続きまして、大きな項目の救急医療情報キット配付事業についての質問でございます。

上牧町での救急医療情報キットの有効活用についてお伺いいたします。救急医療情報キットは、かかりつけ医、薬剤情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器の中に入れたもので、自宅の冷蔵庫に保管しておき、緊急事態が発生した場合にキットの情報を活用し、適切で迅速な対応が行えるようにするものです。事業内容などについての質問をいたします。

- 1、配付対象、配付方法、利用状況などの事業内容について。
- 2、救急医療情報キットの配付状況と配付対象者の拡大について。
- 3、災害時などの有効活用について。

以上でございます。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） まず、AEDについて質問させていただきます。自動体外式除細動器、すなわちAEDは、平成16年7月に厚生労働省からの通知により、医療従事者でない一般市民の使用が認められました。今日では誰もが安心して除細動を行うことができる機器として、公共施設や民間企業等、人が多く集まる場所を中心に設置されております。上牧町のAEDの設置箇所数、設置台数、町内でのAEDの使用例について、お伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1つ目のAEDの設置箇所数、設置台数、町内でのAEDの使用例について、ご回答いたします。

設置箇所数につきましては24カ所、それと、設置台数につきましては24台。この部分につきましては、役場の方から設置をさせていただいた台数でございます。それ以外に、以前から自治会の方で設置された台数が2台ございます。合計で26台となっております。それと、町内でのAEDの使用例についてでございますが、幸いにも上牧町の場合、使用例は今のところございません。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今後AEDをふやしていく予定はございますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） AEDにつきましては、以前から計画をさせていただいております。

毎年3台ずつ各公共施設に設置をしようという計画を持っておりまして、今年度におきましても3台の計画をさせていただいて、その部分につきましては、下牧文化館、それと米山台公民館、桜ヶ丘老人の憩の家というふうな形で、3台分の設置を予定させていただいております。今後につきましても、更新時期等々もございます。その部分につきましても、今後、この部分につきましては、全公共施設が設置できるような形で進めていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） AEDの設置場所は、ホームページ等で一覧表を見させていただきました。24時間対応できるのは役場1カ所かと思います。多くの施設でAEDを利用できる時間帯が平日の昼間に限定されているのではないかと思います。夜間や休日の利用はできない状況であります。本来AEDの設置目的を考えますと、それを必要とする人が常時利用できるようにしておくことが肝要ではないかと思っておりますが、その点につきまして、どのようなお考えでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員がおっしゃっていただきましたように、役場と申しましても、土、日閉庁になっておりますので、なかなかその部分につきましても難しいところはあるのかなというふうには考えております。公共施設等におきましても全部屋内にAEDが設置されておりますので、この部分につきましてはどのような形で。多分屋外のお話だと感じております。また、新たに屋外に設置するとなりましたら、盗難やいたずら、また管理などの解決すべき問題がございます。とにかく人の命にかかわる重要な問題ですので、幅広く有効的に活用できるようにするにはどうしたらいいのかなという部分も考えておるわけですが、特に学校施設だけでなく、公共施設全体におけるAEDの有効活用の研究と検討をしていかなければならないというふうには今、考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、部長の答弁の中からの分もございますが、そこで2点についてお伺いさせていただきたいと思います。

1点は、町内で24時間営業をしているコンビニのAED設置状況を把握されておられるのか。住民の方から、24時間営業されている、24時間あいているコンビニにAEDを設置して

いただきたいとの声をお受けいたしました。店舗周辺で重篤な傷病者が発生した場合には、町民の方々にAEDを利用いただけ、さらなる救命率の向上を目指すことができると思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 上牧町内にはコンビニストアがたくさんございます。今の現状はAEDの設置はございません。ですけど、この部分につきましては、今後、コンビニにも協議をさせていただきまして、AEDを設置の方を進めていきたいと以前から考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 私も町内にあるコンビニにAEDの設置協力を求めてはどうかということでお話させていただこうと思いましたが、部長の方からお話ありましたので、これは結構でございます。

そこで、もう1点でございます。先ほどのAEDの屋外の件で、盗難というお話がございましたが、公共施設等に設置されているAEDを24時間利用できる仕組みとして、AEDの屋外型の収納ボックスというのがございます。これは内部の温度をAEDが使用可能な温度、ゼロから50度に維持できるため、気候や天候などに左右されずに保管することが可能なものでございます。24時間いつでも利用できる環境整備についてお伺いしたいと思います。先ほど部長の方から盗難というお話がございましたが、確かに高価なものでございますので、やはり盗難の管理というか、その辺は必要かと思えます。ただ、警報機つきの収納ボックス、またダイヤル鍵を取りつけての設置、また、動産保険が適用できるなどの調べた上での設置等で実際に設置されているものがございます。その辺も研究いただいて、設置に向けたお取り組みをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員がおっしゃったとおり、24時間、0度から50度までの天候で対応できるようなAEDもあるのはインターネット等で調べさせていただきましたら、そういうふうな状況でありました。それと、先ほどもお話ございましたように、AEDの部分につきましては、大きなブザー音で盗難を防止できるようなAEDの部分もあるというふうには書いてありました。この部分につきましては、高額な設置費用が要するというふうにお話をさせていただきましたが、確かに高額な費用が要するというふうには感じているところでございますが、そういう屋外の設置部分につきましても、今後、更新時期等に合わせながら、そう

いう部分も検討、研究をさせていただきまして進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。屋外設置可能な施設から、できれば順次、AEDを外に出していただけるよう、前向きなご検討、よろしくお願い申し上げます。

次に、AEDの設置場所の誘導標示についてお伺いしたいと思います。施設を初めて訪れた方であっても、AED設置場所がどこなのか、そこまでの道筋や距離を表示することによって、AEDが設置されているのだと確認することができるものでございます。いざというときに役立つ誘導標示について、設置のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） AEDの案内標示と申しますか、まずAEDを設置させていただいている標示はさせていただいておるわけでございますが、今、議員おっしゃいましたように、案内の距離及び道筋等の案内標示につきましては、現在できていない状況でございます。例えば、役場の正面玄関のところに自動扉にAEDの設置はありますよという目印はさせていただいているんですが、どこにあるというところまで標示をさせていないのが今の現状でございますが、役場の正面玄関のところに設置をさせていただいている部分につきましては、1階住民課のところにAEDを設置させていただいておりますので、まず、それからやらせていただきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。この件につきましても順次お伺いしたいと思います。

次、2番目に入らせていただきたいと思います。救命講習の普及やAEDを使える人の割合についてお伺いしたいと思います。消防庁によりますと、日本では119番通報してから現場に救急車が到着するまでの時間は、16年度の全国平均で8.5分です。救命の可能性は心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下いたしますが、救急隊を待つ間に居合わせた人がAEDの処置の行うことによって、生存率が大幅に向上し、AEDを使用しなかった場合と比べると約5倍高くなっております。人の命にかかわる救命処置はやはり勇気が要ります。AEDを使うことでかえって悪化させてしまうのではないかと心配する声や、また、AEDは知っていても使い方まではわからないという声もあります。救命講習の普及やAEDを使える人の割合をふやす対策が必要だと考えますが、対策、どのようにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、対策といたしましては、今、町の方で助成事業をさせていただいております防災士の取得の部分でございますが、この部分で普通救命講習の受講をさせていただいている状況でございます。それで、29年度におきましては、それ以外にも受けておられる方もおられますので、人数といたしまして92名の方がおられます。28年度におきましても94名の方が普通救命講習を受けられている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。ただ、今、部長おっしゃいましたが、対策としては、それが以上ということでございますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。今ご回答させていただきましたように、防災士の資格の部分で、自治会の方からもこの資格を取りにいかれている方もおりますので、まず1点目として、この部分が一番いいのかなというふうには考えておる状況でございます。

もう1点でございますが、30年度におきまして、この救命講習の受講といたしますか、西和消防署から来ていただいて講習をしていただくという計画も今のところ、持っております。その時点で何名になるのかなというのはございますが、そういうふうな講習をさせていただいて、この対応に当たっていきいたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。やはり、救命講習、多くの方に受けていただいて、本当に自信を持ってAEDを使える人の割合をふやしていただきたいとこのように思います。

それでは、次、3番目に入りたいと思います。ここでは心肺蘇生教育について伺いたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、3番の児童、生徒への心肺蘇生とAEDに関する教育についてお答えさせていただきます。児童、生徒への教育につきましては、小学校においては保健の授業で、中学校においては保健体育の授業で、応急手当から心肺蘇生としてのAEDの学習をしておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 実際にAEDを使用しての学習なのか、その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 中学校においてはAEDを使つての授業をしているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 心肺蘇生教育についてでございますが、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあると言われておりますが、全児童、生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度で小学校で4.1%、中学校で28%でございます。上牧の現状といいますのは、先ほど中学校の方でAEDの実際使つて教育をされているということですが、この心肺蘇生教育ということによろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 実際、中学校におきまして、保健体育の授業でAEDを使つて心肺蘇生ということで、生徒たちが学んでいる状況でございます。救急車が到着するまでに何ができるか、また、最初の応急処理が何ができるかということも大事なことになってくると思いますので、それも含めましてAEDの学習ということで捉えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 平成29年3月に公示されました中学校の新学習指導要領、ここに保健体育科の保健分野では応急手当を適切に行ふことによって、傷害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されております。この解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法、止血法としての直接圧迫法などを取り上げて、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されておりますが、上牧町ではされているのか。また今後、この方向性といいますか、その辺はどうなのか。その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほどもご説明させていただきましたが、その指導要領に基づきまして、けが等の応急手当から心肺蘇生ということで、AEDも含めての学習ということで、その指導要領に沿った学習をしているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） はい、わかりました。ありがとうございます。中学校でされている、2校ということによろしいのでしょうか。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。学校における救命教育、AEDについて伺います。突然の心停止から命を救うためには心肺蘇生やAEDの知識と技能を体系

的に普及する必要があるとされており、命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせて、救命率の向上を図るために、学校の授業時間を45分の救命講座として、講義や救命講習用のアニメ、DVDの視聴、実施、実技訓練を行い、簡易的な心肺蘇生訓練用キットを1人1台ずつ使い、心臓マッサージやAEDの使い方など応急手当の方法を学ぶジュニア救命士制度をスタートさせている自治体がございます。修了時にはジュニア救命士入門認定書の交付をしております。上牧町におきましても生きた救命教育を進めていきたいと思い、ジュニア救命講座、ジュニア救命士制度を提案いたしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ジュニア救命士についてでございます。児童たちに救命措置の技術を取得してもらうということで、ジュニア救命士の認定講習会を導入している学校が増加しているところでございます。内容につきましては、小学生の高学年に、アニメのDVDを見ながら心臓マッサージやAEDによる心肺蘇生などの応急手当を学ぶ救命講習を授業の一環として取り入れられているようでございます。命の大切さや救命法の重要性を知ってもらうというのが狙いでされております。教育委員会といたしましても、今後、学校と協議しながら、どういう形で進めていけばいいのかというのを進めていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

この件につきましては、今後も推進させていただきたいと考えておりますので、教育長のご意見もお聞きしたいと思います。世界一の救命都市と言われているアメリカのシアトル市では救命率30%以上です。日本の救命率は5%です。ここでは幼稚園児から救命講習がなされていると言われております。命の大切さや応急手当の知識と技術を習得させる幼少期からの教育による意識づけがその後の普及啓発の基盤となっていると言われております。小学生からこうした救命講習を受けるジュニア救命士の制度の導入を今後も進めていただきたいと思いますが、その点、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） それではお答えさせていただきます。学校における自動体外式除細動器、すなわちこのAEDのことでございますが、今のやりとりにもございましたように、町内学校、園におきまして設置をさせていただき、万全を期しての取り組みをさせてもらっているところでございます。日本スポーツ振興センターの事故例に目を向けてみますと、年々少しずつではありますが、救急救命講習をはじめとする指導の結果、減少傾向にあると聞い

ております。ただ、必ずしも絶対安全だということはいい切れません。だからこそ、今、話題に上っております正しい知識と実践をもつての取り組みが絶対条件になってくると思っております。

そこで、学校における救急救命教育のもたらす効果は多岐にわたっておるわけでございまして、校内での万が一の事故が発生した場合はともかく、その知識が広がることによって、約7割が起こるといふ自宅ですね。学校外の自宅で起こる率が非常に多いと、7割が起こるといふことも聞いておりますので、その対応と、また、倒れた人とか困っている人に積極的に声がけをできる、そのような児童、生徒の育成、また、無関心に通り過ぎない。道を歩いているだけでも「あ、倒れてはんな」ということやなしに、基本的な生活態度を身につける意味においてもこの教育は非常に大切なものかなと考えております。

もちろん指導的な部分を示す教職員に対する心肺蘇生法の実績講習会も今、話が出ておりましたように、本町全ての学校、園に実施させてもらっているところでございます。AEDトレーナーを導入してのことはまだなかなかできておりませんので、実技指導も今後の課題かなとこのように考えております。先ほど出ておりましたように、さいたま市で課外活動中に起こったこの事故を教訓にしっかり見きわめながら、万が一の際に迅速に救助ができ、使える状態であるということが大切であろうかなとも考えております。

2015年12月、約3年前になるんですが、中央教育審議会の方では、幼稚園から高等学校に全ての学校安全を必須の内容に組み入れるというようなことも明記されております。いずれにいたしましても、基本的な生活サポート教育ですね。今、話題になっておりますこのBLS教育というのですね。それは欠かすことのできない取り組みとなってくるわけでございまして、本町におきましても、今、出ております中学校だけやなしに、小学校の高学年から低学年年齢児における意識や意欲向上を図るさらなる学校安全教育に努めてまいりたいとこのように考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。またしっかりと前に進めていただきたいとこのように思います。

それでは、教職員へのAED講習の実施状況、先ほど、教育長の方からも少しお伺いさせていただきました。また、教育長の方からさいたま市のお話もございました。そこで、さいたま市の件で、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。小学校6年生の女子児童が駅伝の練習中に校庭で倒れました。保健室に運ばれましたが、教員は呼吸があると判断して、

心肺蘇生やAED装着が行われませんでした。しかし、11分後の救急隊到着時には心肺停止状態になっておりました。呼吸があるように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があったようでございます。二度とこのような悲しい事故を繰り返さないためにも、さいたま市の教育委員会は事故を検証しまして、教員研修のためのわかりやすい「ASUKAモデル」の愛称がつけられた体育活動時等における事故対応テキストを作成して、教職員に配付され、活用されているということでございます。

上牧町におきましても、やはり、教職員の緊急時の体制、対応、また危機管理教育等はどうようになっておるのか、その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど教育長さんからも回答がございましたように、教職員への講習の実施ということでございます。毎年、西和消防の方から講師を招いて救急救命の研修を学校ごとに全職員を対象に行っております。AEDはもちろんでございますが、人体模型を使つての研修等々進めております。全ての先生がその状況を見て、AED等々使えるような状況に持っていくというのが目的でございます。今後につきましてもそのような形で進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） お伺いさせていただきます。ここで、教職員による応急手当普及員の資格、またみずから授業のできる教職員がいらっしゃるのか、また、これから育成していくのか、その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） その資料を持ち合わせていないので、状況等は正確にお答えすることはできませんが、できるだけそういうふうな方向で進めていきたいとは考えます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） よろしくお願ひいたします。それでは、次に移りたいと思います。救急医療情報キット配付事業についてお尋ねしたいと思います。ここでは、まず配付対象者、配付方法、利用状況などの事業内容についてお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 配付対象者につきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または65歳以上の高齢者のみの世帯、それと、ひとり暮らしの障害者、または障害者の

みの世帯、それと日中独居の方、在宅要介護者のほか、生活上不安を抱える方とその他特に必要と認めた方でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） あと、配付方法、利用状況、事業の目的等お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 配付方法につきましては、まず申請書に記入をいただきます。

それから、生き活き対策課の窓口に直接お越しいただいて、本人の方、また家族の方に配付をいたしております。それと、民生委員、児童委員の方々に協力を得まして、同意を得て、民生委員の方々が媒体となって配付をしていただく。それと、ケアマネージャーでございますけれども、ケアマネージャーの方に啓発を行って、必要な方に配付をしていただいているとそういうところでございます。

利用状況でございますけれども、これを使って救急搬送されたという事例は今のところ、ございません。目的でございますけれども、緊急時に必要な情報を冷蔵庫に保管する。救急医療キットがございますので、その中に必要事項を書いていただいて冷蔵庫に保管していただく。独居の方でございましたら、それを配付することによりまして、緊急かつ安全に救急搬送を促すという目的のツールでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今現在のキットの配付数、おわかりですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今の配付状況でありますけれども、228人の配付を行っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） この事業は何年から行われたのか、その辺と配付対象者数。先ほど配付対象をおっしゃっていただきましたが、その方に対して228のキットの配付をされているという状況ですが、その辺はどのように考えられていますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） この事業は平成25年度から開始いたしました事業であります。

配付状況でありますけれども、この25年から相当年数がたっているわけでありまして、もう少し周知を図りまして、皆様方にご利用をお願いしたいという思いがございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） このキット、やはり必要とする方がまだまだいらっしゃる、潜在的な対象者等ございますので、やはり把握をしていただいて、緊急時には利用していただけるようにお取り組みよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の2番目に行かせていただきます。このキットの目的、先ほど部長の方からおっしゃっていただきましたが、やはり、この救急医療事情報キットは基本的には住民や自治会等の組織が主体的に行うことが想定されたものでございます。事業の実施に当たっては、手続を自治会ごとに効果的に実施しているところもあります。この救急医療情報キットの配付を通して自治会等の地域のコミュニティー、組織とまた住民ネットワークづくりのための機会をつくるということも期待できるものでございますが、先ほど、ケアマネさんであるとか、その方を通じてというお話がございましたが、やはり、これは個人で申し込むということでございますので、その点、個人で申し込んで個人でというより、何かほかにつながるような形はできないのか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ほとんどが個人の方からの申し込みでありましたが、この25年導入いたしました当初は、自治連合会の総会等で説明をさせていただいて、また、民生児童委員の定例会にも出向いていきまして説明をさせていただいております。ホームページも充実いたしておりますので、今後につきましては、ホームページに掲載をさせていただいて、年数が利用されている方につきましては、平成25年から更新もしておられない世帯の方もおられると思いますので、おおむね1年に1回ぐらいは中身を確認していただいて、変更点があれば変更の確認をしていただくという啓発もしていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、部長おっしゃっていただきました。私も救急情報シート、その書きかえ、やはり、最新の新しいものにしないではいざという時に役に立たないのではないかとそのように思っておりました。それと、ホームページの活用ということもおっしゃっていただきました。やはり、パンフレット等つくって、お知らせしているところもございますし、また、申請用紙をホームページからダウンロードできるようにしているところもございますので、その辺の活用もお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まず、更新の時期になりましたら広報で啓発、それと、おっしゃいましたようにホームページ、申請書をダウンロードできるように、そのような方向で

もっていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 次に、配付対象者の拡大についてお伺いしたいと思います。先ほどもございましたが、救急車を呼ぶと全国平均約8.5分、到着しますが、病院に到着するまでに2015年の奈良県の平均時間は44.3分でございます。現場で救急隊員が本人の名前、年齢、かかりつけ病院や持病があるのかないのか、保険証番号であるとか使っているお薬であるとかという情報を確実に確認するために予想外に時間がかかることが主な原因ということで言われております。この時間が短縮できれば救命率も大きく改善されることと考えられます。

そこで、この救命医療情報キットが自宅にあらかじめ用意してあれば、この情報が全て直ちに救急隊員に伝えられるということでございます。奈良県の大淀町では、病気や災害時に迅速な救急医療活動を受けられる体制を整えるために、救命医療情報キットを町内に在住の希望者全員に配付しております。この配付対象の拡大についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 配付をいたしました内容で、やはり65歳以上の方の独居の高齢者の方が多かったように思っております。それと70代の高齢者の2人世帯が主であります。これから、今後につきましては、障害者の方が余りご利用されていないように思われますので、まず、その障害者のみの世帯、また、ひとり暮らしの障害者の方、それと、日中の独居という形の方もおられますので、その方につきましてはしっかりと周知を行っていきたいと思っております。

ただ、高齢者の方につきましては、緊急通報装置というのも設置いたしておりますので、今のところ、緊急通報装置を設置されている世帯に関しましては、そのボタン1つで緊急搬送、救急搬送できる条件がございますので、また、そのあたりでありますけれども、冷蔵庫に入れてもらう緊急医療キットでもご利用を促していきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） よろしく申し上げます。それでは、次、3番目に移りたいと思います。災害時などの有効活用についてでございます。

このキットは、平常時だけでなく、災害時にも適正かつ迅速な処置の助けとなるものでございます。救急隊が出動するような緊急時ではその人の命に大きな影響を与えます。特に、近年では独居高齢者の方が増加傾向にあり、独居高齢者の方が緊急時に話すことができなく

なっても、そのかわりにキットに書いてある情報が本人にかわって適切な情報を提供してくれるというものでございます。

そこで、情報キット事業と、上牧町では避難行動要支援者支援事業というのがございますが、これの連携、取り組みができないかということをお聞きしたいと思います。奈良県の五條市では、情報キットの申請書に避難行動要支援者名簿作成、また情報提供する場所があるということで、そういうことを記入された申請用紙になっております。キットの申請と同時に要支援者名簿で掌握する制度としているものだと思います。上牧町では別々の事業ですが、キットの申請の方は65歳以上のひとり暮らしの方や高齢の方や障害を持っておられる方あります。また、在宅介護者や生活に不安のある方でもございますので、確かに支援が必要な方だと考えますが、その辺の連携、お取り組みができないのか。その点、お伺いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 要配慮者の支援というところで、災害時における支援台帳を作成、総務課でも実施いたしております。今のところ、この救急キットの台帳もございます。その中で担当ごとのにばらばらの状況でございますが、今後につきましては、どちらか申請される場合はこの情報を申請していただいて、課は違いますけれども、横断的な連携をとってまいりたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。やはり、地域の皆さんで要支援の方を見守っていくという体制が大事だと思いますので、提案させていただきました。

私の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、6番、長岡議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時16分

平成30年第1回(3月)上牧町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成30年3月19日(月)午後1時開議

第1 一般質問について

7番 富木 つや子

2番 竹之内 剛

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
環境課長	吉川昭仁	生き活き対策課長	高田健一
教育総務課長	塩野哲也	社会教育課長	森本明人
政策調整課長補佐	野崎威志		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） 皆様、こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇富 木 つや子

○議長（辻 誠一） それでは、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆様、こんにちは。7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可を得ましたので、通告書とおりに一般質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

初めに、この3月11日、東日本大震災から丸7年を迎えました。被災者の生活再建やインフラ整備が着実に進む一方で、震災の風化が進んでいるのも紛れもない事実です。全ての被

災者が一日も早く日常生活を取り戻し、人間の復興をなし遂げるまで私たちにもできる復興支援を忘れてはならないことを毎年心に誓い、3.11を迎えております。

さて、28年度から上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に向けて、さまざまな施策が継続し、積極的に行われております。その中で2月28日の奈良新聞に「2018地方創生」のテーマで今中町長の満面の笑顔の写真と定住促進、雇用創出で転入が微増となっている上牧町の取り組みが大きく紹介をされておりました。

今、全国の地方では定住対策に取り組まれている方が多いと思いますが、独自の子育て、教育支援、空き家バンクなどが好評となり、2018年版住みたい田舎ベストランキングの2位に選ばれた大分県の豊後高田市を少し紹介させていただきます。どこも人口減少が進む中で豊後高田市は人口2万3,000人で、2011年から2016年まで6年間で約335人の社会増で、人口減少の歯どめを実現している市です。その決め手となったのは、子育て、教育支援の充実で、中でも高校生までの医療費の無料化や給食の無償化など、ほかの自治体に取り組んでいない思い切った施策が強みとなっているといえます。担当課の職員は「大きな市ではないからこそ、きめ細やかな支援を行うことができ、コンパクトシティとしての強みを生かせる」と自信を持って語っています。

財政も地域も環境も当然違いはありますが、上牧町と共通する部分があります。全国の自治体の取り組みに視野を広げれば、このような参考にできる事例は多くあります。参考にできるところを大いに研究をしていただきまして、本町においても、同じコンパクトシティとしての強みを生かし、将来を見据えたまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

少し長くなりましたが、質問内容に入ります。質問は、大きく次の3点でございます。

(1) 機構改革の見直しによる組織体制について。少子化を背景に31年度に子育て世代包括支援センターを設置するに当たり、サービスや支援を各課と連携するために子ども支援課を設置、機構の見直しによる組織編成も行われ、4月から福祉部門が2000年会館に新設され、住民にとってわかりやすく、相談しやすい体制となります。次の点についてお伺いいたします。

①機構改革と組織編成の実施について、②新体制の機能効果について、③子ども支援課設置と業務に関する内容について。

大きな(2)、いじめ等の相談体制について。文部科学省によると、平成28年度の全国のいじめ認知件数が前年度より10万件ふえて32万件を超える件数、過去最多となっております。学校のいじめによって子どもたちが深刻な事態にならないよう、文部科学省は早期発見、解

決へ若者に欠かせないSNSやアプリを活用した相談窓口整備のための構築予算が確保されます。本町のいじめの早期発見、防止対策についてお伺いいたします。

①本町のいじめの認知状況について、②県対応の電話相談の状況について、③スクールカウンセラーの対応状況について、④SNSやアプリを活用したLINEによる相談窓口の構築について。

大きく（3）住民が安心して安全に暮らすために特殊詐欺被害の対策について。全国で高齢者を狙った特殊詐欺の被害が後を絶ちません。平成28年に県内で発生した特殊詐欺の被害額は過去最悪の約5億4,000万となっており、29年も前年を上回る発生状況となっております。上牧町においても2月に60代の女性が詐欺被害に遭っています。被害防止対策についてお伺いいたします。

①本町の被害状況について、②防止対策の取り組みについて。

質問内容は以上です。再質問は質問者席で行ってまいります。

また、3月で退職される部長の皆様にはきょうが最後の答弁となりますが、これまで私の質問にもご丁寧にお答えいただきましたことに感謝申し上げます。もう少しございますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、（1）の機構改革の見直しによる組織体制についての質問を順次お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目でございます。平成29年12月議会で議員から、町民の目線に立ったわかりやすい組織体制についての一般質問がございましたが、この機構改革につきましては、以前から検討させてもらってございました。それで、今回の議会で機構改革に伴う関係条例を提出させていただいたわけではありますが、この部分につきましては、まちづくり基本条例第16条の「社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織の編成を行い」、この趣旨に基づきまして行政組織の機構改革を行うに当たりまして、妊娠から出産、育児等に係る町民の子育ての利便性を図るため、子育て支援業務の一元化をするためのワンストップ窓口の設置をするものでございます。そのほかにも何点かの機構改革をさせていただいた内容でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。この広報かんまきの3月号に「4月1日から

行政組織を改編します」ということで、わかりやすくご説明を町民の皆様にお知らせをしていただいております。「主な改編ポイント」ということで、まず、子ども支援課が新設と、福祉課、これは子ども支援課と人権啓発を除く民生児童委員、生活保護、障害福祉に関する業務ということで、それから、生活環境課を新設、本庁1階に移転、それから、まちづくり創生課についても内容的なことをお示しをいただいて、図までしっかりと保健センターでのこのような形になりますよということで載せていただいております。町民の方々に混乱しないように早速載せていただいたわけですが、このことは本当に今後も、ことホームページであるとか、それから、各施設の目立つところにもこのような形をしっかりと載せていただきたいなと思います。

それから、今、部長からもありましたように、私は昨年12月議会で、社会のニーズに対応し、必要な点として、子育て支援の一元化サービスということで、子ども支援課の新設、それから、やはり、町民の目線に立ったわかりやすい組織体制とサービスということを提供していただきたいということで、2000年会館福祉部門の体制整備として提案をさせていただいたところですが、今回については、本当にいろいろな形のご意見をいただく中でまとめた形で、12月に質問させていただいておりましたので、今、部長から説明ございましたような機構改革と組織編成の実施経緯ということでお伺いをいたしました。

次に、今回の機構改革は、私は今中町長のまちづくりへの意欲、また、町民の目線に立った、立場に立ったサービスの提供ということで、この辺の意欲的な思いを打ち出した機構改革だと思っております。ここで、町長のどのような思いが込められた機構改革であるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、上牧町ではいろいろな施策に取り組んでおります。その中で、やっぱり我々、一番基本に置く考え方というのは、住民の方々が安全で安心して暮らせるまちづくり、これが一番底辺、基本でございますので、それを進めていくにはどのようにしていくのが一番いいのかというものの考え方から以前から、先ほど総務部長の方からも以前からそういうことも考えていたというような答弁あったわけですが、我々としては、子育て支援、福祉、生き活き対策、この福祉部門が同じところで仕事がなされているというのが、やっぱり来られた方に安心感を与えるのではないのかなと。ただ、場所的な問題もございまして、あの2000年会館の形をさわるということについては、やっぱり相当お金が要るのではないのかなということで、ちょっとちゅうちょしていたこともございます。しかし、この際、

思い切った形をとることが将来に向けた上牧町のためにもいいだろうと。入ってこられる方々も1カ所でしっかりと相談ができる体制が整うわけでございますので、やっぱり暮らしやすいまちづくり、それと、住民の方々に安全で安心していただけるまちづくりを目指すという気持ちから今回の改造、それと組織の改編をさせていただいたということでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 町長の住民の立場に立って、そして、安心して安全な町、上牧町に住んでよかったというような思いを込められた今回の機構改革の体制だったかということで今お聞かせをいただいたところですが、町長ありがとうございます。

それから、次に行きたいと思います。2番目ですが、新体制の機能効果についてですね。これは人的配置など、新体制によりこれまでと変わる部分ですね。それから、効果、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、新体制でございます。この部分につきましても、まちづくり基本条例の第16条第2項でも「適切な任用及び効果的な人員配置を図るもの」となっております。そのことを踏まえまして、今現在、人事異動の配置の検討を行っているところでございます。それと、機能効果についてでございますが、先ほども議員の方からも少しお話がございました。これにつきましては、窓口業務のサービス向上に努めるというところで、この部分につきましても、ワンストップサービスができる、これも1つ、大きな効果ではないのかなというふうに考えております。また、誰もがわかりやすく、町民が利用しやすい組織、機構に見直しをさせていただきましたので利便性も高まるというふうな部分で機能効果があるものだと感じております。それと、新たな行政課題に対応できるような組織、この部分につきましては、いろいろ国の方からも権限移譲なり、いろんな部分で町の方に入ってきます。そういうふうな部分も勘案しまして、そういうふうなところでの機能効果ができるものであるというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。窓口業務のこれまで以上のサービス向上について努めるということと、さまざまな横横の連携の中でワンストップサービスが必要であるということで、それに対応していくということで、しっかりと町民の方々への使いやすい、また相談しやすい体制を今回つくられたということです。行政課題等につきましても、しっかり皆様方にスムーズにお知らせができる、また、業務ができるような体制づくりということでもお

話があったかと思えます。その中で、町民のニーズに対応するという事の中で公的手続、相談体制、迅速、それまた効果的な住民サービスで行うということがやはり一番重要なことだと思っておりますので、今回の改革については私も皆様方にもお知らせをするときに大変喜んでいただいているということが現実にあります。

その上で、もう1つ、その中に大事なものとして、職員同士のそのような業務を進めていくというあたりでは、職員同士の情報共有等、大変重要なことだと思いますが、そのあたりの点についてはどのようにになりますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 職員の業務の部分についてでございます。この部分につきましては今までも大きく、生き活き対策課と福祉課は別棟の庁舎にあったわけですが、12月議会でも福祉部長の方からも少し答弁があったように、即座に連携をとっているというふうなお話もございました。その部分が今度は1つの庁舎の中に福祉部門が入ってきますので、横断的な組織体制、この部分について連携がスムーズにいくという部分が一番大きなところではないのかなというふうには考えております。さらには、今までどおり、この組織を見直しをさせていただいたことによりまして、職員としましても横断的に体制を整えていくというところにつきまして、行政として一番大事なところではないのかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そうですね。住民の方々からもそのようなお声はありました。いろいろとちょっと調べていただきたい、お聞きしたいことがあっても、やはり、その課ではわからないとか、よその課に行ってくれとかそういうことがありましたので、今回、非常に大きく解消をされるのではないかと思います。

それと、もう1つですが、職員の配置については、職員同士の情報共有のことを今お聞きしましたが、先日の総務委員会では機構改革に伴う関係条例の際に、副町長から、職員の配置については適材適所の配置を考えているが調整するところは多くあるというご答弁でございました。この適材適所の部分ですね。私はやはり、今回、女性の部長が、藤岡部長が退職されますので、そういうことということも1つ捉えながら、女性職員が働きやすい環境づくりというのは、配慮というのはもちろんでありますけれども、女性ならではの経験や能力を生かし、しっかりと生かせるように適材適所に女性職員の配置についてもしっかりお取り組みをいただきたいかと思えますが、その点についてお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございますが、先ほども少し答弁させていただいたように、今現在、人事異動の準備を進めているような状況でございます。その中でそういうふうな部分につきましても検討させていただきながら進めてまいりたいというふうには考えております。30年度の新採の職員におきましても6名の新採の職員がおります。その中でも男子3名、女子3名というふうな形での人数の内訳になっております。そういう部分からも、そういうふうな配置等を考えながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございました。

では、次に③をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 続きまして、③子ども支援課設置と業務に関する内容でございます。このたび、子ども支援課が新設されるわけでございますけれども、まず、子ども支援課に児童福祉係と出会い子育て支援係を設置いたします。児童福祉係では児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること、それから、学童保育、要保護児童対策協議会、病児病後児保育等に関する事務を行います。それから、出会い子育て支援係では保育所の運営及び管理に関すること、保育所、幼稚園の入所・入園、退所・退園、それから保育料の徴収に関すること、幼稚園の預かり保育、就園奨励費等に関することを行います。また、出会い結婚応援事業に関することの事務も行うことになっております。

福祉部門を2000年会館に設置することによりまして、産前産後から子育て期等のサービスの一元化を図ることが可能となっております。さらに、住民の方にとりまして、わかりやすく、相談しやすい体制づくりが可能となっております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長、説明していただいた中で、私、これ、議員懇談会の資料、詳しく載っておりますので、提供していただいておりますので、見させていただきました。福祉課はふれあい福祉係、それと子ども支援課が児童福祉係、それから出会い子育て支援部ということで分かれておりまして、向こうの2000年会館については子ども支援課ということで、いろいろ保健師さんのあたりが大変に活躍をされるといいますか、中心に子育て世代の包括支援センターといえますか、そのような事業をしっかりと、皆さんの相談を受けながら、各保健師さんであるとか、民生委員さんであるとか、いろんなそのような学童であるとか、母

子それから父子の病児であるとか、そういうところ辺にしっかりとつないでいただいて横横の連携でワンストップサービスの業務がしっかりと行われるということで、また、そのようなことで切れ目のないサービスがしっかりと取り組まれているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まず、平成31年度から子育て世代包括支援センターが新設するという予定になっております。これは、妊娠期と出産直後の産前産後の助産師等による専門家のサポート、それと、保健師によります養育支援、乳幼児健診、保健指導等、また、子育て期になりましたが、子育て中の親子が交流を行う地域子育て支援拠点事業、幼稚園、保育所の利用、これが各ステージで必要となる支援が同エリアで実施するというところで、より一層連携して切れ目のない支援と情報共有が図れることが可能となると考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 福祉課、子ども支援課、生き生き対策課ということで、その中で横横のつながり、横断的な連携をとりながら、住民のためのサービスをしっかりと取り組んでいただくということで理解をさせていただきました。やはり、しっかり住民の方々の利便性といえますか、これまでにないスムーズな、また効果的で使いやすいというような施設になるということを実際に希望しております。あと、教育委員会との連携もそのような形で、ちょっとその中にしっかりと入り込むということではないと思うので、相談内容によっては、しっかり教育委員会との連携もお願いをしたいということを希望しておきます。

それから、最後ですが、社会福祉協議会が2階になるということで、総務委員会の中でも少し出ておりました。やはり、社協というのは地域福祉の充実のために、地域の皆様の社会資源とネットワークを持って、地域で安心して暮らしていただくための最前線の活動でもありますので、今後、やはり2階に移って、じゃ、どのような連携がスムーズにとれていくのか、また、住民のための情報連携ということをどのようにしていくのか。そのあたりもしっかり明確をしていくことが住民の安心になるとは思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） これまで福祉部門が縦割りの条件、環境にございました。障害福祉、老人福祉の関係、それから介護と障害、複合的な支援が必要な方につきましては、各課の連携がスピードアップできるというところで、上牧町の社会福祉協議会との連携、こ

れまでも行っておりました。例えば、障害福祉関係と生活自立支援関係の相談と連携をとっておりましたが、社会福祉協議会が2階に移転することになっても、同じ館内で福祉部門と社会福祉協議会がいるわけですので、よりスピードアップした連携がとれると考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） はい、わかりました。次、もう1つ、施設のセキュリティーについてはしっかりしていただくということで、万全にということをしていただかなければなりません、この点についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 施設にセキュリティーにおきましては、今までどおり厳格な体制で行ってまいりたいと。警備保障会社等の厳格な警備、セキュリティーを行ってまいります。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 住民の目線に立った使いやすい施設業務ということで、しっかりと住民の方々が喜んでいただけるような施設体制をよろしくお願ひしたいと思います。では、この質問はこれで終わりたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、(2)いじめ等の相談体制についてのご質問でございます。

①本町のいじめの認知状況についてという質問です。回答させていただきます。本町のいじめの状況につきましては、平成29年6月実施のアンケート調査をはじめ、以後2回の再確認の結果、小学校におきましては、一度だけ嫌な思いをしたなどの軽微なものを含めて43件のいじめを認知しております。早急な取り組みによりまして、現在は全て解消をしている状況でございます。また、中学校におきましても、同じように一度だけ嫌な思いをした等の軽微なものを含めまして47件のいじめを認知し、早急な取り組みにより、小学校、中学校とも全て解消している状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。私、ここに資料あるんですけども、今、部長答えていただいたのは29年度の6月のアンケート調査ということですが、これはちょっと前のデータになるんですけども、文科省が公表した奈良県の小中高でのいじめの認知件数です。こ

これは、県内の認知件数が27年度で4,233件、前年度1,374件の約3倍に急増になったということが公表されております。これは本当に県教委の中の考え方では、やはり軽微といいますか、どんな小さなものでもいじめと認知をするようになったということで、そのあたりで捉えてこれだけの件数が出てきているのではないかということで判断をしているのですけれども、でも、やはり、28年度においても2,487件ということで、25年度は1,289、26年度は1,374で、平成27年度、先ほどの件ですね、3倍に急増したというのは4,233。これ、平成28年度が2,487ということで、ちょっと確認をさせていただいたんですが、それにしても、この27年度を考え方としてののけた部分であったとしても、やはり、年々認知件数がふえていっているというのが現実になっていると思います。上牧町においては、今のところ、そのような認知件数というのは見られないということと、あったけれども解消しているというような判断でよろしいんですね。それでわかりました。

現状については、今ちょっと県の現状もお話をさせていただいたところですが、この県対応の②の電話相談ですね、それから、③のスクールカウンセラーについての対応を続けてお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） そしたら、まず初めに、県対応の電話相談の状況についてでございます。県対応の電話相談、あすなるダイヤルといいますか、県教育委員会の相談がございません。本町の児童、生徒にかかわるような相談があった場合は、県教育委員会から上牧町の方に報告が入ってくるシステムになっております。現在までにそのような報告はございませんでしたので、当町の児童、生徒については、あすなるダイヤルを使用したという経緯はないのかなと教育委員会では見ております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長おっしゃっていただいたあすなるダイヤル、これは奈良県の人権相談ネットワークの中で「子ども」というところの区分のところにもいろいろ、奈良県警の少年サポートセンター、ヤング・いじめ110番とか、子ども人権110番、奈良いのちの電話協会とか「悩み なら メール」とか、メール相談であるとかいうものがございます。

今、上牧町においては、報告はないということだったんですが、それは、いじめの報告がないのが一番望ましいということを私たちも思っているんですが、やはり、電話やカウンセラー等の相談においては、相談したくても少し敷居が高い、電話は少し相談しにくいというような状況が見られるのではないかなということで、現実はないのが一番ですけれども、や

はり、そういうことから考えると少なくなるとか、余りないとか、そのような捉え方がちよつとしているわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会といたしましても、児童、生徒等に対しましては、あすなるダイヤル、これにつきましては、毎年周知しているところでございます。富木議員がおっしゃるように、ちよつと電話をかけるには敷居が高いということもあろうかと思いますが、何かあれば学校、教育委員会等々で相談しやすい体制にもっていつているというような状況でございます。今後につきましても、方法等についてはいろいろあろうかでございます。また研究しながら進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。では、次の質問ですが、いじめは、やはり、いじめる側が100%悪いということであって、いかなる理由があっても決して許されることではありません。学校における防止対策と起こったときの事態の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 学校、教育委員会等々のいじめの対策につきましては、条例等を定め、重大な事故にならないように進めていつているような状況でございます。本年度につきましても、有識者を含めた会議の中で2回、3回と会議を進め、各学校からのいじめの内容、報告等々をしながら、町といたしましても、子どもが深刻ないじめにならないような状況をつくるよう進めていつているような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 条例を定めた形で防止対策もしっかり、いろんな状況等も含めて対応しているということですが、本年度30年度のこの予算の中でもいじめ防止対策調査委員報酬費が上げられていました。これは予算委員会でもありましたとおり、いじめが起こったときの調査をするための委員報酬ということで説明がございました。このような捉え方をしているんですけども、これは起こったときの調査委員会ということでよろしいですね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 予算に上げさせていただいておるのは、今、議員おっしゃったように、起こったときの対応についての費用でございます。それとは別に有識者を含めた会議というのも開催しております。学校長、有識者等々で29年につきましても、先ほども言わせて

もらいましたが、2回会議を開いております。今後につきましてもそういうふうな形で進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そのような形でよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、次、④の質問なんですけれども、これ、SNSやアプリを使ったLINEによる相談窓口の構築でございます。これについては、神奈川県座間市のアパートでSNSを悪用して9人の遺体が見つかった事件に関する関係者の閣僚会議が開かれまして、再発防止を取りまとめました。その中で、若者のいじめといった子どもが抱える悩みをより広く受けとめて問題解決をしていく、未然防止をする観点から、SNS上の相談窓口整備が盛り込まれました。これはしっかりと相談体制を整備をしていくということで、私たち公明党の方も取り組みを進めてまいっております。そのようなことではございますが、万が一起こったときのこの調査委員会も大変重要だと私も思っておりますが、しかし、いじめはどの子にも起こり得る可能性があるという意識の中で、どんなささいな出来事についても見逃さないように取り組むことがまず大事だと思います。

そこで、今、説明をさせていただいたこのSNSを活用する試みが今、注目をされておりました、スクールカウンセラー、また電話相談窓口も大変重要でございますし、設置も必要だと思いますが、やはり、このようなことは時間的にも制限もありまして、十分な体制になっていないというような現実もございます。若者たちが交流手段で、電話よりもLINEの、SNSの活用が今、圧倒的に多くなっているということは、皆さんもご存じだと思います。総務省によりますと、10代の若者が平日に携帯電話で話す時間は平均で2.8分に過ぎないが、SNSを利用する時間は57.8分にも上るといったことではございます。そのような内容からしても、この活用について本町はどのような見解をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） SNSやアプリを活用したLINEによる相談窓口につきましては、文部科学省から文書が届いております。内容を少し申し上げますと、いじめを含むさまざまな悩みを抱える子どもたちに対応するSNSを活用した相談体制の構築を推進し、児童、生徒の相談に係る選択肢を用意することにより、教育相談体制の充実を図れるということから、SNSやアプリを活用した相談窓口を活用する団体については、教育支援体制整備事業費補助金ということで、活用の旨の通知はいただいております。

上牧町といたしましても、SNSを使用した相談は電話相談に比べて子どもたちにとって、身近な相談ツールとして認識されていることから、子どもたちの悩みを初期段階で解決し、いじめにつながらないようにすることも大切とは考えております。今後につきましては、スマートフォンを持っていない子どもたちの対応、また、SNSを使ってのいじめの事象もあることから、導入につきましては、学校との十分な協議を進めながら、広域的な構築を含め、また調査研究を進めたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長の方からも説明していただきました。今、長野県、滋賀県大津、千葉県柏市でLINEによる試行が始まっております。これで、そのとき、このような事例を踏まえた上で利点としては、電話に比べ相談しやすい。また、圧倒的に相談件数がふえた。紙媒体等に比べて低コスト、効果的に注意喚起ができる等の利点が示されております。確かに、今ありましたように、LINEを使っていじめをするツールにもなっておりますし、デメリット等の課題というのも多くあると思います。関西カウンセリングセンターやLINE会社関係者は時代の変化に対応したSNSの積極的な活用が子どもたちの命を救うことにつながるの思いを語っておられます。私も子どもの命を救うことができるんですから、デメリットよりも早期発見、解決のメリットの方が大きいと感じております。

このLINEの活用については、独自で実施しているところもありますけれども、先ほど、部長もありましたように、文科省が予算確保もしております。ただ、実施主体が県、政令都市ということで、単独で小さな市町村がするとなると、大変にいろんなところに労力が要りますし、予算もつきませんので、そのあたりが、今さっきありましたように、県が主体となるということで、県からの通達もあつたということをお聞きいたしました。私、やはり、このような意見が市町村からもあることを奈良県の方にもしつかりと言っていたかまして、要望も出していただきまして、今後、子どもたちの命を守る相談体制として取り組んでいただきたいなどこのように考えておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会といたしましても、このSNSを使った相談窓口、大変有効になる方法かなというのは認識しております。県の方からの文書にありましたように、今後こういう形で進めていくという県の通知も来ておりますので、上牧町といたしましても、県と広域とどのような方法がいいのかというのを調査しながら、また進めたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、今のお話も含めていじめ対策等について等、教育長のご見解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず初めに、本町のいじめ防止基本方針につきましては、平成29年、昨年の今ごろ、町並びに教育委員会で十分論議をさせていただき、作成をいたしました。まず、そのことをお知りおきください。

ご承知のとおり、いじめとは、いじめを受けた児童、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害してしまうわけですから。心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に危険を生じさせることが重大な人権問題であることも言うまでもありません。基本方針の冒頭にも記載をさせていただいておりますが、このいじめ問題の背景には児童、生徒を取り巻くさまざまな要因が絡み合っており、いじめは、先ほどから出ておりますように、絶対に許されない行為であるという強い認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があるとそのように認識しております。もちろん本町においても、いじめはいつでもどこでも起こり得る前提に立って、いじめの防止や早期発見等に諸施策を講じてきたところでありますが、今後もこの方針で努力はしていきたく思っております。

先ほど部長の方からも話がありましたように、具体には、町のいじめ対策連絡協議会、これは、学校、教育委員会、子ども家庭相談センター、地方法務局、奈良県警とこのような構成でございます。その次に、町の防止対策調査委員会、こんなことが起こったら大変なんです、その際には、弁護士、医師、また学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成する。また、それ以上にまた起こっては大変なんです、またこれは再調査委員会というのも設置しております。これは、いじめの基本方針にちゃんと明記をさせていただいております。何か起こったから協議会を開くというのではなく、定期的に教育委員会がイニシアチブをとらせていただきながら、学校や関係諸機関との情報交換会を啓発、事例研究等を含めて持たせていただきました。

この協議会の中では、今ご質問がございましたように、SNSやスマホなどの情報機器を使ってのさまざまな事象及びその解決に向けての相談窓口設置等、いろいろ出てまいりました。その中でも一例を挙げさせていただきますと、本町におきましては、県内高等学校の生徒会役員の代表が県内小・中学校を訪問して、寸劇を通してのスマホやSNSの正しい使い方

を伝えていくという県教育委員会の授業がございました。その授業に本町の上牧第三小学校の5、6年生対象にこのような寸劇を通しての授業を持たせてもらいました。私も見にいかせてもらったわけですが、その日の夕方の奈良放送にもこのようなことがあったということで紹介もされました。去年の秋口だったと思います。

ちなみに、手前みそではございますが、この子ども家庭相談センターの所長さんからは、この協議会のことでございますが、「このあたりの市町村では、年に2回、3回と定期的に積極的に開いてるのは上牧町だけやで」と「私もこんなお誘いを受けたことはありませんよ」とそういうお褒めの言葉もいただいたところでございます。それにあぐらをかくということではなく、地道な活動ではございますが、来年度以降も着実に一步一步取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような時代でございますので、積極的に連携、調整を図りながら取り組んでいかななくてはならない問題でもございますし、最大の人権侵害であるこの問題を防止するには、町、教育委員会、学校、家庭、地域、住民その他の関係諸機関の連携のもと、いじめの問題を少しでも克服できるような取り組みを進めてまいりたいとそんなように考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今、教育長から深いところ辺の内容的なことから、しっかりと上牧町の子どもたちを守るための対策についてをお聞きをいたしました。ありがとうございます。これについてはこれで終わりたいと思います。

じゃ、次の質問です。詐欺事件の被害について。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ①の本町の被害状況についてでございます。平成30年の3月、現在でございますが、3月だけで3件ございます。それと、平成30年の2月だけで2件ございます。ですから、30年に入ってから5件の特殊詐欺の認知件数という状況でございます。それと、平成29年末は上牧町はゼロ件、平成28年末は1件、平成27年末は3件というふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。上牧町においても、29年度はゼロだったということですが、その前の27は3、28は1、30年度についてはもう5件もあるということで、

上牧町からのメールも私、いただいて、西和署から詐欺事件が発生したということで注意喚起というか連絡等のメールもいただいたことがありまして、2回だったかな、いただいたんですけれども、「あ、また事件があったんや」ということでびっくりをいたしました。

奈良県警の検察庁のまとめの特殊詐欺被害状況ですが、2017年度は被害総額が前年度に比べ、約17億4,000万円の4.3減の約390億3,000万円ということでなっております。この点については、3年連続減少はしているそうなんですけれども、やはり、オレオレがまた増加をしているということで、また高水準で認知件数が7年連続で増加をし続けているということで、4,047件の28.6%の増。1万8,201件だったそうです。これは検察庁、全国ですね。奈良県においては、やはり随分被害総額が出ておりまして、平成29年度中の被害状況は158件で、約3億7,700万円とすごい金額で、このような被害状況が出ているんだなということを本当にびっくりいたしまして、やはり、ふだんから、住民の特に高齢の方々については、地域の方、それから民生委員さん、いろんなシルバーの方々等の中で、やはり注意をしていく、見守っていく、それから、安全をしっかりと確保していく、安全対策を講じていくということが大変大事だなと思いました。

上牧町においても5件ということだったんですが、ほとんどは上牧町からの還付金か何かの詐欺だということでちょっと認識をしたんですけれども、その被害状況、主な手口としてはどのようなことでしたでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員おっしゃっていただいたように、上牧町では還付金目的の詐欺被害というふうな状況でございます。この部分につきましても、5件ともそういうふうな内容になっております。ですけど、30年の2月の2件分につきましては、やはり、詐欺被害が起きているような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） このような話をしていきまして、先日、75歳の方の高齢者の方と詐欺事件の恐ろしさを話す機会がございまして、銀行の前でその話をしておりました。平常時は普通に判断ができるそうなんですけど、いざ自分がそういう事件に巻き込まれたらパニックになってしまって、やはり、自分も正常に判断ができないだろうなということで、結局は相手に言われるとおりに行動をしてしまうかもしれないと、このように不安の声をいただきました。また、そのような高齢者の方は多く見られるのではないかなと思います。特にひとり暮らしの高齢者に対しては、先ほども言いましたように、日ごろから地域の自治会等々、それから

シルバーさん等々通して、日ごろから声かけをしていくような、また回覧もこの間、至急回覧ということで回ってきておりまして、見たら、やはり、こういうことが現に上牧町でも起こっているんやということを再確認することができますので、そのようないろんな形で対策もしていただかないとあかんなということでちょっと思いまして、次、②の防止対策の取り組みについてお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防止対策の取り組みといたしましては、まず、いかに情報を発信させていただき、町民皆様の安全と安心を守ることが大事であるかというところがございます。そのことによりまして、町のホームページ、広報、リーフレット等で特殊詐欺だけじゃなしに、ほかの部分につきましても啓発、注意喚起を行っておるところでございます。犯罪を防止するためには、自分の身はまず自分で守っていただくという意識を持っていただくというのが一番大事であるのではないかというふうには考えております。また、その次に、自治会、自主防犯組織を通じまして、先ほど言うていただきましたように、民生委員さん等、自治会等に啓発をしていただきまして、そういうふうな部分で大事なことはないのかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。今後もこのような被害といいますか、事件は起こってくる可能性は大きくあると思いますので、その点についてもしっかりと皆さんが安心して安全に暮らせる町ということで、暮らしていただけるような取り組みを、いろいろとご苦労もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） それと、安全で安心して暮らせる西和地区の実現に向けてというところで、西和地区「犯罪ゼロ・チャレンジ100日作戦」、この部分につきましては、毎年9月の23日前後から年末までの100日運動を実施させていただいております。この運動期間中ではございますが、週1回、町の防災行政無線を通じまして防犯対策について啓発をさせていただいているというふうな部分もございます。それと別に、最近ではございますが、民生児童委員協議会の活動といたしましても、高齢者向けのオレオレ詐欺と還付金詐欺防止の出前講座をされておるような状況でございます。また、西大和6自治会におかれましても、毎年、防犯と防災活動の一環として、関連団体との懇談会を開催されており、地域の安心・安全を勉強しようというようなテーマで各団体に講話をお願いされておるような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。またしっかりとお取り組みをよろしく願
いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（辻 誠一） 次に、2番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（2番 竹之内剛 登壇）

○2番（竹之内剛） 2番、竹之内剛です。よろしくお願いします。

通告の前に少しお話をさせていただきます。本日は、上牧町内におきまして、3つの小学校で卒業式が挙行されました。私は、上牧第二小学校の方に参加させていただきました。大変立派な卒業式で、卒業生たちは、平和についてのお話、友情や友達に対しての優しさの話、そして、周りへの感謝の思いをそれぞれに分けて、巣立つ思いにして伝えてくれました。それに対して在校生たちも、感謝の気持ちを述べるといったたくさんの歌を合唱しながら、非常に長時間、1時間45分という長い時間でしたが、児童たちはがさがさすることもなく、私たちを感動させてくれました。ほかに上牧小学校、そして上牧第三小学校でもきっと立派な卒業式が挙行されたということで感動いたしました。

それでは、議長の許可を得ましたので、一般通告書に従いまして、私の質問をさせていただきます。

では、通告いたします。私の質問は大きく分けて2つになります。

1つ目、中学校の部活動、スポーツ少年団の指導のあり方について。

大きな2つ目、スポーツ施設の使用状況及び設備について。

1つ目の内容です。平成29年12月に文部科学省より公表された教員の働き方改革に関する緊急対策によると、部活動の部外化など、部活動の指導の担い手を将来的に学校から地域に移行させる検討を始めています。また、日本体育協会では、地域のスポーツ少年団の対象者の年齢の拡張を検討し、実施されています。青少年のスポーツ指導のあり方について検討されています。そこで、中学校のクラブ活動とスポーツ少年団について質問します。

1、中学校のクラブ活動について。

①生徒の特技やニーズに即した部活動の実現等、12月以降の取り組みの進捗について伺います。

②青少年スポーツ指導に関する町の方針について、部活動の外部化について、そして、地域のスポーツ少年団対象年齢の拡大について伺います。

2つ目の内容です。上牧町の総合計画には公共施設について、複合化・多様化により、誰もが利用しやすく、誰もが集え、町民活動や世代交流の拠点として公共施設が活躍するまちを目指すとあります。そこで、今回はスポーツ施設について質問いたします。

1番、スポーツ施設の利用状況について。

①施設の種類と利用目的、利用者等の現状について、②利用ニーズとマッチングのための取り組みについて、③有効活用に向けた取り組みについて、それぞれ伺います。

再質問は再質問者席で行わせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、大きな1番ですけれども、私が12月議会におきまして質問させていただきました中学生における中で部活動の設立等について、それぞれお伺いいたしました。そのことについて質問いたしますけれども、その後、小学校在学の保護者の方々がそれぞれの思いを込めて会を設立されまして、その後、教育委員会の方にお話を伺いに行かれたと聞いております。その際、1回、2回、2回の訪問をしていただいたと聞いておりますけれども、その後の報告をしていただくというふうに私は報告を受けているんですけども、その点につきまして、今の時期にどのような状況になっているかお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 12月議会におきまして、竹之内議員の方からクラブ活動につきまして

て、いろいろと質問をしていただきました。その中で生徒の特技やニーズに即した取り組みということで、そのときにもお答えさせていただいたと思いますが、教育委員会としても今、各中学校に対して、生徒たちのニーズも考慮した部活動を考えてくださいと学校の方には伝えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、答弁していただきましたように、保護者の方がお願いをされた、そして、僕が質問をここでさせていただいたことに関しまして、今、子どもたちのニーズという形で答弁していただきましたけれども、ニーズと大きくくくられていると思う、それはニーズに合わせたことを学校の方に届けていただいて、学校の方で検討した上でのという意味で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 竹之内議員もご存じだとは思いますが、上中、二中、両中学校とも校長先生、定年退職になられます。4月2日に新しい校長先生が赴任され、平成30年についてのクラブ活動、どの種目でどういう形でやっていくかというのをまた決めていただけると思いますので、そのときに、先ほど言いました生徒たちのニーズも含めた部分で配慮してくださいねということはお伝えはしております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、答弁いただきましたように、確かに今回は各学校の校長先生が替わられるということで聞いております。保護者の方がお願いに上がられて、そして進捗というか、どのような形でもっていくという形で、いろいろ相談なり、検討していただいたと思います。

それでは、今の答弁を踏まえまして、今の段階では、答えというか進捗は今の状況でおっしゃっていただいたような状況で、まだそういった一歩進んだところには到達していないというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 一歩進む、二歩進むということやなしに、平成30年度、上中、二中、既存のクラブを含めながら、どういうクラブでどういうふうに進めていくのかというのを校長先生が配慮していただけるということで進めておりますので、12月議会の時点で私が子どもたちのニーズを配慮したということは伝えておりますが、進捗するとかせえへんとかという回答はないとは思いますが。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご答弁いただきましてありがとうございます。よく理解できました。それでは、これ、引き続き、また保護者の方に連絡すべきことが、時期が訪れて、そして、時期がすることがあれば、また連絡していただきたいと思います。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ②の部活動の外部化について、文部科学省が昨年12月に公表した働き方改革に関する緊急対策では、部活動の担い手を将来的に学校から地域に移行する検討を始めるとしております。また、一方では、部活動は教育の一環として取り組んでいる以上、外部への委託は丸投げにはなってはいけない。また、外部指導者といっても多岐にわたります。教育委員会や学校が外部の指導者を見きわめながら、能力を身につけることが必要としております。

以上のことから、町教育委員会といたしましては、先生方の長時間労働のこともあるので、学校と協議しながら進めていきたいとは考えておりますが、当面は外部指導者を入れる場合でも、顧問と教諭とともに部活動の運営をする方法で進めていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね。今おっしゃっていただいたように、全てをすぐに外部に委託するという事は、まず難しいかと思えます。ここで少し引用したいんですけども、12月議会で質問させていただいた後、各報道で、新聞に載ったところなんですけど、その二面性から少し説明させていただきたいと思えます。

まず1つは、部活動のことにつきまして、新聞から引用しますと、働き方改革のテーマになっていたと思うんですけども、こちらでは「部活動がしんどい」、この声は生徒ではなく、教員側からの訴えであると。休日を返上して過労な部活動に勤務する教員の長時間労働が、この新聞ではブラック企業という形で記載されています。その内容につきましては、1日も休めない月があるなど、県内の公立中学校では教員が土日を休まずに指導しているという、そういった教員側からの意見を反映したものです。

もう1つは、こちらは、今、部長の答弁にもありましたけれども、これは外部指導の記事です。こちらでは、今、東京オリンピック・パラリンピックが控えておられますけれども、その中で問題解決のために、学校独自の部活動としてではなく、民間のスポーツクラブやスポーツ少年団、そして、総合型地域スポーツクラブの活動と一体化していくことを目指す、

運動、部活動に熱心な顧問の教員が今後は地域クラブの指導者として活動できるような環境づくりも検討する。これは、スポーツ庁から中学校の運動、部活動のことについて記載された記事です。

この2つの面から考えまして、今、部長が答弁されたように、部活のあり方について、12月もちょっと触れさせていただきましたけれども、部活を行う。そして、顧問の方が少ない。そしたら、そのときには私は、外部指導者に委託したらどうですかと意見を言いましたけれども、その後この記事が載ったんですけれども、ここで、総合型スポーツクラブに移行する、そして外部の顧問に委託するという2つがあると思うんですけれども、この辺については。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど、昨年12月に文科省が発表した働き方改革の緊急対策の中に、部活動の適切な運営のための整備や適切な休養日を設ける必要があるということも盛り込まれていたと思います。上牧町におきましても、適切な休養日を設けて実施しております。具体的に言いますと、1週間で1日の休息日を設けるというのを基本に進めていっているところでございます。

それともう1つ、竹之内議員がおっしゃった地域のスポーツクラブ等々のご意見もございしますが、いずれにしましても一遍になるものではないとは考えております。子どもたちのニーズ、学校の先生の対策、いろいろ等々課題が山積していると思います。一つ一つ考慮しながら、また、子どもにより良い方法で進められるよう、進めていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、答弁いただきまして、部長、学校の部活には、これまでは顧問が2人ついて部活動をされていたと。私の提案では、外部に委託という方法もありますよと。今回、スポーツ庁の提案では総合型スポーツができますと。ここでまず部活動の、こちらで外部コーチと言っていますけれども、こちらの外部スタッフというのは、もちろん学校外の方に値すると思うんですけれども、そちらの外部指導者が、12月の答弁では確固たる確保ができないとかいう話も出ていたと思うんですけれども、そちらを担う役割としまして、これは以前にもお話ししましたけれども、スポーツ振興法という法律がありまして、それに基づいて、上牧町においてもこちらの組織がそちらの担い手となっているということをちょっと調べたんですけれども、まず1つは、社会体育推進委員という組織があると思います。そして、もう1つはスポーツ推進委員です。こちらの社会体育推進委員というのは、役割としましては

スポーツの推進に関する調査をし、これらの事項を教育委員会に建議するというふうに、これは条例で示されていると思うんですけども、その辺の内容はご存じでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今おっしゃるように、社会体育推進委員会、設置条例、設けております。目的といたしましては、スポーツ基本法の規定に基づき、町民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活に役立つことということで、社会体育推進委員会を設置しております。役務につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりと考えております。そのことについては認識しているつもりではございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、社会体育推進委員のことについて答弁していただいたんですけども、その組織の関連のもう1個、中枢になる部分の社会体育推進委員会ってあると思うんです。その社会体育推進委員の担う役割としまして、今、答弁していただきましたけれども、少しここに項目があるんですけども、スポーツ施設及び設備に関すること、スポーツ指導者の育成、養成、そしてスポーツ事業実施及びその奨励に関すること、スポーツ団体の育成、スポーツの事故による防止、スポーツ技術向上に関すること、スポーツにおける人権教育のことと条例では示されております。この中に、その委員の方がおられると思うんですが、この委員は、これは社会体育推進委員会というのはスポーツの中枢であり、どんなスポーツを広めていくか、指導者をどうやって育成するかというところであると思うんですが、このメンバーというか、どういう選び方をされているのか、またどなたがおられるのか、お聞きしてもよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 現在、社会体育推進委員13名いらっしゃいます。まず、委員長、副委員長につきましては、先ほどおっしゃったスポーツ推進委員の方から出てきていただいております。あとは、役職でいきますと、議会議長、各学校の校長先生、自治連合会の会長、消防団団長、婦人会の会長等々、合計で13名でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） こちらに学識経験者、前もおっしゃっていただきました。こちら、教育長入っておられますか。社会体育推進委員、上牧町は。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） はい、もちろん入っていただいております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、答弁いただきましてありがとうございます。

この中に教育長及び、先ほど聞きましたスポーツ推進委員の委員長も入っておられますね。今お聞きしました。それで、各部門の会長。この2つの委員会は、なぜ今、質問しますかといひますと、社会体育推進委員の方とスポーツ推進の方で町のあるべきスポーツのこれからのいろいろなことを担っていく。ここで当てはまるのは、部長答弁いただきました中学校の中の外部指導者というのは、この社会体育推進委員とスポーツ推進委員の中で担っていくべきことではないのかなと推測するんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） あくまでも学校教育現場の中学校のクラブ活動の外部指導者ということで教育委員会としては捉えておりますので、その外部の指導者の登用につきましては教育委員会と中学校とで協議して進めていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今おっしゃっていただいたとおり、そういうふうに行っていただければいいのかなと思います。

学校におきまして外部コーチは、例えばバスケットや陸上や、陸上におきましたら外部コーチ、例えば、設置するのにコーチがいないということで、外部コーチがいませんかと教育委員会に相談されましたら、こちらの方で社会体育推進委員とスポーツ推進委員の中におられますよという形にもなってくると思うんです。スポーツ推進委員の方はスポーツをやっておられる方が多いと思うんです。その中でスポーツ推進委員の方々は多種目におけるスポーツをやられている方が多いと思うので、その辺、考慮して、今、言っていただいたように進めていただければ問題解決に、もしかしたらつながるのかなということも思いますけども、その辺はどうでしょう。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） いずれにしても、学校クラブ活動の顧問の先生、外部指導者の関係でございます。今、指導者の働き方改革の、学校の先生の対策ということでこの話が出てきているんだとは考えておりますが、今後につきましては、外部指導者につきましては、取り扱いについては慎重に進めたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） よく理解しました。今、先ほど言いました1つ目の外部スポーツ指導員

についてお聞きしましたが、次は、先ほどにも新聞から引用させてもらいましたけれども、2項目めの総合型スポーツクラブにこれから移行するというスポーツ庁の考えもあったと思うんですけども、この総合型スポーツクラブというのを少し説明させていただきますと、総合型とは3つの多様性を含むことを示しています。1つ目は、世代や年齢の多様性、そして、もう1つは、技術レベルの多様性とあります。もう1つは、応用性ですね。総合型スポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民がニーズに応じた活動の質の高い指導者のもとに行われるスポーツクラブで、改めて特徴を挙げると以下のようにになります。少しだけ説明します。

1つ目は、単一のスポーツ種目でなく、複数の種目が用意されたスポーツクラブである。障害者を含み、子どもからお年寄りまで、また、初心者からトップレベルまでの競技者の楽しみ、医師から競技志向の人まで地域住民の皆さんの誰もが集い、年齢、興味、関心、体力、技術のレベルに応じて活動できるクラブとされています。この総合型クラブについては、部長はご存じでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 総合型クラブ、十分知っているつもりでございます。今後、総合型クラブに学校クラブ活動が移行していくという国の方の方針も12月に出ておるところでございます。教育現場ということもございますので、一概に全ての種目を移行するということにもならないのかなとは思いますが、国からそういうことが示されたとはいえ慎重に取り扱わなければ、子どもに関する問題でございますので、今後につきましては、先ほどから何遍も言っているように慎重を期したいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 私、説明しましたのは、これをこうすべきだというあれではなくて、あくまでも総合型スポーツクラブというのはこういうクラブがありますよということをちょっとお知らせしたかったのと、これはもう全国の市町村において、日本体育協会が広めていっているスポーツクラブがあるんですが、最後、説明しておきます。奈良県におきましては全部で39の市町村があります。39の市町村全部にあります。もちろん上牧町も含まれますけれども。36市町村に65カ所の総合型スポーツのクラブが存在します。あり方につきましては、単独でやられているところ、そして行政が主でやられているところ、そしてNPOを立ち上げてやっているところ、そういうスポーツクラブがあることをお知らせしておきます。

これで、最後ですけれども、次の質問の前に、こういったいろんな取り巻きがこれからあ

と思うんですが、今、新聞で書かれたからどうするこうするとは、部長がおっしゃられたようにすぐにはできないと思います。これから、いろんな意見やら状況、上牧町における特性もありますので、その辺を考慮していただいた上で何が一番適しているのか。町長がいつもおっしゃっております。何が一番適して、どのようにすべきが一番が大切なんだということをおっしゃっておりますので、その辺を踏まえて開拓をしていっていただきたいかなと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） いずれにしましても、12月に示された指針、先生の長時間労働の問題から、こういうふう子どもたちのクラブ活動の進め方についても盛り込んでおられます。いずれにしても、子どものクラブ活動についてのことでございますので、方法はいろいろあるとは思いますが、適したやり方で進めていければとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 部長の答弁のとおり、相談に行かれた保護者の方からの声も、みんなで集まって相談し、そして代表の方で相談に行かれたときに、教育部長、課長と対応していただいて、非常にお話を細かく聞いてもらったと。対応におきましても、これをこういうふうにもっていく方法があるといろんな形でわかりやすい説明を受けたということでおっしゃっておられました。今どうなるこうなると答えは出ませんが、その辺、また保護者の方に連絡すべきことはしていただき、この問題をうまくもっていけるように報告をさせていただけることをよろしく願いをして、この質問を終わらせていただきます。

では、2番目の質問です。②についてよろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） スポーツ施設の利用状況の①でございます。施設の種類と目的、また現状ということでございます。回答させていただきます。

利用目的につきましては、スポーツを楽しむことによって、子どもから大人まで町民の誰もが毎日気軽に体を動かし、体力の向上や運動不足の解消、生活習慣病の予防などの健康増進を図ることを目的にしております。次に、施設の種類でございます。体育館、グラウンド、町民プール、またテニスコートと各学校開放等々がございます。町民の方がそれぞれの目的で利用されているというのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 質問の内容が1つ抜けたんですけれども、大きい項目1番の中学校クラ

ブの活動の2番の、今、部活動の外部化について説明いただいたんですが、その下の地域スポーツ少年団の対象年齢の拡大をお願いしたつもりだったんです。よろしくお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、地域のスポーツ少年団の対象年齢の拡大についてお答えさせていただきます。

日本体育協会が団員の減少を抑制する狙いで、全国のスポーツ少年団に登録できる年齢を現行の小学生以上から3歳以上に引き下げています。上牧町教育委員会としては、このことを各クラブに通知し、進めていきたいとは考えておりますが、現実から申し上げますと、3歳と小学生が同時にスポーツを楽しむというのもまた難しい問題なのかなというのは捉えております。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） この件につきましては、別の委員会の方で遠山議員の方からも質問があったと思うんですけども、3歳から、実は、上は高校生までにいずれはなるんですね。この幅広い子どもたちを受け入れて一体どのようにしていったらいいのか。整備のやり方がまずどのようにしていったらいいのかわからないということが多分、今、部長がおっしゃっていただいた、連絡はしておりますということですけども、現場では、これ、非常に困っている状態がこれから起きると思うんです。

私、陸上の指導をやっておりますけども、陸上の場合も3歳から入りたいとおっしゃいまして、なかなか3歳というのは理解度もありますし、3歳と小学校1年生ってすごく開きがあります。この辺、今この議論をすると時間ございませんので、この年齢が広がった、そしてスポ少にお願いするということの、このスポ少の管轄というのは、今、課長来ていただいておりますけども、社会体育課に置かれていると私は思うんです。その辺の整備という形で、もう少し検討した上でのスポ少の通達かガイドラインといいますか、そういうのを検討していただくことはできますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） まず、日本体育協会から3歳で引き下げるということを示されたので、各スポーツ少年団の代表者の方には、こういうことで3歳まで引き下がりましたよというのは通知しなければならないと考えております。その後の対応につきましては、すぐその3歳を対応するのかどうかというのは、また問題もたくさんあると思います。クラブごとの

問題もありますやろうし、教育委員会として1本のラインを引くというのもかなり難しい問題やと思います。代表者の方とご相談させていただきながら、また今後、ええ方向には進めたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね。これ、非常にもう難しい問題だと思うんです。15個のスポーツ少年団がありますし、そして、種目によっても危険度も変わってきますし。先ほど言いました社会体育推進委員があつて、スポーツ推進委員会があつて、そして、その中にスポーツ少年団が含まれます。そのスポーツ少年団を総括されているのが社会体育課になると思うんです。その辺をうまく、この2つの委員会、そして、いろんな方がおられる中で、今まではわかりませんが、これから非常に多様化によって変化が激しくなつて「どないしたらええかわからへんねや」というふうになる前にしっかりと整備をしていただいて。整備というのは多分検討会に当たると思うんですが、スポ少の方を呼んで説明会をするなり、その辺の創意工夫を何度かやっていただいた方が文章だけではあるので、その辺のいろんな委員会の兼ね合いとか、そのスポ少の指導者についてのことを説明をうまくやっていけるような形にもっていただければと思うんですけれども。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） このスポーツ少年団のあり方、このことにつきましては、体育指導委員ですか、あそこにはもう一応、テーブルの上には上げさせていただいております。今後の進め方については、各スポーツクラブの代表者の方を交えた話し合いになるかとは思いますが、年度明けましたらまた早速でも進めさせていただいて、今後の方向性、また考えていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご答弁ありがとうございます。これ、3歳から高校生までになるので、非常に難しいと思いますけれども、その辺、解決を探っていく方向で今、答弁いただきましたので、進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと先ほどと重複しますので、説明はしていただきましたので、その続きのご答弁をお願いいたします。②からですね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ②の利用ニーズとマッチングのための取り組みということでございます。ニーズに合った取り組みにいたしましては、さきの議会にも上程させていただきました。

たが、住民の方から多くの要望があった体育館の半面利用、また、第二体育館に多目的室を設けて、空調設備を設置し、家族や小グループの方が気軽にスポーツを楽しめるようにはしております。今後につきましても、利用者ニーズに対応できるよう工夫して、スポーツ施設、住民の方がより多くの方が使っていただけるよう進めたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、1番、2番説明していただいたので、1番のことについて質問します。施設の種類と利用目的、利用者等の現状についてなんですけれども、こちらは今、現状、体育館、そしてグラウンド等々あると思うんです。なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、以前、施設の質問の中で、上牧町においてはもう大きな体育館は建たないですかと質問したときに、もうそれは今は計画にないと。計画にないけれども、そしたら、どのようにスポーツを繁栄されるんですかというご質問に答弁していただいたのは、コンパクトな町であるけれども、3つの小学校の体育館、グラウンドがある。そして、中学校の体育館、グラウンドもある。そして、町民体育館が2つ。そして、グラウンドも2つ。こちらをうまく利用、活用してスポーツを繁栄さすとはお聞きしています。

それで、今、使用されています、特に土日。平日も使われるところはあると思うんですけれども、土日のグラウンドの活用、うまくいっているという形で聞いておるんですけれども、ただ、学校施設を開放して、スポーツを使っていいよという形にはなっているとは聞いているんですが、2つの中学校、3つの小学校におきまして、この辺の使うときの使い方ですね。今、全部言わせていただいた施設をどのように使っていくのかという整備がまだちょっとうまくできていないと思うんですよ。整備自体が。一本化した使い方というのは、その辺を、今どのようになっているのかなというのを聞きたかったんです。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 各学校施設の体育館につきましては、児童、生徒が優先ということになっていきますので、中学校の体育館につきましては、土日はもうクラブ活動、時間いっぱい使っていると思います。小学校の体育館につきましてもスポーツ少年団、バスケット、バレー等々で使っておりますので、土日については、ほぼフルに活用していると思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 中学校は部活優先、これはもうお聞きしているんですけれども、部活優先はあるんですけれども、夜間開放ですね。夜の開放等は今はどのように。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

- 教育部長（藤岡達也） 夜間開放については今のところ行ってはおりません。
- 議長（辻 誠一） 竹之内議員。
- 2番（竹之内剛） 今ちょっと質問させていただきましたけれども、そういう面におきましても、やはりコンパクトでその施設を使っていくという目的があるのであれば、その方も、今はないけれども、これから検討していただくという形で理解してよろしいですか。
- 議長（辻 誠一） 教育部長。
- 教育部長（藤岡達也） 教育施設の夜間開放につきましては、管理等々の問題もございまして、今のところは考えておらないというような状況でございます。その辺はご理解いただきたいと思っております。
- 議長（辻 誠一） 竹之内議員。
- 2番（竹之内剛） というのは、バスケットという競技があります。バスケットボールはミニバスとバスケットボールに分かれるんですけども、リングの高さが小学生だけ違うんです。小学生だけ違うということは、小学生だけ使える施設は小学校にしかないという。3つの小学校しかないです。3つの小学校がその部活が優先に使うと、今、例として言います、バスケットの大人の方が使うところがないという、この意見もあるので、今こうしてほしいという質問ではないんですけども、今おっしゃっていただいたように、これから、できることもできないことも含めると思っておりますので、検討していただく余地は少しはあるのかなと思っております。その辺の兼ね合いも、ここでも今質問させていただきましたので、また検討していただくようお願いいたします。
- 議長（辻 誠一） 竹之内議員、②の答弁が終わったときに1番に戻ってしまったんですけど、2番の答弁はもう済んでいるんですね。2番の質問の内容をもう一度。
- 2番（竹之内剛） ②のニーズとマッチングという取り組みについても、こちらは、部長答弁していただきました利用者さんの方のいろんなニーズに合わせて半面貸しや多目的室を増設されたりということで、マッチングについては先ほど答弁していただきましたので、これで住民の方には、使い方をニーズによって、ご自分で考えてマッチさせていくことができるのかなという理解はしました。2番のお答えいただきましたので、それで結構です。
- では、3番の方によろしく申し上げます。
- 議長（辻 誠一） 教育部長。
- 教育部長（藤岡達也） 有効活用の取り組みということでございますが、これにつきまして利用者ニーズに合った取り組みということで進めさせてはいただいておりますので、回答

につきましては2番の回答ということになるかと思いますが、質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 私の方でご答弁いただきながら、議長から指摘いただきましたように、1番、2番、3番がちょっと前後したところがございますので、こちらの大きい2番に関しては、1番、2番、そして3番、今ご答弁いただいたので、3番のところも施設のことが質問事項に入っておったと思うんですけども、2個目の項目におきましては、何を主に質問したかったかといいますと、先ほど言いました、コンパクトな町で施設が少ないから住民さんが使えるときに使いたいところを使えていないのではないかということで、その質問もありました。

今、住民の方々から見ると、どうしても、使い側から見ると、隣の芝は青いという言葉がありますけれども、近隣の町においては、十数億かけて今、体育館が建設されています。それにつきましても、いろいろ思われるところがあると思う。私はもう隣は隣で、上牧は上牧という考えは非常に正しい考え方だと僕は思います。何が大事なのかなといいましたら、ずっと全体の質問から言いましたら指導者、施設の開放、指導者、そして指導者の資質、そして、子どもたちがどのように満足をしているのか、そのあれが一番問題やろうと思います。

町長が、先ほど挙行されました上牧第二中学校の子どもたちの言葉として、努力していたら誰かが見ているから頑張らなさいということをおっしゃっていました。ですから、環境ではなく指導の資質、そして、競技に取り組む子どもたちの姿勢を取り巻くことが大事なのかなと私は考えるんです。ですから、そういう思いを指導者としては説明していくことに従事しているんですけども、その辺において全般的にお聞きしたかったので、使えるときに使えるような整備を、そして、みんなが楽しめる施設を開放に向かって、しっかりと整備してもらいたいなということをお願いしたかったのと、夜間の第二体育館が工事中にスポ少の方に配慮いただきまして、課長も委員会の方でおっしゃっていただきましたけれども、夜間のところで、ここで空手をやってくださいということで最初、使いはったんですね。そのときに「あそこは使えるから夜間開放とかあったらええのにな」という話も出たので、最後の質問ですが、中央公民館の夜間の開放、そしてペガサスホールの小ホール、その辺は夜間開放としてはこれからどうなるのかなということで。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 第二体育館、耐震工事をやっているときに、会議室として設けてい

る部屋をスポーツ等々で無理に使っていただいたというところもございます。今、あのとき、あのスポーツに使ったから今後もというの、ちょっと今後、考えていかんなあかんのかなというふうな問題やと思います。上牧町内スポーツ施設、限られた数でございます。大きさもそんな広くはございません。何らかの工夫をして、みんなが使えるようになればいいのかなという思いでは今おりますので、また、その耐震のときに使った、ふだん会議で使っている部分をというの、ちょっともう一度考えさせていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 質問で内容が何か使えるから使わせてよという意味ではないので、今、全て総合して、これから。ご足労かけると思うんです。社会教育課の方々に、そして、スポーツ推進委員の方、社会体育推進委員の方、体協の方々、それぞれいろいろご足労かけると思うんですが、やはり、それぞれの委員会や委員の方が結束して、いい形をつくっていただく、それが一番望ましいと思いますので、これからご足労で苦労かけるとは思いますけれども、住民さんの方が本当にスポーツを楽しんでやっていける、勝つのでなく、納得して楽しむ、達成感を得る、そのようなスポーツであってほしいなと私は思うので、そのような形になるように、これからもっていただければと思います。

総合的に、少し部活のこともあったんですけども、ずっと聞いていただいております教育長の方からご意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 12月のこの議会では、私、途中で尻切れトンぼになりましたので、きょうはじっくりと時間の許す限り、時間を割いてご報告をさせていただけたらと、そう思っております。

実は、私も部活動のことについて、まず集中して私の思いを少し述べていけたらなと思っております。この話が出てくる前に、去年の今ごろ、4月の段階で、私と上牧中学校、上牧第二中学校の両校長先生と、実はある程度の部活動の今後の予定、見通しについては話をさせていただいております。バスケット部をどうやとか、野球部は少なくなっているな、陸上部は何か今、このごろ地域で頑張ってくれてはんなと、さまざまなそういうことも含めて話をさせてもらっておったんです。そんな中、12月の議会でも話をさせてもらったように、平成25年度に全中学校、高等学校に部活動のあり方についてのガイドラインが出てきましたわね。それは、例えば、部活動の指導は行き過ぎだとかさまざまな面のことについてね。そんなこともあったということは、まずご承知だと思っております。本町におきまして、こ

の教員の指導力と専門性、また勤務実態等、物理的に限度もあります。だから、それを少しでも解消するために外部指導者を活用した指導者体制の構築や指導力向上に向けての整備も必要ではあると、それは私、考えております。そう思っております。

この場で詳細についてお答えには限りはあるんですが、現在、教員人事の締め段階にきております。先日、16日、県の教諭の管理職の内示がございました。まだ県の定数内講師の先生、また町の配置の講師の先生、まだ決まっておりませんので、校長先生方の平成30年度、来年度に向けての校内人事はまだ未確定の段階でございます。

そういう中で、ご存じかどうかかわからないんですが、教員の基礎定数というのがございます。40人だったら1クラス、41人だったら2クラスね。そこへ小学校低学年だったら35人学級というそういうのがありますね。これは国の基準で決まっております。そういう中で、法的に定められておる中で、余りこれも具体的に申し上げられないんですが、ある程度、話をしておかなければ具体性に欠けますので、少し触れさせてもらいます。

まず、上牧中学校においては、教員の増減には余り変動はございません。ある程度の水位を保っての異動でございました。片や、二中におきましては、平成27年度から今年度29年度にかけて7名の教員の減がありました。7名ですよ。7名ありました。二中につきましては、私が教頭として赴任しておったときですから、約20年ぐらい前に、教員の専門性と部員の減にかかわって水泳部と陸上部が廃部になった経緯もございました。ただ、単発的な発想で部をつくらない、つくるとかいう問題じゃなく、私も校長を長くさせてもらっておりましたので、当時の校長先生、もう断腸の思いでこの部活動の廃部やまた休部にも決定されたのと違うかなとそんなように思っています。もう断腸の思いだと思いますね。1人でも部活動やりたいという子がおったら、何とかつくってあげたいというのが教員の思いでございますので、ただ、そういう中で、もうやむを得ず切っていくなくてはならないという中で、二中の場合には水泳部、陸上部を廃部にされたわけでありまして。

また、部活動は課外活動でございますので、先ほどの話にもありましたように、校長先生が各先生方に部活動の顧問を依頼するわけです。お願いするわけです。ほとんどの先生方は、さっきのお話にあったように、もう土日しんどいけども出ていくわという中で、そういう校長と各先生方の了承の中で部活動の顧問が決定されるわけです。つい先だっけの人事のヒアリングの中でも、このたびのさまざまな状況を、実は県の指導主任、もう変な話ですけども、専門性の有する先生を欲しいんやと、もう頼むわということで、もう大変口はばったい物言いになりますが、最大限、マックスの勢いで要請をさせてもらいました。だから、配置され

るといふか、どうかといふのは、今、講師の方でその部分でお願いしておりますので、まだどうなるかわかりません。けども、最大限、マックスの思いで、私自身まだまだ微力ではございますが、そんな思いで要請をさせてもらったところでございます。

外部指導者につきましても考えていないわけではございません。そこで、私の考えといたしましては、法律上何の問題もございませんが、外部指導者を導入させていただくには何のやぶさかにもございません。あと5分ですから、今度はちゃんといきます。ただ、この際、全てをお任せするわけにはいきませんので、技術的、専門的な部分ではそれでよいとは思っています。しかし、もしかの事故があったときに、この時代でございますので、常に想定しておかなければなりませんね。だからこそ、町の校園長会の方でも複数顧問制の確保、さっき部長1日以上と言いましたが、私、2日以上休養日を取りなさいということをおっしゃっております。もうおわかりだと思っておりますが、会議のときに顧問がおらなくて外部指導者だけにお任せをして、何か事故が起こったらどうなるんやということが、私はそれ、一番心配します。だから、学校運営をしていく校長や、教頭、管理職はそのようなところに目を配りながら、また、子どもたちの命、教員の命を確保しながら、部活動の顧問を決定していく。そういう背景がございます。

つきましては、現時点では、上牧中の方では、4月の人事異動ではある程度の教員の配置ができるのかなという見通しを持ちながら、第二中学校の方では、もう中長期的な角度で見ていかなくは教員配置はまだまだ無理だろうなというところに至っております。微力ながら努力させてもらっておりますので、その辺は議員さん、十分ご理解願えたらなとそのようなことをお願いしておきます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 12月議会では私の方がしゃべり過ぎまして、教育長の方にご答弁していただく時間がなくて申しわけありませんでした。今回は10分はと思ひまして、時計を見ながら10分でお願いしますという形で。今、聞いておひまして、教育長は本当にいつもわかりやすく説明していただけるんですけれども、きょうも非常にわかりやすく説明いただきまして、今回この議会もネット放送されておりますので、聞いているよという方もおられました。ですから、教育長が尽力していただけたのは重々、私、伝わりましたので、その点はお礼申し上げます。そして、今回いろんな形で質問させていただきましたけれども、時代の流れというふうにくられるのもいろんな形であると思ひますけれども、子どもたちにとって一番いい方法を教育長は考えていただいているんだなということは十分伝わりました。部長の答弁

の中にも、これからは整備も必要であるということは考えていくということで答弁いただきましたので、私の方でもう納得する質問の中の答弁をいただいたかなと思います。

非常に長時間ご丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（辻 誠一） 以上で、2番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時20分。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（辻 誠一） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東 充洋でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

私の3月議会での一般質問は、会計年度任用職員制度、高齢者へのごみ出し支援の2点、質問してまいります。

質問に入る前に、少し現在の政治状況について触れておきます。国会では、本日、安倍首相出席のもとで集中審議がされているわけですが、森友学園の国有地売却に関する公文書改ざん問題、紛糾しています。2日に朝日新聞は、契約当時の文書には特例的な内容、学園の提案に応じ、価格提示を行うという文言があったが、国会に示された文書ではこうした文言はないと報じました。財務省は、国会に提出した決裁文書の改ざんを12日に認めました。公文書は2014年から2016年までの14件、300カ所に上る大規模な改ざんです。改ざんした文書には安倍首相が出てくる部分が1カ所、妻の昭恵氏が出てくる部分が5カ所が全て消されてい

るとのことが明らかになりました。なぜ消されたのかと。昨年2月17日、森友学園疑惑への関与を追及された安倍首相は「私や妻が関係していたなら、首相も国会議員もやめる」と答弁しました。しかし、公文書には安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは「いい土地ですから、前に進めてください」とのお言葉をいただいたという文書が、首相の昨年2月17日の答弁以降、公文書から消されました。

ジャーナリストの大谷昭宏さんは「佐川前国税庁長官や麻生財務相の首を切れば済む話ではない。森友問題で誰より責任があるのは安倍首相夫妻である。国民の代表である国会に対して嘘の文書を出したということは、単に野党をだましたという問題ではない。行政府が国民をだましたということだと。昨年10月の衆議院選挙も国民だましの中で行われたことになる」と指摘しました。

日本共産党の小池晃書記局長は、「日本の民主主義の土台を崩しかねない大問題だ。行政府が立法府を1年にわたり欺き続けた問題で、真相解明、責任追及は与野党を超えた最優先課題だ」と述べています。私も、国民を平気で欺き続けている安倍内閣は許せません。内閣総辞職するように、市民の皆さんと力を合わせ、安倍首相の退陣を訴え続けていきたいと決意を新たにしているところでございます。

それでは、本題に入ります。

初めに、会計年度任用職員制度についてです。地方公務員法、地方自治法が改正され、2020年4月から会計年度任用職員制度が始まります。総務省は2017年8月23日通知、会計年度任用職員制度の導入に向けた必要な準備等について及び会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルを自治体に発出しました。上牧町においても、本格的準備が進められていると思われま。臨時職員、非常勤職員の現状と導入準備の進捗状況及び会計年度任用職員制度の認識について質問をいたします。

次に、高齢者へのごみ出し支援についてです。高齢者が自分でごみ出しが困難な状況にもかかわらず必要な支援が受けられないことで、不適切なごみ出し、不衛生な住環境に陥るおそれが心配されます。上牧町では触れ合い収集を行い、利用者の安否確認が行われています。支援に拡大について質問をいたします。

以上、2項目について質問いたします。再質問は質問席から行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） まず、初めにですが、会計年度任用職員制度について説明を求めます。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 会計年度任用職員制度については、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、2020年4月から導入が義務づけられたところです。改正の趣旨といたしましては、今般の法改正により統一的な取り扱いが定められることによって、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時・非常勤制度の適切な運用を確保することが目的であると認識しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですね。2017年5月11日に一部改正が行われたということだそうです。この改正の目的は、今、理事の方からお聞かせいただいたわけなんですけども、一般職の会計年度任用職員を創設して、任用、服務規程等の整備を図るという点が1点、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図ると。そして、会計年度任用職員については期末手当の支給を可能とする。このように改正されたというふうに認識しているんですけども、それでよろしゅうございませうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） おおむねは今、東議員がおっしゃったとおりなんですけども、期末手当の件に関しましては、フルの職員についてはそのまま結構なんですけども、時間的、例えば、6時間とか7時間の職員についてはすることができるということになって、可能なんですけども確定ではないということでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺は折々お話をさせていただこうというふうに思っているわけなんですけれども、そして、制度はそのような制度に改正されたということなんですけども、この会計年度任用職員とはこれでよろしいですかね。会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職員。任期は最長1年、再度の任用は可能。ただし、任用するか否かは自治体の判断。勤務時間によりフルタイムと短時間の2つのタイプを設け、処遇、給与、報酬、手当で区別されると。正職員と同じ医務、規律、服務の宣誓、守秘義務などが求められる。1カ月の条件つき採用期間、再任用されても改めて1カ月条件つき採用となる。短時間会計年度任用職員は、営利企業の従事制限の対象外、フルタイムも可能となるということなんですけれども、これでよろしゅうございませうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、東議員の方から、これでいいかということいろいろおっしゃったんですけども、一応マニュアルでは、今、マニュアルを見て、東議員がおっしゃっていると思うんですけど、今年度、一次のマニュアルはまず送ってきておりますけども、それで合っていると思うんですけども、また改正版が来ますので、それを見て、ゆっくりと見きわめていきたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。これからまた次の新しいマニュアルが来て作業が始まっていくということになるかというふうに思うんですけども、その中で非正規公務員の制度が変わるということで、特別非常勤、これは、学識経験のある人に厳格化されると。臨時的任用というのは、常勤の欠員が生じた場合となる。一般職非常勤というのは、フルタイム、パート、先ほど言った時間の分とフルタイムで働いているという方の2つに分けられると。特別職の非常勤に置かれる学識経験のある方もフルタイムと時間ですということの2種類つくられる。臨時的任用の方においてもこの2つが適用されるということに改められるというふうに理解しているわけですが、それでよろしゅうございますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） そこで、この特別職の非常勤という方がいらっしゃるということなんですけども、これはどういう方を指して言われるわけなんでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 一応、国の方から来ております職種については、学校医、学校薬剤師、統計調査員、投票管理者、開票管理者、選挙区立会人などがそこに含まれるということで規制されているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。ありがとうございます。

次に、上牧町に現時点です、20年じゃなくて現時点で、今、会計年度任用職員制度がするとするならば、どのような何名の方がその対象になるのでしょうか。また、職种的、どういう職の方がどれだけいらっしゃるのかということをお聞かせください。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 上牧町における臨時また非常勤職員の現状でありますけども、総

人数、ちょうど100人が在籍しておりまして、一般職と同等の勤務時間の臨時職員は28名、短時間の臨時職員については72名となっております。内訳につきましては、28名の内訳は、13名が一般事務職、そのほか電話交換手、発掘調査員、介護認定調査員、ケアマネージャーなど15名、そのほかの短時間の臨時非常勤職員の主な職種は、学校の特別支援員が31名、学童保育員が15名、給食員23名など計72名でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。今、200何名ぐらいいてるんでしょうかね。100名でするので、その割合でいったらどれぐらいの割合になるんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 正職は202名でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。この臨時・非勤務員の方々の大体平均的な給与というのは幾らぐらいなのでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 一応、一般事務職は時間850円でございます。給食員等につきましては、調理師免許のある者が950円。ほぼ皆さん持っておられると思います。学童指導員970円、保育士等は970円、塵芥処理に従事する用務員等は1,000円、保健師、ケアマネージャー、社会福祉士、介護福祉士、栄養士、看護師等につきましては1,400円でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。次に、今、約100名の方が上牧町におられるわけなんですけれども、この臨時また非常勤の職員の方、この850円、950円、970円、1,000円、1,400円の方々については通勤費だとか他の手当というのはあるんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 交通費については支給をしております。それと、他の手当なんですけれども、この臨時職員雇用要綱なんですけれども、29年の4月に改正をしております。そこまでは賃金のほかに勤めた年数について期末手当のような、何年間勤めたら幾らという形で期末手当を支給していたんですが、今はそれも含めた感じの賃金改定をして、今の言った額になっているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） どうしてこれを聞いたかといいますと、県とかそういうところは一定

の前進が進んでいるんですね。そういう交通費だとかそういうものを支給するというの。ところが市町村では、せっかくこういうふうに改正が行われているにもかかわらず、まだまだそういうふうに支給されていないところが非常に多いというふうに言われていますので、上牧町は29年の一部改正以降、そういうふうにそれなりに支給されているということについては他の市町村よりも進んでいるんだなと。この辺なんかは、どうかわかりませんが、進んでいるんだなという印象を受けました。

次に、臨時・非職員の夏季休暇とか病気休暇とかいうのは制度としてあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 有給休暇はございますけども、病気休暇とか夏季休暇等はございません。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。それで、有給休暇だけで、生身の人間ですから病気になったりするわけなんですけれども、そのときにはどうなるんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 有休を使い切ってもらおうという形になりますね。それプラスまだ休まれる場合は欠勤状態になります。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 有休なんですけれども、その有休が付与されるという対象はどのような対象になるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 6カ月以上勤務し、全勤務日数の8割以上勤務した場合は、有給休暇を与えると。労働者基準法で定められている日数ですね。まず、6カ月を経過した者というか、それにとっては10日を支給するというふうになっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） やはり、この辺の病休と、それから有休。正職の皆さんもそうですけれども、なかなか有休とかいうのは使いづらいという状況もあるように聞いているわけなんですけれども、やはり、こういう臨時や非常勤の職員の方にも有休もありや病休という保証もあるというふうな体制づくりを今後、このマニュアルからつくっていくときに、ぜひ考えていただきたい問題だなというふうに思います。

次に、会計年度任用職員制度の導入に向け、どのような処遇改善を目指しておられるんで

しょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、マニュアルと、今年度は職員の把握を行うという形でございます。先ほど言いましたけど、今後また、新しい改訂版のマニュアルも送付するというところで聞いておりますので、それを見ながら、2年後の制度の開始までに任用とか勤務条件等を決定していきたいなと思います。また、31年度の12月か32年の3月の議会にこれを上程させていただきますので、その準備に向けて進んでいくという形になるかなと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 2年なんていうのはあっという間で、スケジュールも今度のマニュアルのところでは多分書かれているんだろうなというふうに考えています。読んでないからいいです。ですから、きちっとつくっていく必要があるのかなと。

この職種や人数の把握というのは、これは国の方にきちっと示さないといけないというふうになっているんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） はい。あと、また県の方からも調べがあるというふうなことは聞いております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 結局、賞与を渡すときに、その財源確保とかいうのが当然必要となってくるわけですので、当然、補助金関係もきちっと要求をしていかなければならないというふうに思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、東議員おっしゃったように、一時金とかについてはまた人件費が必要なわけですから、その調べについての、今後またそれを検討していきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 制度の改正ですので、やっぱり、今の状況よりも悪くなるという状況ではだめだというふうに思いますし、いろんな諸条件においても当然、今よりも向上するというような改正でなければならないというふうに思っておりますので、その辺は十分考慮して作成していただきたいというふうに強く願うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、東議員おっしゃったように、上牧町にも多くの臨時、非常勤職員が在籍しております。会計年度任用職員マニュアル及び、今後、総務省から示されるマニュアル改訂版を熟視し、上牧町に合った制度の構築ができるよう検討してまいります。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これ、町長にお願いしたいんですけども、1つは、総務省が今回この一部改正をしたんですけども、総務省はやはり、業務全体のリストラと民間への委託ということも求めているんですね。しかし、行政サービスというのはやっぱり質、それから住民との信頼関係の上に立った知識と経験、ノウハウで職員の方々とそれから我々住民との信頼関係がそこで生まれているというふうに思うわけなんです。そういう中で自治体の職員というのは、任期の定めのない皆さん、常勤の職員の方が中心であって、民間の委託だとか合理化だということは、やはり、極力避けなければならないのではないのかなというふうに私は思うんですけども、町長はどのようにお考えになるでしょう。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっておられるように、やっぱり、そういう考え方で進まなければならないのかなとは思いますが。ただ、今、もう定年制が63歳まで引き延ばそうとかいろんな話が出てきております。我々、行政を預かる立場といたしましては、いつも財政の中で出てくるのは人件費、高いのではないのかと、すぐこういう話になってまいります。でも、皆さん、ご存じのように上牧町、人数的な問題も1つはあるんですけど、そしたら他町に比べて特別、給与を高く出しているのかということでもないわけでございます。今202人、おおむね200人。それで、先ほど理事の方から説明がございましたように、臨時的に100人、今300人ということになるわけですが、どことは申しませんが、例えば、人件費を公な形から抑えるために臨時職員を異様に多くして、俗に言う経常収支比率でございますとか、いろんな数値の部分を抑え込んでいくというそういう手法もとっておられるところも、今たくさんあるわけでございます。

上牧町はそういうことは一切やっておりません。もう皆さん方にありのままを見ていただいているというような実情でございますので、職員の数であるとか、それから、住民さんとの信頼の関係であるとか、まだまだその部分は構築はできておりませんが、住民の方々に安全で安心して暮らせるような体制づくりもこの4月からやるわけでございますし、そういう中で、やっぱりコミュニケーションがしっかり図れて、なおかつ業務がしっかりと進んでいく職員の身分、給与もそれなりに確保ができるという形が一番いいわけでございますので、

我々としてはそういう中でしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、どうもありがとうございました。そのとおりでというふうに思います。1つ、また安心をいたしました。これは、全労連という組合の組織があるんですが、ここはしっかりと町長に聞けというふうに言われていましたので、ここは聞いとかなあかんポイントやったんで、今、お話をお聞きして安心したところでございます。

1つは以前に、私が議員になった約40年前から少したってから、上牧町の職員は非常に多かったです。多かって、人件費で上牧町倒れるん違うかなと思ったぐらいのときがあったんですけども、それ以降、賃金も皆さんがカットされるというような事態にもなりました。私はあのときに言ったんですけども、幾ら町長であっても人件費、老後のことまで責任をとれるわけないんだから、給与なんて削減するのはとんでもない話やという話をして、それ以前に、皆さんよりも以前に、皆さんも少し関係してくると思うんですけども、年金は減っていますよ。そういう状況はやはり避けなければならないというふうに思いますし、そして、皆さんが条件が向上することによって、臨時的な方、また非常勤の方々の状況も今よりも向上していくということにつながるといふふうに確信しておりますので、ぜひ皆さんの生活の向上、いろんな条件の向上を目指して頑張ってくださいと。そして、非正規の方々にもその恩恵が与えられるというような状況をぜひつくっていただきたいというふうに思います。そういう思いで質問をさせていただきました。

1つ心配なのは、これ、今後この会計年度任用職員制度ということに移っていくわけなんですけれども、そのときに今、例えば、100名の方がいらっしゃるじゃないですか。普通なら、ほかの大きな市だとか、町でもあるんですけども、組合があるようなところでは、そういう話は組合を通じて周知徹底されるというような部分があるかと思うんですけども、上牧町の場合には組合とかいう組織がございませんので、その辺の周知徹底、それから、制度の変わっていくこと、また、いいこと、それから難しくなることということはこの制度が始まる前には多々あると思いますので、その説明をどう周知徹底させようとしていますか。組合がないわけですから、個人個人と話をしていくというようなことになるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、雇用の方は各担当課でもらっております。集約は人事担当課の方でやっておりますけども、まず担当課の意見を聞くと。そこから、場合によっては、臨時職員の声も参考にしなければならないときがあれば参考にしたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ここでかなり臨時職員というところの規定も、言うたら、職員の方が何か長期に休むだとかそういうときに雇うのを臨時職員という、それ以外のところは非正規やというような厳格さがここで求められているように書かれているわけなんですけれども、その辺は、やはり理事のところの部署が中心となって、ぴしっとした方針を打ち立てて、そして、各担当が周知するのであるならば、そこがきちっと周知できるようなその体制も今後導入に向けての準備というのが必要なのかなというふうに思いますので、その辺は怠りなく進めていただくということによろしゅうございますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 来年度から私どもの課でも人事の方もやりたいと思っておりますので、しっかりとやっていきたいと思えます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 次、お願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、高齢者へのごみ出し支援ということでございます。

まず、高齢者などのごみ出しをめぐる現状と課題といたしまして、筋力の低下や関節疾患がある高齢者などの方々にとって、大きなごみ袋や重たいごみ袋をごみの集積所まで運ぶのは大変な作業であると考えます。認知症やその前段の軽度の認知障害となると、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなります。近年こうした身体機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者などの支援が課題となっております。背景には、社会の高齢化に加え、核家族化や地域のつながりが希薄化したことで家族や近隣住民の手助けが得られない世帯がふえてきているのではと考えられるところでございます。

こうした課題に対処するため、本町におきましては平成22年10月から、日常生活で常に介護や介助を必要とする方で、独居などの理由によりましてごみ出しが困難であるという世帯に対しまして、玄関先まで出向いてごみを回収いたします触れ合い収集を実施しております。対象者でございますが、おおむね65歳以上の単身世帯で、要介護認定2以上の方、また日常生活でけがなどにより、常に介護や介助が必要となっておられる単身の世帯の方でございます。現在、登録されておる世帯でございますが、22世帯の方が登録されておりますが、ちょっと出入りがございまして、実態といたしましては、現在15世帯の方が利用されておるところでございます。なお、今後も引き続きまして継続しながら、これを実施して進めていきた

いと考えておるところです。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） この触れ合い収集というのは65歳以上のお年寄りの方、それから障害等をお持ちの方、また、65歳以上でも介助2級以上の方という限定でされているわけなんですけれども、そのほかで拡大をしていくということはいかがお考えでしょうか。ですから、2をもっとやるだとか緩めるだとか、触れ合いだけじゃなしに、ほかにもっと違う施策を考えるだとかというようなことはいかがお考えでしょう。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 環境課の方では現在、訪問介護サービスとかほかの高齢者見守りの活動とかという形をご利用しながらされておるところなど、いろんな先進的な取り組みも考えておるところでございますが、現在、職員の体制もございまして、今の現在のところはこのような形で、現状どおりで進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 人数の関係だとか、それから費用の関係だとかということも多分かわってくるんだというふうに思うんですけども、しかし、年をとるということは、やはり、若いときにはできたことも年齢を重ねることによってできなくなるということが多々あるわけですね。一番心配なのは、私、冒頭で言いましたように、そういう年齢をかさむことによって分別ができなくなったり、また反対に若い人よりもこまめにできる人が多々あったりするということで一概には言えないというふうには思うんですけども、もし、体調が悪いだとかいうような状況になったときには、ごみをまめに出したりすることができないという状況があるという方がふえた場合に、これはもう本当に分別もできず、そのままになって、水切りもできずというような状況になった場合、上牧町の今後のごみの施策からいくと、大きな負担がなってくるという状況も反対に考えられるのではないかなというふうに思うんです。

そのために、広報で今ずっとシリーズで書かれていると、周知しているというところになると思うんですけども、しかし、なかなか広報も読んでいただけないというところがありますのでね。私のところでも集合ポストがあるんですけども、残念なことに、もう家に持って上がることもしないんですね。集合の上にぼんと置きよんの。風吹いたらその辺にもう散らばりますしね。そして、それを何でか知らんけど、私たちが片づけているという状況なんですけれども、そういうことで、ごみ、ごみと言いますけども、やはり何も考えていない方というのも当然いらっしゃいますし、その辺が非常に難しいところだというふうに思うんで

すけれども。ですから、今の現状ではできないということはわかりました。しかし、この部分はよく施策を考えていただきたいですし、私も勉強しますけれども、先進的なところというのは必ずあるはずですので、その辺をお互いに、議会の方もそういうものも研究しようということで提案したいと思います。理事者側の方も十分に、その辺はどうすれば崇高なサービスができるのかということ、町長の言う、安全な安心なまちづくりの一環として取り組んでいただくというふうにしていきたいというふうにするんですけれども、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） ごみ出し支援につきましては、環境省も高齢者の不調やトラブルの発見など、高齢者の孤独死を防ぐ福祉面での効果もあるということで報道されておりました。2018年度中に明らかに取り組んでいる自治体、先進自治体ですね、そういうところにヒアリングを行いまして、事例集を取りまとめ、導入を検討されておると聞いております。自治体の後押しをするということでございまして、人員をどうやりくりしているのか。また、訪問介護サービスによるごみ出し、他的高齢者見守り活動との連携、その他の課題との対応や聞き取りなどを、先進的な取り組みを紹介すると聞いておりますので、一応これらの動向をしっかりと注視しながら、本町もごみ出し支援について、生き活き対策課また福祉課と横断的に連携をしながら調査研究を進めていきたいと考えます。

また、収集員に対しましては、さまざまな状況や気配から高齢者などの異変を察知して声かけなどによりまして、見守り安否、確認も行っておるところでございしますが、ごみ出しの収集の際には「おはようございます」「こんにちは」と挨拶しながら、ごみ出し支援につきましては、挨拶等を交わして、老人等の生活の張りとか楽しみ等にもなればなと考えておるところでございします。今後も安全・安心な生活環境にしっかりと努めたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） この問題は行政だけで進められるというものではないというふうにも思います。我々もしっかり、議会の側もこの問題には取り組まなければならないんだろなというふうにも思っております。我々も勉強します。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時04分

平成30年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第5号）

平成30年3月20日（火）午前10時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 6 議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について
- 第11 議第 2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について
- 第12 議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第13 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）
- 第14 文教厚生委員長報告について
- 第15 議第 3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第 5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第19 議第 7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第 8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議第 9 号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議第 1 0 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議第 1 2 号 平成 2 9 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
- 第 2 4 議第 1 3 号 平成 2 9 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 2 5 議第 1 4 号 平成 2 9 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 2 6 議第 1 5 号 平成 2 9 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 3 回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第1、予算特別委員長報告について。

東委員長、報告願います。

東委員長。

（予算特別委員会委員長 東 充洋 登壇）

○予算特別委員長（東 充洋） 11番、東 充洋です。予算特別委員会の報告を行います。

初めに、予算特別委員会の審議日程についてです。本議会において、3月9日、12日、13日の日程が決まりました。予算特別委員会は、慎重審議の結果、3月9日、3月12日の2日間で閉会となりました。

2つ目には、予算特別委員会に付託され、審議した予算及び予算規模についてであります。予算特別委員会に付託された議案と予算規模は以下のとおりです。

議第16号 平成30年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ72億2,061万2,000円、議第17号 国民健康保険特別会計予算総額、25億3,851万円、議第18号 後期高齢者医療保険特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ3億4,066万4,000円、議第19号 下水道事業特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ7億5,959万3,000円、議第20号 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ229万2,000円、議第21号 介護保険特別会計予算の総額、

保険事業会計予算、歳入歳出それぞれ17億5,353万4,000円、介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ737万6,000円、議第22号 水道事業予算の総額、収益的収入及び支出、収入5億3,930万5,000円、支出4億8,750万円、資本的収入及び支出、収入1,000円、支出3,750万円、不足する3,749万9,000円は、過去年度分損益勘定保留資金で補填する。以上7会計予算を予算特別委員会で審議いたしました。

3、各予算に対する質疑内容と審議結果。

議第16号 平成30年度一般会計予算における質疑は、総括質疑、歳入、歳出と区別して行いました。

総括質疑について。

問い。この数年の最も厳しい状況下における予算編成にあったと考えられる。実質単年度収支、単年度収支と財政調整基金収支（ただし、繰上償還を除く）の推移によると、平成27年度2,100万円の赤字であったものが、29年度見込みで2億9,100万円に拡大している。また、財政計画においては、39年度までの10年間で財政調整基金を8億6,800万円取り崩し、実質単年度収支の赤字の累計が10億3,400万円に上る見込みであるが、予算編成はどのように行ったのか。答え。指摘の数字はそのとおりである。予算編成において、第5次総合計画に伴う事業が盛り込まれているが、小・中学校のエアコン設置工事の関係で、上小プール改修や給食施設などの学校施設工事の一部の後年度に先送りした事業もある。中長期財政計画については、次年度以降に見通しをかけていく方針である。問い。こうした状況間で先々のことも考えて、今後どのように財政運営を進めていくのか。答え。上牧町が置かれている財政状況はまだまだ厳しいものがある。予算査定や運用に当たって以前からも町長から指示があるのは、事業や施策を進めるに当たって財源確保や補助金等を精査し、見込めるものを予算化するように、また、1つの事業で無理であれば、他の事業とあわせてでも財源を確保すること等々である。今後、さらに精査の上、財源を確保し、事業を進めていく方針である。

歳入についての質疑は次のとおりです。

町民税について。町民税個人分現年度課税分の1,256万4,000円増額計上の要因は何か。答え。現年度個人分の均等割については納税者数が80名増、所得割については72名増で、前年度に比べて1.3%の増額計上になった。問い。平成30年度以降の納税義務者、納税額ともに減少傾向であると予想しているか。答え。そのように認識している。問い。平成30年度町税の徴収率とその設定根拠は。答え。近年の動向と担当部門の努力等も考慮し、前年度よりも0.2%上げて、今年度より99%と設定した。法人分現年度課税分について。問い。第5次総合計画

の基本施策、商工業にもある中小企業者への経営指導体制の充実や情報発信等を上牧町商工会等を通じて心がけていただきたいがどうか。答え。関係部署とともに協議しながら、今の法人数を下回ることをないようにしていきたい。

滞納対策について。問い。町税の滞納対策としてコールセンターを活用するとの所信表明があったが、住宅使用料なども含め収納率向上への滞納対策の取り組みを問う。答え。十分な調査を行った上で、法律の許される範囲で差し押さえ等の対応を行っていきたい。住宅使用料の滞納については、督促通知を行うとともに、滞納者の方と接触も図りながら徴収していく。また、組織面や人的な面も含めて滞納対策に取り組んでいきたい。

固定資産税について。問い。固定資産税の359万3,000円の減額計上の要因について説明を求める。答え。土地については対前年度比0.5%減で、30年度の地価公示価格の下落傾向による。家屋は2.7%減で、30年度の評価がえによる償却資産については7.3%増で、未申告者等に対する調査と積極的な働きによるものである。問い。たばこ税の1,853万1,000円の減額計上の要因は何か。答え。たばこ税は11.7%減で、要因として健康志向による全国的な喫煙者人口の減少や加熱式たばこの普及等が考えられる。

地方交付税と臨時財政対策債について。問い。地方交付税が544万5,000円の減額、臨時財政対策債が4,032万7,000円の減額計上になった。どちらも今後においては下振れするリスクが高くなっており、慎重な財政運営が求められるがどうか。答え。地方交付税と臨時財政対策債は30年度の地方財政計画に基づいて算定した。今後の国の動向を見ながらも慎重に進めていきたい。

使用料及び手数料について。問い。ペガサスホールを再開するために立ち上げた再開検討委員会での使用料見込み420万円に近づいてきたことを大変評価するが、一方で、一般利用については減収見込みとなっているので、一般利用を促進すべくさらなる対策が必要と思うがどうか。答え。ホームページやインターネットを利用し情報発信をしながら、稼働率の向上に努めていきたい。問い。町民プールについて、月曜が休みとなっているが、他の市民プールや町民プールは夏季期間無休にしている。上牧の町民プールも月曜日は開場してほしいという要望が多数あると思うがどうか。答え。町内の体育施設全てが条例上月曜日が休館となっているので休みにしていたが、夏休み中に来場者が多いのも事実であり、今後、休みの日については検討していきたい。問い。各証明料が減額予算となった要因は。答え。マイナンバーカードの普及による証明書の発行自体が減ったこと、そして、コンビニ交付による手数料の減によるものである。問い。他の自治体では戸籍や税証明書についてもコンビニ交付し

ているところもあるが、対象証明書をふやす計画はあるか。答え。共同で電算化をしている2市5町のうち、住民票と印鑑証明書の発行に限っている自治体とも相談しながら決めていきたいと考えている。

繰越金について。問い。繰越金は、9月議会で前年度の実質収支額を計上し財源となるが、29年度決算の見込み額はどうか。答え。この段階でははっきりしたことは言えないが、これまで以上に厳しい状況である。

諸収入の雑入について。問い。広報かんまき広報掲載料をふやす取り組みについて。答え。オープンしたお店等に直接出向いたり、窓口で年次契約の話を提案したり、努力を重ねている。

以上が、平成30年度一般会計予算の歳入についての質疑内容です。

次に、歳出における質疑は以下のとおりです。

議会費の負担金補助及び交付金について。問い。上牧町議会では政務活動費を支給していないが、政務活動費に対する考え方について説明を求める。答え。上牧町議会では政務活動費の議論はしていない。平成25年に制定された議会基本条例にならい、議員の研修制度の充実を図るべく議員研修費として、議員1人当たり1年間上限5万円を支給している。

総務費委託料の新地方公会計について。平成29年度の財務4表や附属書類の公表の時期と今後の活用について問う。答え。29年度決算は秋ごろの予定である。活用については各分野にわたり有形固定資産の減価償却率を使った個別施設計画への反映や、行政コスト計算の施設利用に当たっての受益者負担の判断資料にもなる。

財産管理費の工事請負費について。問い。防犯カメラ設置工事296万4,000円と今後の計画数について説明を求める。答え。今年度は12台を設置する。将来的には、町内に30台設置する予定である。

企画費の報酬について。問い。上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会委員報酬23万円について。初年度の検証委員会については駆け足で終わった感が否めないが、適正な開催回数はどう考えているか。答え。今年度は3回開催した。初年度ということもあり、手間取る部分もあったが、平成30年度は2回目でもあり、開催も5回を予定している。問い。上牧町まちづくり基本条例検証委員会委員報酬28万5,000円について、開催予定回数と委員会委員の構成について。答え。開催は全5回を予定している。構成は学識経験者3名、議会議員2名、町職員2名、住民5名の12名を予定している。

企画費の負担金補助及び交付金について。問い。「すむ・奈良・ほっかつ！」移住プロジェ

クトについて、地域における空き家対策と連動しながら事業を展開しているとあるが、その内容は。答え。「すむ・奈良・ほっかつ！」事業は、移住希望の受け皿として空き家を活用した対策を連動させ、移住プロジェクトと空き家対策を実施するべく立ち上げたが、諸事情により空き家対策は各町ですることになった。問い。各町で実施することになったにもかかわらず、負担金が発生する意味。「すむ・奈良・ほっかつ！」の目指すビジョンは何か。答え。「すむ・奈良・ほっかつ！」事業は空き家対策だけでなく、移住プロジェクトによるプロモーション活動等を積極的に実施していくものだと考えている。

民生費子育て就業支援事業費の委託費について。問い。女性のキャリアアップ社会復帰モデル構築委託料50万円について、民間事業者のノウハウを活用しながら調査研究し、新たな支援事業モデルの構築に向けて取り組むとは具体的にどのような事業をするのか。答え。ママスクエアで働いている方が卒業した後に、企業に就職できるような仕組みづくり。ママスクエアに入っていないが、子育ての中で母親が社会復帰できる仕組みを業者に考えてもらい、報告書をいただく事業である。

児童福祉総務費の委託料について。問い。子ども・子育て支援事業計画策定委託料235万4,000円の説明を求める。答え。本町の子ども・子育て支援施策を総合的かつ効率的に推進するため、平成30年度から31年度で計画策定をします。30年度では、就学前・就学児童の保護者各1,000名のアンケートを行い、ニーズ調査を分析及び課題の抽出を行い、31年度で計画書の策定をします。

衛生費、清掃費の備品購入について。有害ごみ回収用リサイクルポストの32万4,000円について説明を求める。答え。平成30年4月から有害ごみ、蛍光灯、電池、水銀体温計の分別回収を行います。役場環境課、片岡台出張所に専用のボックスを設置する。

衛生塵芥処理費の使用料及び賃借料について。問い。可燃ごみ運搬処理委託料1億8,954万円について説明を求める。答え。可燃ごみ運搬処理は、平成28年11月から民間委託しているが、この実績に基づいて算出している。

塵芥処理費負担金補助及び交付金について。問い。山辺県北部広域環境衛生組合分担金が3,274万9,000円と、1,039万3,000円の増額計上について説明を求める。答え。事務局で2名の増員と環境評価委託料の増額が要因である。

清掃費、使用料及び賃借料について。問い。葛城地区清掃事務組合分担金が3,937万5,000円と、1,633万円の減額計上となっている要因は何か。答え。葛城地区清掃事務組合の公債費が減額となっていることが大きな要因である。

農林商工費、農地の負担金補助及び交付金について。問い。国営土地改良事業負担金が2,352万9,000円と、2,233万7,000円増額計上となっていることについて説明を求める。答え。県営第二十津川紀の川土地改良事業として、平成11年から28年までで基幹工事を行い、29年度で一括償還した。30年度においては、それらのダムからの農業排水の整備を13年から29年度までに行い、そのための一括償還を行うための負担金である。

地籍調査事業について。地籍調査事業として、総額で1,707万5,000円計上されたが、その内容について説明を求める。答え。30年度は桜ヶ丘2丁目の閲覧と桜ヶ丘3丁目の立会と測量を計画している。

都市計画費、工事請負費、公有財産購入費及び補償補填及び賠償金について。問い。服部台明星線道路改良事業5,537万8,000円の説明と完成の見通しについて質問する。答え。用地購入費1,707万2,000円、建物補償1,542万1,000円、道路改良工事2,288万5,000円であり、35年度に完成する見込みである。

土木費、土木総務費の負担金補助及び交付金。問い。上牧町の無電柱化計画について。上牧町にそのような計画はあるのか。答え。上牧町としても将来的に無電柱化を推進していこうという思いは持っている。

道路橋梁費委託料及び工事請負費について。問い。橋梁長寿命化計画策定委託料414万8,000円の内容、つくも橋と外町橋の補修工事について説明を求める。問い。平成26年度に道路法施行令の改正により、橋梁点検が遠望目視から5年に一度の法定点検に変更された。30年度において個別長寿命化計画を策定するものである。そのうち、つくも橋の長寿命化工事4,141万6,000円は30年度が最終であり、外町橋補修工事4,542万9,000円も計上した。

道路橋梁費委託料及び工事費について。道路整備事業として7,672万1,000円計上され、内訳として、C B R調査委託料5,012万7,000円、道路整備工事2,659万4,000円になっている。道路整備以上にC B R調査に重点が置かれた理由は何か。答え。表層オーバーレイ切削工事については、従来の社会的資本整備交付金の対象外となり、新たな公共施設適正化事業債の対象となったことから、いち早く平成30年度でC B R調査を実施する方針である。

都市計画費委託料について。問い。滝川遊歩道・自転車道公園整備に伴う実施計画委託料について説明を求める。答え。実施計画をするに当たって、今までの基本構想や基本計画に携わっていたが、N P O法人や奈良県立大学の方々とも詳しく協議をし説明した上で進めていきたいと考えている。

教育費、事務局費報酬について。問い。いじめ防止対策調査委員会報酬21万円についての

内訳について説明を求める。答え。いじめ問題が起こった場合、解決のために学識経験者で協議していただく会で、メンバーは心理・教育専門家、弁護士、社会福祉士、精神医療関係者5名で、報酬として1日1万4,000円掛ける5名の3回である。問題発生しなければ使用しないが、1事案についての3回開催を見込んでいる。

事務局費委託料について。問い。外国語指導助手委託料648万円について説明を求める。答え。町内の幼稚園、小・中学校において、世界的コミュニケーションツールである英語に日常的に触れる目的で、ネイティブな英語を身につけるために、日本在住の外国人2名の方に委託している。

社会体育総務費負担金及び交付金について。問い。スポーツ少年団に対する考え方について。生涯スポーツを総合計画でうたい、スポーツのまち上牧町を目指すために、スポーツを始める最初のとっかかりであるスポーツ少年団をもっと活用し、支援するような取り組みをすべきと思うがどうか。答え。社会体育推進委員や体育協会とも相談しながら進めていきたいと考えている。

予備費について。予備費がこれまでの500万円から1,000万円に増額計上されており、その理由と運用について問う。答え。施設の老朽化等の不測の事態に適宜対応するために増額計上した。議会に対し、できるだけ協議や報告を行う方針である。

以上が、平成30年度一般会計予算案に対する質疑内容です。

平成30年度一般会計予算について、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算についての質疑は以下のとおりです。

平成30年度国民健康保険特別会計予算項目の変更について。問い。国民健康保険の財政運営の県単位化が平成30年度より実施される。これに伴い、国民健康保険特別会計の予算においても予算項目の変更や組みかえが行われたが、主な変更点について説明を求める。答え。平成30年度から町は県との間で、歳出において国民健康保険事業納付金を拠出し、歳入で保険給付費等交付金を受領する。これに伴い、歳出においては後期高齢者支援金等や介護納付金などは廃款となり、歳入では国庫負担金が廃項、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、保険基盤安定繰入金は廃款となる。特別高額共同事業については、国保中央会と県とで実施される。

徴収率について。問い。一般被保険者国民健康保険の現年度課税分の徴収率が95%と設定されている。県の運営方針では、被保険者数が1万人未満で目標収納率が97%とされている

が、この設定に無理はないか。答え。県のガイドラインでは、過去3年の平均値となっている。その数値は94.27%であり、これまでの実績を踏まえて95%に設定した。

一般管理費、報償費について。問い。健康優良世帯表彰について、事業内容と表彰予定の世帯数について説明を求める。答え。事業内容、表彰要件は昨年度と同一である。表彰は10所帯を予定している。

保健事業委託料について。問い。「けんしんGO！ポイント事業」について、事業内容とプレゼントを配付する予定数について説明を求める。答え。事業内容、プレゼント支給要件は昨年度と同一である。プレゼントは昨年度と同じ入浴券で、配付は800人を予定している。

以上、平成30年度 国民健康保険特別会計予算に対する質疑内容です。

平成30年度国民健康保険特別会計予算について、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第18号 平成30年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑なしで、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第19号 平成30年度下水道事業特別会計予算に対する質疑は以下のとおりです。

公共下水道事業委託料について。問い。上牧町下水道ストックマネジメント計画の策定期間について説明を求める。答え。平成30年度で実施する予定である。

以上、平成30年度下水道事業特別会計予算に対する質疑内容です。

平成30年度下水道事業特別会計予算について、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第20号 平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、質疑なしで、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第21号 平成30年度介護保険特別会計予算の質疑は以下のとおりです。

認知症総合支援について。問い。認知症総合支援事業の説明を求める。答え。認知症・認知症予備軍の方の支援体制として、専門家による相談、認知症カフェ、訪問活動、平成30年度から、小学校4年生に学校での認知症サポーター講座を実施する。

以上、平成30年度介護保険特別会計予算に対する質疑内容です。

平成30年度介護保険特別会計予算について、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

議第22号 平成30年度水道事業会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。水道事業費用、営業費用、総経費、委託料の経営戦略等策定委託料750万円について説明を求める。答え。経営戦略等策定委託料750万円については、2つの計画を策定します。

1つは、アセスマネジメント手法を導入しつつ、中長期的な視点に立った技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築、更新や維持管理運営、更新積立金等の資金確保方策を進めるとともに、改築、改新のために必要な負担について水道利用者の理解を得るための情報提供のあり方等について、具体的検討を推進するものです。2つ目は、経営戦略の基本的な考え方。経営戦略は公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画で、その中心となる投資財政計画は施設設備に関する投資の見通しを試算した計画、投資資産と財源の見通しを試算した計画、財源資産を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡する、調整した中長期の収支計画を作成するものです。

以上が水道事業に対する質疑内容です。

平成30年度水道事業会計予算について、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

以上、予算特別委員会に付託された7会計予算について審議を行った経緯です。

予算特別委員長報告のために、各委員がみずから質疑を行った項目をまとめ、メールで送付をいただきました。委員の皆さんの質疑内容を全て報告するのが本意ではありますが、膨大な報告となるため多くを割愛させていただきました。申しわけございませんが、何とぞご容赦ください。

また、平成30年度予算審議をスムーズに進めるため、職員の皆さんには大量の資料を作成していただきました。作成された資料は上牧町が目指している町民の誰もがわかる予算決算書づくりに、職員の皆さんの創意工夫が多々見られました。感謝します。今後も、一層、創意工夫で町民の誰もがわかる予算書、決算書づくりに取り組まれますようお願いを申し上げまして、予算特別委員長報告といたします。

以上です。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第2、議第16号 平成30年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、議第17号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、議第18号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第5、議第19号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第6、議第20号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第7、議第21号 平成30年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第22号 平成30年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長(辻 誠一) 日程第9、総務建設委員長報告について。

堀内委員長、報告願います。

堀内委員長。

(総務建設委員会委員長 堀内英樹 登壇)

○総務建設委員長(堀内英樹) 9番、堀内英樹です。総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、総務建設委員会に次の4議案が付託されました。議第1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について、議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について、議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書(案)。3月7日午前10時より、全委員の出席により総務建設委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

主な質疑は次のとおりです。ただし、まちづくり基本条例検証委員会ほかの予算特別委員長報告との重複部分は省略させていただきます。

議第1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について。

上牧町部設置条例の一部改正の部分であります。まちづくり基本条例に基づき、社会情勢の変化に応じ、町民にわかりやすく、機能的な組織づくりとして、今回、こども支援課の設置等を含む機構改革が行われた。職員の人的配置についての考えを伺うとの質疑があり、職員の配置については適材適所の配置を考えているが、調整するところは多くあり、住民にご理解もいただくことになる。住民サービスを第一に考え、各課が連携し、職員が一丸となって業務を遂行できるよう進めていくとの答弁がありました。

町有地管理が環境部から総務部へ移行するその狙いと期待される効果についてはどうか。旧土地開発公社の所有地で町に移管した土地につき、平成24年9月21日の附帯決議の5、売却可

能な土地の処分により、早期の資金回収に努め、売却代金を一般財源化することなく三セク債の繰上償還に充当することとあるが、より促進されたと理解してよいのかとの質疑があり、これに対し、総務部は行政財産でなく普通財産を管理するようになる。土地開発公社から引き継いだ土地については、境界確定した上で処分できるように努力するとの答弁がありました。

人権に関する事務については、人権施策については教育委員会の社会教育課が所管することになるとの説明がありました。

また、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に関し、今回の改正点については、これまで上牧町児童生徒就学援助や上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付については、教育委員会が町長部局の別組織に特定の個人を識別するために問い合わせをしていたが、今回の改正で町長部局が直接担当する。受け付け業務に関しては、新設されることも支援課が担当するとの説明がありました。

議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について。

まちづくり基本条例検証委員会が設置される理由と役割、今後の進め方について質疑があり、これに対し、まちづくり基本条例は平成26年4月に施行された。条例第38条第1項には、5年を超えない期間ごとに条例の内容の見直しが必要とあり、また、第2項には、検討を行う場合は検討委員会を設置しなければならないとあり、条例に基づき設置するものである。また、役割については、これまでも検証結果を町民へもお示してきたが、社会情勢が変化の中で条例の内容の見直しも必要となってくるため、委員会で検証と評価を行い、まちづくりの改善に役立てる。今後の進め方として、まず検証シートを作成することになる。第3章に、議会及び議員の役割と責務等があり、この部分について検証シートの作業を議会にお願いすることになる。検証シートを取りまとめ、7月に部長会に報告した上で、7～8月にまちづくり基本条例検証委員会を立ち上げ、検証委員会は5回程度予定している。その結果、一部改正の必要があれば、3月議会に上程する予定であるとの答弁がありました。

議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について。

歳入については、自動販売機使用料3万6,000円の増額計上に関し、Wi-Fi回線や防犯カメラの設置、災害時の活用についての取り組み状況はどうかとの質疑があり、現在、町内に15台の自動販売機があるが、業者によると、販売数で年間4,000本がないことにはこの事業は難しく、その条件を満たすのは庁舎内の1台だけである。今後、災害時の対応も含め、業者とも協議していくとの答弁がありました。

大和川流域総合治水対策事業費補助金については、県の大和川流域総合治水対策補助金 8 万円の内容と歳出の減災基金への積み立てについては、町が管理するため池事業に対する補助金であり、県の要綱により減災基金に積み立てるものであるとの説明がありました。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附15万6,000円については、未来を担う子どもたちの育成事業 4 万円、その他町長が必要と認める事業11万6,000円であるとの説明がありました。

歳出に関してであります、児童手当の1,451万円の減額要因について。平成28年度決算をもとに29年度当初予算で開発に伴う転入で50名の増員を見込んだが、それ以上の少子化に伴い、実数で延べ9,506名と427名減となったものであるとの答弁がありました。

保健師賃金180万円減額については、当初 2 名分の予算を組んでいたが、育児休暇と病気休暇で4月から8月は1名体制となり、1名で5カ月分の減額計上であるとの答弁がありました。

臨時教員等賃金309万7,000円減額計上については、通級教室指導員の病気休暇による減額96万3,000円、その他学校支援スタッフの時間外手当213万4,000円の減額であるとの答弁がありました。

小・中学校空調設備事業費 3 億1,899万2,000円の財源について、国庫補助4,119万4,000円の算出と単年度分起債充当率75%の説明を求めるとの質疑があり、国庫補助の基準が教室の面積によって決められ、係数を掛けた結果である。単独充当率は100%が可能であるが、今後の財政計画から見て75%としたとの答弁がありました。

ガス管延伸工事負担金321万5,000円の補正計上については、上牧小学校への空調設備整備において、都市ガスによる計画を行っている。現在供給されている米山地区から庁舎西側通学路経由ルートが約1,000万円と安上がりであり、周辺には住宅地が皆無であることから、大阪ガスとの協議の上、一部負担することとしたとの答弁がありました。

北上牧文化館臨時職員賃金194万4,000円減額については、正職員 2 名のうち 1 名が病気休暇をとったため、当初予算で臨時職員賃金を計上したが、4月末に正職員が職場復帰したため、約 1 カ月間の臨時職員賃金支給となり、減額計上したとの答弁がありました。

文化財保護費に関してであります、上牧久渡古墳群整備計画検討委員謝礼17万7,000円の減額理由と今後の予定はどうかとの質疑に対し、発掘が 1 号墳から 7 号墳で終了の予定であったが、その後、7号墳から石棺の一部や土器の破片が出土した。また、新たにもう 1 基の古墳が発見されたため、当初予定していた報告書の作成がおくれ、検討委員会は開かれなかったが、平成30年度に開催の予定であるとの答弁がありました。

減災基金残高52万2,000円の今後の活用方針については、減災基金としてはまだ十分な金額で

はないが、今後、できるだけ公債費負担を減らせるように努めていきたいとの答弁がありました。

最後に、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）であります。問いとして、核廃絶については当然、核の保有国の協力も求めていかなければならない。調印を促進する中でこのような点についてはどのように考えているかとの質疑があり、これに対し、この意見書は条例の全体までまとめていない。より多くの国が世界から核をなくしていくという内容であり、まず合意をしていくことが一番であるとの答弁がありました。

採決の結果、全議案につき、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が総務建設委員会の報告でございます。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第1号 上牧町機構改革に伴う関係条例の整理について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第2号 上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第11号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第13、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第14、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村委員長。

（文教厚生委員会委員長 康村昌史 登壇）

○文教厚生委員長（康村昌史） 10番、康村昌史です。文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました、議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について、3月6日午前10時から、全委員出席により慎重審議いたしました主な質疑内容を報告いたします。

議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

県単位化による納付金の算定根拠の説明を求めるとの質疑があり、奈良県から示された基礎額は約5億円で、保険者支援分と財政安定化支援が約8,000万円で、合計が約5億8,000万円であるとの答弁があった。

議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

第6条の改正は表現の改正であり、制度の変更はないという答弁であるが、間違いないかとの質疑があり、制度の変更ではないとの答弁があった。

また、県単位化により国保運営協議会の名称が変わるが、これまでどおり被保険者の意見を聞く協議会かとの質疑があり、協議の内容は変わらない。委員の任期は2年が3年になる

との答弁があった。

議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直しについて。現制度から改正後はどのように変わるのかとの質疑があり、国保後期高齢者の資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所して、住所が移った被保険者については住所地特例を設けて、前住所地の被保険者としています。しかし、現行制度においては、住所地特例が75歳到達等により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっている。この取り扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直され、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されるとの答弁があった。

議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

今まで奈良県福祉部長寿社会課が実施していた指定居宅介護支援事業所の指定申請の窓口が上牧町に委譲されるための条例制定であるが、上牧町の担当課はどこかとの質疑があり、生き活き対策課であるとの答弁があった。

また、申請受け付けは新規だけでなく、既存事業所の更新や変更届も対応することとなると思うが、町内事業所の数は幾つあるかとの質疑に対して、11事業所あるとの答弁があった。さらに、受け付け業務が町に委譲されたことに伴い基準や要綱が変わる場合は、事業者に対し情報を開示する等、しっかり説明をしてほしいとの質疑があり、しっかり対応していくとの答弁があった。

また、この条例の16条でケアマネジャーの役割が示されているが、2018年10月から厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の計画は町への届け出が義務づけられるが、利用者が必要な支援が制限されることのないよう求めるとの要望があり、利用者の生活実態に沿った介護計画を立てているとの答弁があった。

議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

介護保険と障害福祉のサービスを同じ事業所で受けられることになるが、障害福祉サービス利用者は、65歳以降は介護保険制度の利用が優先されるため、利用料の負担増になるのではないかとの質疑があり、負担軽減策として、65歳までに5年間障害福祉サービスを受けて

いた人、低所得者などには償還払いの仕組みがあるとの答弁があった。

議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

障害者の日常生活や社会生活を支援する特定相談支援事業者は、町内に何軒あるのかとの質疑に対して、対象となるのは3事業所であるとの答弁があった。

議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

第7期介護保険料は、基準額で月額200円引き下げられ5,000円である。保険料の算出根拠はとの質疑があり、第6期では介護認定者の伸びを6%に見込んだが、3%の伸びにとどまり、サービス料が減となり、介護予防や健康についての意識が高まっている。また、介護給付費準備金の約1億8,000万円を繰り入れて、保険料の上昇を抑えたとの答弁があった。

議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について。

平成29年度の共同事業拠出金は約6億円の見込みである。平成30年度予算では、県への納付金額が約5億9,000万円になっており、ほぼこれに匹敵するがとの質疑があり、計算方法は違うが金額は近いとの答弁があった。

議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

介護サービス等諸費3億6,000万円の減額の説明を求めるとの質疑があり、居宅介護サービスが9,000万円の減、地域密着型介護サービスは参入業者がなく2億3,000万円の減、施設介護サービスは4,000万円の減額であるとの答弁があった。

議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について。

給水収益増加の要因は何かとの質疑があり、ささゆり台を中心とした住宅開発や集合住宅の建設等で、給水戸数が平成29年度末で70戸増加するためであるとの答弁があった。

以上、10議案については、慎重審議の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

また、議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、以上の2議案については、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第15、議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第16、議第4号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第17、議第5号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第18、議第6号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第19、議第7号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第20、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第21、議第9号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第22、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第23、議第12号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第24、議第13号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第

3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第25、議第14号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第26、議第15号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）
について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで、本年3月31日をもって退職されます職員を代表し、大東都市環境部長、藤岡住民福祉部長、今西水道部長、藤岡教育部長、為本総務理事の5名に議会から花束を贈呈したいと思います。長年にわたり上牧町の行政に携わっていただき、そして、住民の福祉向上に努めてこられたことに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、同意、議決をいただきまして本当にありがとうございます。新しい年度も始まっていくわけでございますが、今委員会、それと一般質問におきまして皆さん方からご指摘をいただきました件、また、ご提案いただきました件、あわせて機構改革も実施をいたしました。また、新しく組織として4月から稼働をいたします。住民の方々の安心安全を目指したまちづくりに、これからもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

それと、最後に、退職いたします各部長に、議員の皆さんから花束をいただきまして、本当にありがとうございます。私はいただいているんですが、退職いたします部長を代表して、ここで皆さん方にお礼を申し上げまして、本議会のお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） これをもちまして、平成30年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 長 岡 照 美

署 名 議 員 富 木 つや子